

# **一般廃棄物処理基本計画書**

**2018年度**

**えりも町**



目 次  
第 1 編 ごみ処理基本計画

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 広域処理の経緯と現状.....	2
<b>第2章 えりも町の地域特性</b> .....	<b>3</b>
1 町の概要.....	3
2 自然的環境.....	3
3 社会的概況.....	6
4 産業 .....	7
5 総合計画.....	12
<b>第3章 ごみ処理の現状</b> .....	<b>13</b>
1 ごみ処理の流れ.....	13
2 ごみの排出実績.....	15
3 ごみの発生・排出抑制.....	17
4 収集運搬.....	18
5 中間処理・最終処分.....	21
6 ごみ処理の評価.....	26
7 ごみ処理経費.....	31
8 関連法令の動向.....	32
9 ごみ処理に関する課題.....	46
<b>第4章 計画の基本方針</b> .....	<b>48</b>
1 ごみ処理の基本的方向.....	48
2 計画の基本方針.....	49
3 計画期間.....	49
4 計画の対象区域.....	49
<b>第5章 ごみの排出量及び処理量の見込み</b> .....	<b>50</b>
1 行政区域内人口の推計.....	50
2 ごみ排出量の現状推計.....	51
3 ごみの減量目標の設定.....	54
<b>第6章 ごみ処理計画</b> .....	<b>57</b>
1 ごみの発生抑制.....	57
2 収集・運搬 .....	61
3 中間処理.....	63
4 最終処分.....	64
5 その他ごみ処理に関する事項.....	66

目 次  
第 2 編 生活排水処理基本計画

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>67</b>
1 計画策定の趣旨.....	67
<b>第2章 生活排水の排出状況</b> .....	<b>68</b>
1 生活排水処理体系の現状.....	68
2 集合処理の現状.....	70
3 浄化槽事業の概要.....	72
<b>第3章 生活排水処理計画</b> .....	<b>73</b>
1 生活排水処理に係る理念、目標.....	73
2 生活排水処理施設整備の基本方針.....	73
3 目標年次.....	74
4 計画処理区域.....	75
5 生活排水の処理主体.....	75
6 生活排水の処理計画.....	76
<b>第4章 し尿・汚泥の処理計画</b> .....	<b>87</b>
1 し尿・浄化槽汚泥の処理の現況.....	87
2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況.....	88
3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し.....	89
4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	90
<b>第5章 その他の計画</b> .....	<b>91</b>
1 住民への普及啓発.....	91
2 災害時の対応.....	91

資料編

- 資料 1 ごみ処理システムの評価
- 資料 2 ごみ排出量・処理量の推計
- 資料 3 生活排水処理計画図

# 第1編

## ごみ処理基本計画



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

えりも町(以下「本町」といいます。)は、2001年度よりごみの発生抑制・適正分別を目的に「ごみ処理の有料化」を導入し、2004年度から資源の循環利用を推進するため、資源ごみのリサイクル施設・埋立処分施設から構成されるクリーンセンターを稼動し、循環型社会の形成にむけて取り組んできました。そして、2011年度に、2012年度から2026年度までの15年間の計画期間とする「ごみ処理基本計画(以下「現計画」といいます。)を改定し、更なるごみ減量・リサイクルの目標を定めました。また、2014年3月1日より小型家電の受入・リサイクルを開始しました。

一方、北海道では、循環型社会の形成を加速させるための具体的な指針として「北海道循環型社会形成推進基本計画」が2015年3月に改訂され、この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」が2015年3月に改訂されました。

また、国は、2000年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行い、2018年度6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示し、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

本計画は、国や道の動向を踏まえつつ、新たな視点でごみ処理を見直し、ごみ処理関連法令の主旨に則り、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものです。

なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する長期計画に位置付けられる計画です。

## 2 広域処理の経緯と現状

1997年1月、国は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)」を策定、さらに1999年7月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布に伴い、焼却施設の構造基準・維持管理が強化され、複数の自治体による広域処理の実施が求められました。

北海道は、1997年12月に「ごみ処理の広域化計画」を策定し、道内市町村を32ブロックとする広域処理の基本的な考え方を示しました。

日高管内については、平取町外3町衛生施設組合(鶴川町、穂別町、平取町、門別町)、えりも町、日高中部衛生施設組合(新冠町、静内町、三石町)、浦河町、様似町、日高町(注：町名、組合名は1997年12月当時のもの)の計11町が「日高・胆振東部ブロック」として枠組みされ、広域化計画を1998年度に策定しました。

具体的な広域処理の内容は、日高中部衛生施設組合、平取町外3町衛生施設組合、えりも町(注：町名、組合名は1997年12月当時のもの)による焼却灰の広域処理を行うこと、リサイクルプラザの部分的な広域処理を行うこととしています。

現在、本町は、広域化計画に基づき、日高中部環境センターの焼却灰の広域処理(日高中部衛生施設組合(新冠町、新ひだか町)、平取町外2町衛生施設組合(平取町、日高町、むかわ町)、えりも町)を行っています。



## 第2章 えりも町の地域特性

### 1 町の概要

本町は、北海道の東南端に位置し、豊かな水産資源と雄大な自然景観に恵まれた漁業と観光のまちです。「風極の地」と呼ばれる日本屈指の強風地帯でもあります。

コンブ、サケ、ウニなど豊富な魚介類の水揚げは、地域経済の主力を成しています。また、全国的に知られている「襟裳岬」や断崖絶壁の海岸が続く「黄金道路」など数多くの景勝地を有し、年間30万人以上の観光客が訪れています。

### 2 自然的環境

#### 2-1 位置及び面積

本町は、北海道の中央部最南端に位置しています。東経143度8分54秒、北緯42度59秒に位置し、面積は284.00km<sup>2</sup>あります。北西には様似町、北東には広尾町があります。

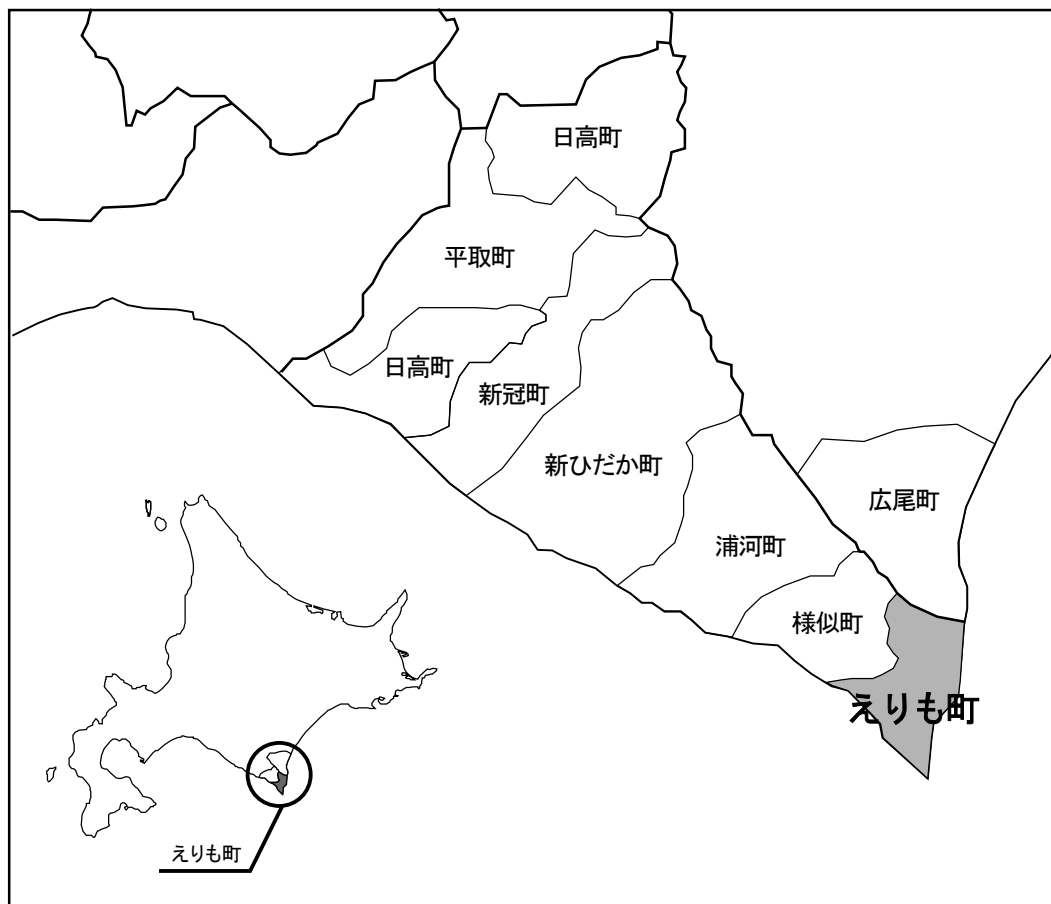


図 2-2-1 えりも町の位置

2-2 気象

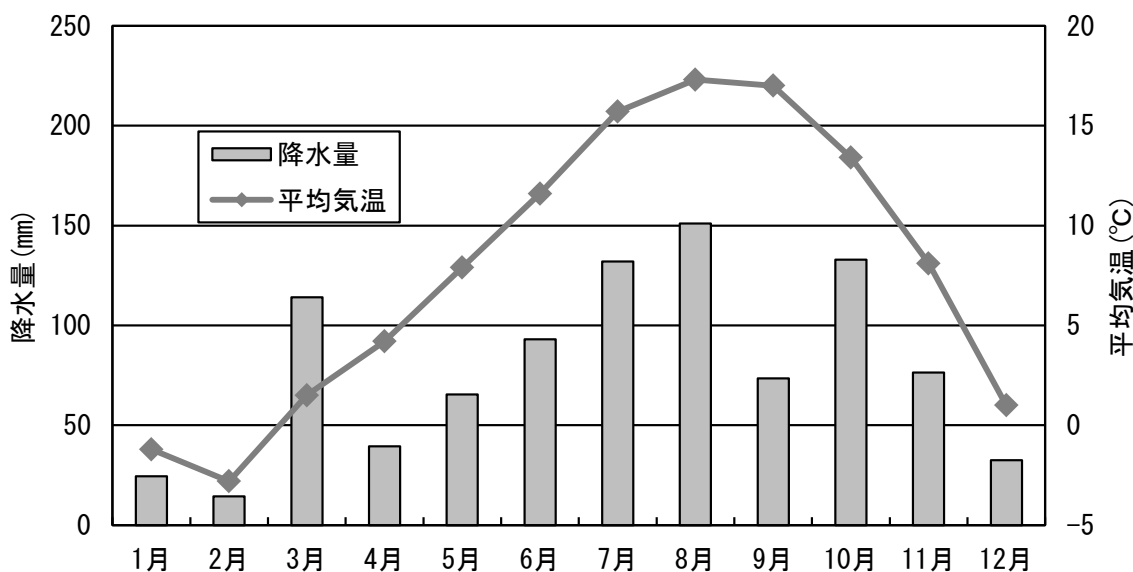
北海道の中央部最南端に位置し、太平洋に位置しているため海洋性気候であり、秋から冬にかけて、風、波が強くなります。4月～9月に発生する海霧の影響により夏は冷涼で、冬期は厳冬期でも零下10℃を越えることが少ないため、寒暖差があまりなく、平均気温も8℃前後と比較的過ごしやすい地域です。

冬は北西の風が強く、えりも岬等の海岸部及び高台は、風害の影響が大きく、農業をはじめとする産業や生活上の大きな障害となっています。降雨量は、4月～9月にかけて多くなります。

表 2-2-1 気象概要(2018年)

区分	降水量 (mm)	平均気温(℃)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低		
1月	24.5	-1.2	0.9	-3.2	10.7	125.2
2月	14.5	-2.8	-1.0	-4.9	9.6	139.2
3月	114.0	1.5	4.0	-0.7	8.7	174.2
4月	39.5	4.2	6.8	2.0	8.2	179.2
5月	65.5	7.9	10.7	5.7	7.3	166.6
6月	93.0	11.6	14.3	9.5	6.6	113.8
7月	132.0	15.7	17.7	14.2	6.1	39.5
8月	151.0	17.3	19.6	15.4	8.1	124.3
9月	73.5	17.0	19.1	14.9	6.0	172.6
10月	133.0	13.4	15.4	11.2	7.1	189.7
11月	76.5	8.1	10.3	5.7	8.3	149.4
12月	32.5	1.0	3.2	-1.2	11.3	119.3
年	949.5	7.8	10.1	5.7	8.2	1,693.0

資料：えりも岬観測所(アメダス)より



資料：えりも岬観測所(アメダス)より

図 2-2-2 気象概要(2018年)

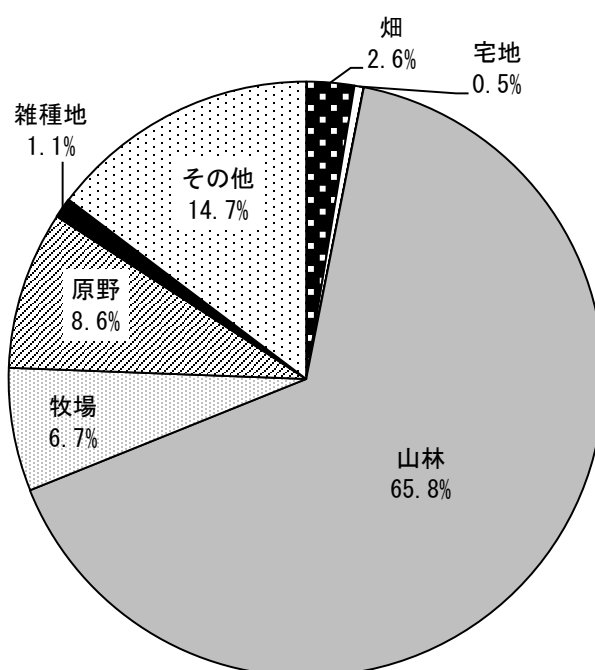
2-3 土地利用

地目別面積による土地利用の現状は、山林が65.7%ともっとも多く、以下、その他14.7%、原野8.5%、牧場6.9%なっています。

表 2-2-2 土地利用状況(2016年)

地目	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積(km <sup>2</sup> )	0.00	7.37	1.33	186.83	19.09	24.43	3.23	41.72	284.00
構成比(%)	0.0%	2.6%	0.5%	65.8%	6.7%	8.6%	1.1%	14.7%	100.0%

資料：北海道統計書(2018年)より



資料：北海道統計書(2018年)より

図 2-2-3 土地利用状況(2016年)

### 3 社会的概況

#### 3-1 人口・世帯数

2015年の総人口は4,903人となっています。これは、2005年からの伸び率84.6%と総人口は減少しています。15歳未満の人口は伸び率77.7%と一番低く、少子高齢化が進んでいます。

表 2-3-1 人口・世帯数の推移

区分		2005年	2010年	2015年	10年間の伸び率
人口(人)	総人口	5,796	5,413	4,906	84.6%
	男	2,863	2,698	2,449	85.5%
	女	2,933	2,715	2,457	83.8%
年齢3区分別人口(人)	15歳未満	884	767	687	77.7%
	15～64歳	3,569	3,330	2,852	79.9%
	65歳以上	1,343	1,316	1,367	101.8%
世帯数		2,101	2,036	1,929	91.8%

※10年間の伸び率は2005年値に対する2015年値の割合

資料：国勢調査(2005年～2015年)より

#### 3-2 交通

本町には、国道336号線(浦河～浦幌)が海岸沿いを東西に走り、苫小牧市、札幌市などの道央と釧路地方などの道東に連結しています。鉄道はなく最寄り駅は隣町の様似駅で、列車に接続してJR北海道バス日勝線が運行しています。札幌方面高速「高速えりも号」が運行されています。



図 2-3-1 交通の概要

## 4 産業

## 4-1 就業構造

本町の就業者総数は、2015年の国勢調査では2,839人であり、うち第一次産業では1,421人、第二次産業では291人、第三次産業では1,111人となっています。業種構成では、漁業が全体の半数近くを占めています。

過去10年間の推移を見ると、就業者総数は558人減少しています。就業者人口の比率では、第二次産業が減少し、第一次産業が増加しています。

表 2-4-1 産業別就業者人口の推移

(単位：人)

区分	2005年		2010年		2015年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
第一次産業総数	1,622	47.7%	1,556	48.6%	1,421	50.1%
農業	78	2.3%	74	2.3%	60	2.1%
林業	7	0.2%	33	1.0%	31	1.1%
漁業	1,537	45.2%	1,449	45.3%	1,330	46.8%
第二次産業総数	430	12.7%	395	12.3%	291	10.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	-	-	-	-
建設業	233	6.9%	203	6.3%	146	5.1%
製造業	197	5.8%	192	6.0%	145	5.1%
第三次産業総数	1,343	39.5%	1,248	39.0%	1,111	39.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.4%	7	0.2%	9	0.3%
情報通信業	0	0.0%	-	-	-	-
運輸業、郵便業	36	1.1%	42	1.3%	14	0.5%
卸売業、小売業	245	7.2%	244	7.6%	202	7.1%
金融業、保険業	17	0.5%	20	0.6%	14	0.5%
不動産業、物品賃貸業	3	0.1%	2	0.1%	3	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業			11	0.3%	10	0.4%
宿泊業、飲食サービス業	97	2.9%	83	2.6%	97	3.4%
生活関連サービス業、娯楽業			76	2.4%	46	1.6%
教育、学習支援業	129	3.8%	127	4.0%	108	3.8%
医療、福祉	124	3.7%	169	5.3%	152	5.4%
複合サービス業	135	4.0%	103	3.2%	79	2.8%
サービス業(他に分類されないもの)	259	7.6%	100	3.1%	101	3.6%
公務(他に分類されないもの)	286	8.4%	264	8.3%	276	9.7%
分類不能	2	0.1%	1	0.0%	16	0.6%
総数	3,397	100.0%	3,200	100.0%	2,839	100.0%

資料：国勢調査(2005年～2015年)より

#### 4-2 事業所数

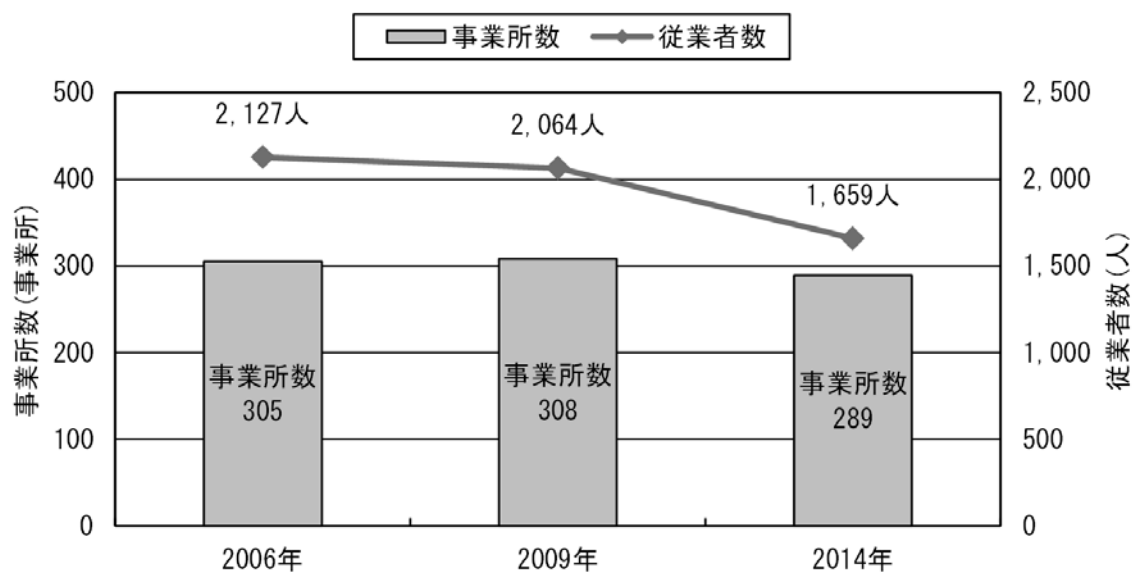
2014年の事業所数は289事業所となっており、2006年と比較すると、減少しています。従業員数は年々減少傾向にあります。

表 2-4-2 事業所数、従業員数の推移

区分	2006年	2009年	2014年
事業所数	305	308	289
従業員数(人)	2,127	2,064	1,659

※事業所数は事業内容等不詳を除きます。

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス\_基礎調査より



資料：事業所・企業統計調査、経済センサス\_基礎調査より

図 2-4-1 事業所数、従業員数の推移

#### 4-3 商業

本町の商業のほとんどが小売業で占められています。2016年における商業は、事業所数53事業所、従業員数241人、商品販売額5,187百万円となっており、2012年と比較すると、従業員数及び商品販売額は減少傾向にあります。

表 2-4-3 商業の推移

区分	2012年	2014年	2016年
事業所数	50	52	53
従業員数(人)	228	236	241
商品販売額(百万円/年)	3,219	7,143	5,187

※商品販売額は、調査年の前年の実績値となっています。

資料：経済センサス\_活動調査、商業統計より

## 4-4 農業

本町は、平坦部が少なく、夏の日照時間が短いことに加え強風地帯であることなどから、稲作、畑作は行われていませんが、丘陵を利用した肉用牛、酪農、軽種馬等の畜産経営を行っています。2015年における販売農家総数は、25戸(専業農家18戸、第一種兼業農家5戸、第二種兼業農家2戸)、農業従事者数は68人となっています。

過去10年間の推移をみると、兼業農家戸数は増加し、兼業農家数は減少しています。

表 2-4-4 販売農家数の推移

区分	総数(戸)	専業農家(戸)	兼業農家(戸)	兼業農家(戸)		農業従事者数(人)
				第1種(戸)	第2種(戸)	
2005年	38	11	27	16	11	117
2010年	30	12	18	8	10	91
2015年	25	18	7	5	2	68

資料：農林業センサスより

## 4-5 製造業

本町の製造業のほとんどが食料品製造業で占められています。過去5年間の従業者数及び製造品出荷額等は増減しています。

2017年において、事業所数が9事業所、従業者数が132人、製造品出荷額等が432,595万円となっています。

表 2-4-5 製造業の推移

区分	2012年	2013年	2014年	2016年	2017年
事業所数(事業所)	10	10	9	9	9
従業者数(人)	130	126	115	147	132
製造品出荷額等(万円)	570,509	617,759	460,836	402,908	432,595

※製造品出荷額について、2016年値は2015年実績、2017年値は2016年実績となっています。

資料：工業統計調査、経済センサス\_活動調査より

4-6 漁業

本町の主要産業であり、中でも中心的な役割を占めているのが昆布漁です。

この地域の昆布は「日高昆布」として全国的に有名であり、多くは関西方面に出荷されています。初夏から晩秋まで本町の3分の1の世帯が昆布漁に携わっています。

昆布以外でも、さけ・ます漁も行われており、そのほとんどが、9月から11月まで続く定置網漁によるものとなっています。

近年では、海洋環境の変化、漁業者の減少・高齢化などにより藻場の保全に必要な活動量の確保が難しくなっています。

表 2-4-6 漁獲量及び漁獲高

区分	2014年		2015年		2016年	
	数量 (t)	金額 (千円)	数量 (t)	金額 (千円)	数量 (t)	金額 (千円)
魚類	9,968	2,710,966	13,959	3,661,490	4,962	1,585,215
さけ	3,876	1,841,016	4,893	2,448,301	999	716,029
たら	672	158,440	656	224,542	546	211,232
すけとうだら	3,619	281,041	4,371	488,050	1,701	166,307
その他	1,801	430,468	4,037	500,597	1,716	491,647
水産動物	966	839,659	806	767,976	985	826,171
毛がに	152	282,425	163	347,513	96	314,666
やなぎだこ	503	268,953	402	179,419	575	257,180
みずだこ	293	159,362	221	106,137	296	122,186
その他	19	128,919	19	134,905	18	132,138
貝類	1,774	918,041	1,758	953,102	1,579	957,391
ほっき貝(うばがい)	90	35,170	69	30,524	83	40,742
つぶ類	1,670	875,495	1,665	901,658	1,472	892,134
その他	14	7,377	23	20,921	24	24,514
海藻類	1,892	2,715,340	2,154	2,726,290	1,905	2,337,384
こんぶ	1,879	2,641,153	2,137	2,655,834	1,889	2,269,258
その他	13	74,187	17	70,456	17	68,126
総数	14,600	7,184,006	18,677	8,108,859	9,431	5,706,161

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳の計は必ずしも一致しません。

資料：北海道水産現勢より



## 4-7 観光

本町には、1981年に「日高山脈襟裳国定公園」に指定を受けた「襟裳岬」があり、全国的にも有名な観光地域となっています。その他、黄金道路や豊似湖など自然にあふれた場所が有名です。イベントでは、えりもの灯台まつりや、えりも海と山の幸フェスティバルなどが開催されます。

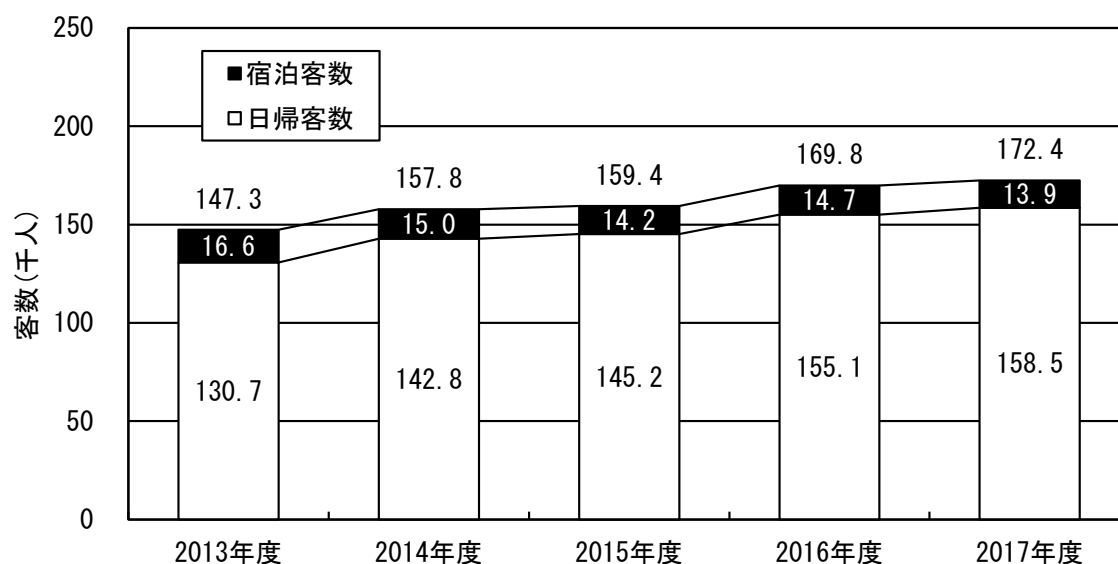
年度別の観光入込客数(延べ人数)をみると、過去5年間では減少傾向にあり、2017年度では約14万人となっています。入込客数の約9割が日帰り客となっています。

表 2-4-7 観光入込客数の推移

(単位：千人)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
観光入込客数	147.3	157.8	159.4	169.8	172.4
うち日帰客	130.7	142.8	145.2	155.1	158.5
うち宿泊客	16.6	15.0	14.2	14.7	13.9

資料：北海道観光入込客数調査報告書より



資料：北海道観光入込客数調査報告書より

図 2-4-2 日帰客数・宿泊客数の推移

## 5 総合計画

本町は2016年度に「第6期えりも町総合計画」を策定し、今後10年間のまちづくりの方針等を定めています。計画期間は2016年度から2025年度の10年間です。

政策及び各施策は、5つの方針から成り立っており、ごみ処理とリサイクルにおける施策の方向性を「ごみ資源のリサイクル化と減量化の推進」、「清掃センターの計画的な修繕」とし、事務・事業を行う計画としています。

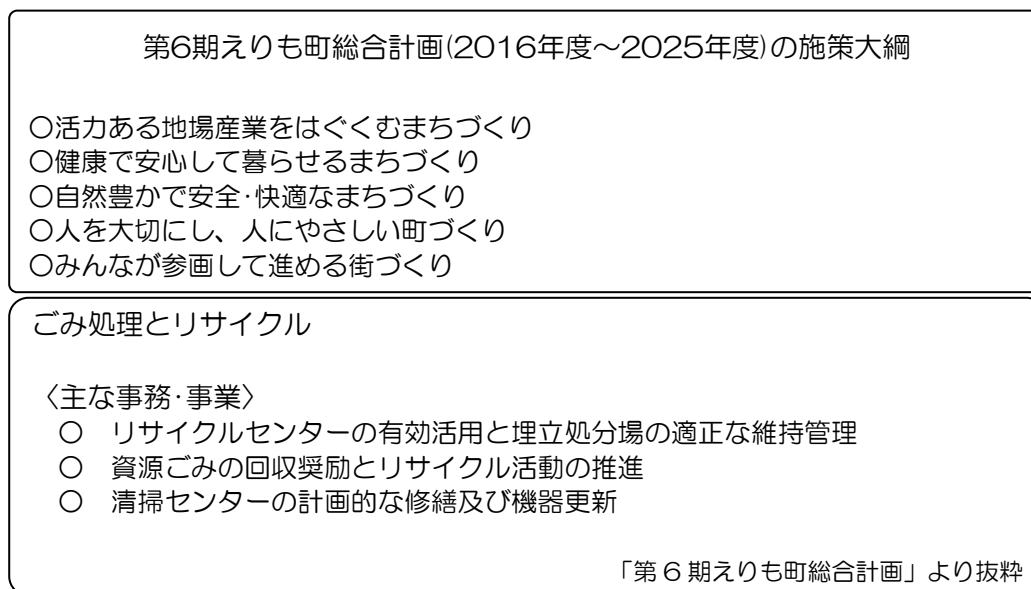


図 2-5-1 えりも町総合計画の概要

## 第3章 ごみ処理の現状

### 1 ごみ処理の流れ

本町のごみは、燃やせるごみ(以下「可燃ごみ」といいます。)、燃やせないごみ(以下「不燃ごみ」といいます。)、粗大ごみ、資源ごみ、その他のごみの5分類で、資源ごみはさらに8種類に分別しています。

2017年度におけるごみ処理の流れを図 3-1-2に示します。計画収集ごみは、本町が収集したごみであり、一方、直接搬入ごみは、えりも町清掃センター(以下「清掃センター」といいます。)、えりも町クリーンセンター(以下「クリーンセンター」といいます。)に持ち込まれたごみです。

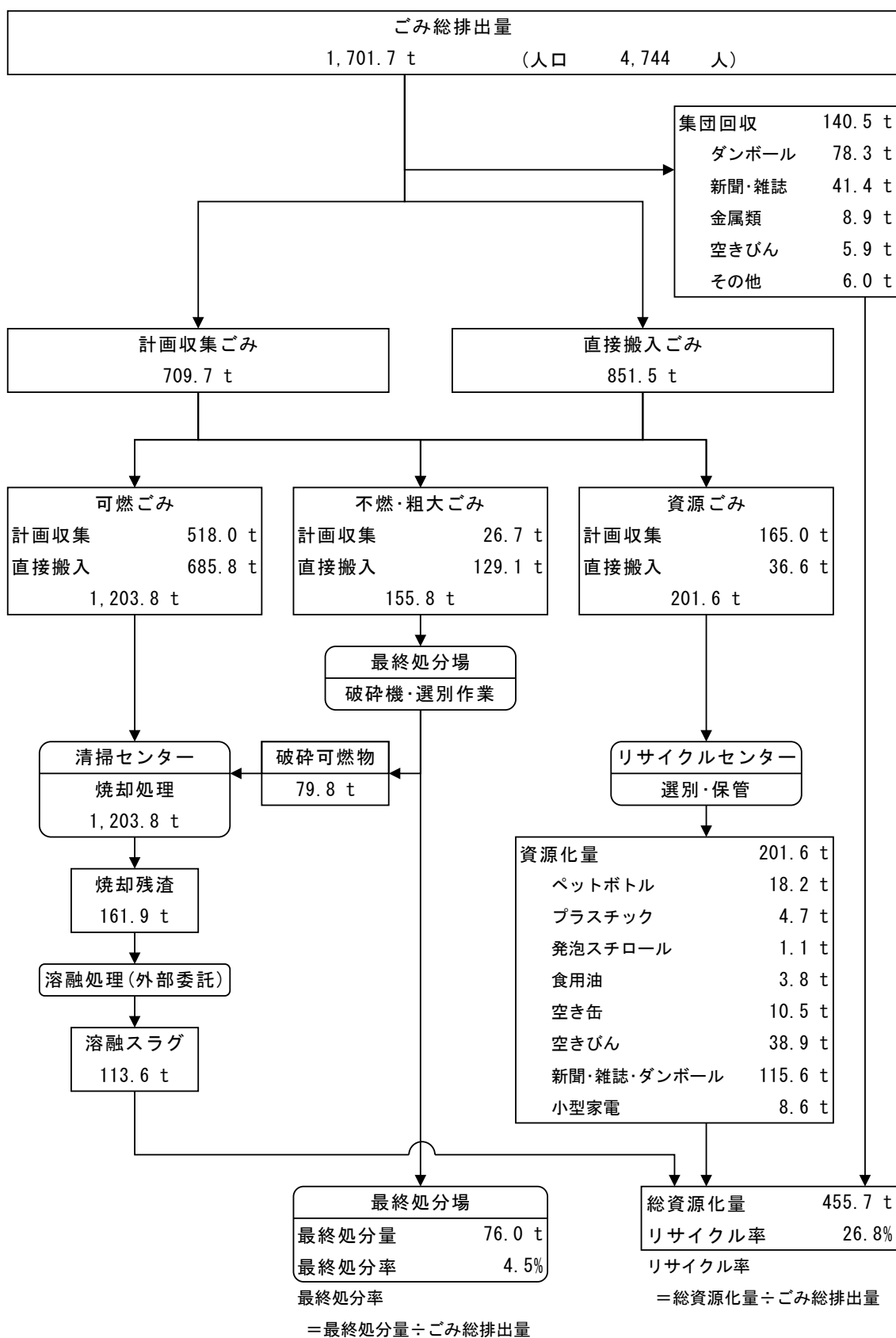
可燃ごみは、清掃センターで焼却処理し、処理で発生する残渣は、日高中部環境センター(新ひだか町)で広域処理し、熔融スラグは最終処分場の覆土材として再利用します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、可燃物と不燃物に選別し、最終処分場の破砕機で大型物等を細かくした後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分します。

資源ごみは、排出や収集段階で種類毎に選別し、一部は圧縮・梱包等の処理を行い、リサイクルセンターで保管し、再生業者等に引き渡します。



図 3-1-1 えりも町のごみ分類



※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

図 3-1-2 ごみ処理フロー(2017年度実績)

## 2 ごみの排出実績

### 2-1 ごみ排出量

2013年度から2017年度までの過去5年間のごみ排出量の実績を表 3-2-1、図 3-2-1に示します。

搬入区分毎では、計画収集ごみ、直接搬入ごみともに減少傾向にあり、2017年度における排出量は、2013年度に対して、計画収集ごみは約9%減少し、直接搬入ごみは約7%減少しています。

ごみ分別区分毎では、可燃ごみが全体の約8割を占めています。可燃ごみ、資源ごみは過去5年間でおおむね減少傾向にあり、不燃・粗大ごみは、2016年度から減少し続けています。

表 3-2-1 過去5年間のごみ排出量の実績

(単位：t/年)

分別区分	搬入区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
可燃ごみ	計画収集	549.4	572.3	566.9	546.7	518.0
	直接搬入	747.6	710.7	674.8	649.3	685.8
	合計	1,297.0	1,283.0	1,241.7	1,196.0	1,203.8
不燃・粗大ごみ	計画収集	30.7	28.0	27.6	27.8	26.7
	直接搬入	132.5	118.7	156.4	147.5	129.1
	合計	163.2	146.7	184.0	175.3	155.8
資源ごみ	計画収集	197.6	200.1	186.8	175.4	165.0
	直接搬入	30.7	34.2	35.0	39.9	36.6
	合計	228.3	234.3	221.8	215.3	201.6
ごみ排出量合計		1,688.5	1,664.0	1,647.5	1,586.6	1,561.2

※直接搬入には、イベント、災害、クリーン活動等で発生したごみも含まれます。

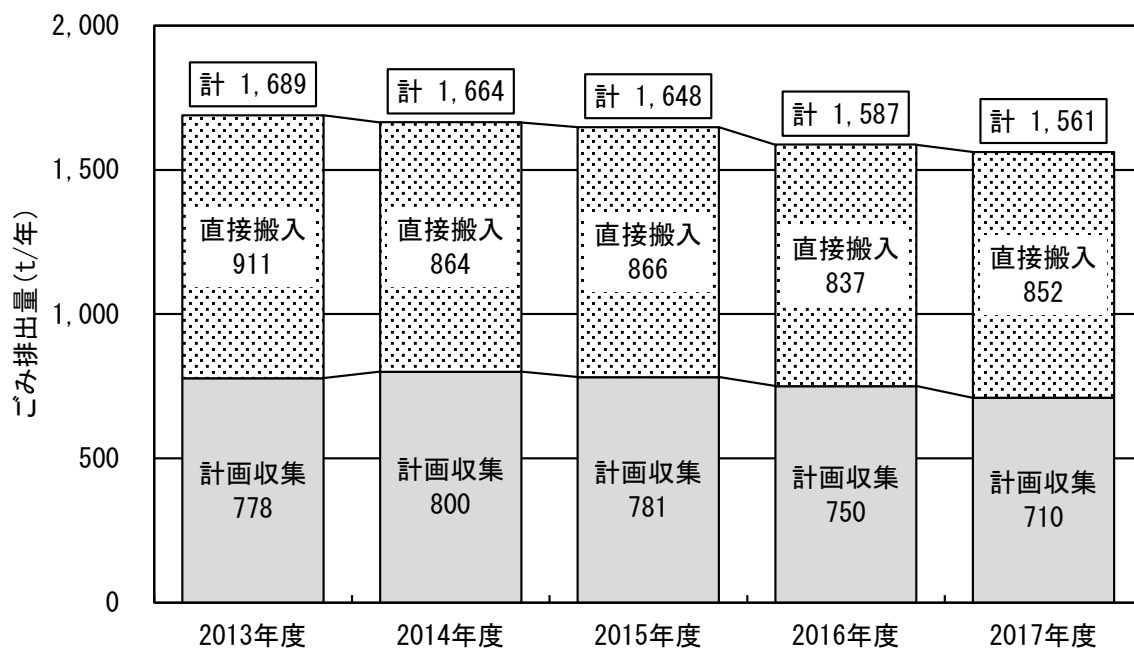


図 3-2-1 ごみ排出量の実績

2-2 ごみ排出量原単位

過去5年間の町民一人一日あたりのごみ排出量(以下「ごみ排出量原単位」といいます。)の推移を表 3-2-2に示します。

計画収集ごみについては、可燃ごみは2016年度から減少、資源ごみは2015年度から減少しており、不燃・粗大ごみは過去5年間概ね一定で推移しています。

直接搬入ごみについては、可燃ごみは2016年度まで減少し続けていたものの、2017年度で大きく増加しています。不燃・粗大ごみは2016年度から減少しており、資源ごみは2016年度まで増加し続けていたものの、2017年度に減少しています。

表 3-2-2 過去5年間のごみ排出量原単位の実績

(単位：g/人・日)

搬入区分	分別区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
計画収集	可燃ごみ	292	311	313	309	299
	不燃・粗大ごみ	17	15	15	16	16
	資源ごみ	105	109	103	99	95
	合計	414	435	431	424	410
直接搬入	可燃ごみ	398	386	373	367	396
	不燃・粗大ごみ	70	64	87	84	75
	資源ごみ	16	18	19	23	21
	合計	484	468	479	474	492
ごみ排出量合計		898	903	910	898	902

※ごみ排出量原単位(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口年度末値(人) ÷ 365日/年 × 10<sup>6</sup>

### 3 ごみの発生・排出抑制

#### 3-1 集団回収

資源の有効利用を促進するために、1991年度からリサイクル活動に取り組む自治会や子供会等に対して助成金を交付しています。

現在、交付対象となる資源は、ダンボール、新聞・雑誌、アルミ缶、その他金属類、空きびんとなっており、回収量に応じて助成金を支払います。過去5年間の回収実績を表 3-3-1 に示します。

表 3-3-1 過去5年間の集団回収の実績

(単位：t/年)

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
回収量	ダンボール	123.9	141.7	116.0	74.8	78.3
	新聞・雑誌	88.6	105.9	73.2	30.7	41.4
	金属類(缶類含む)	11.5	16.7	17.0	4.0	8.9
	空きびん	8.9	8.6	10.1	8.1	5.9
	その他	-	-	-	-	6.0
	合計	232.9	272.9	216.3	117.6	140.5
助成団体数		8	13	13	8	10

#### 3-2 生ごみ処理容器の助成

可燃ごみに含まれる生ごみの排出抑制を推進するために、1991年度から家庭用コンポスト容器の購入助成を行っています。現在、機械式処理容器、コンポスト容器(容量100L以上)、ぼかし等容器(容量10L以上)、酵素容器(容量10L以上)を対象に、容器1基の購入金額の1/2(上限30,000円)を助成しています。機械式処理容器とコンポスト容器の過去5年間の助成実績を表 3-3-2に示します。

表 3-3-2 機械式処理容器とコンポスト容器の過去5年間の助成実績

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
機械式処理容器	個数	2	-	-	-	-
	補助金額(円)	60,000	-	-	-	-
コンポスト容器	個数	2	2	2	1	2
	補助金額(円)	8,800	8,800	8,800	4,400	8,200

## 4 収集運搬

### 4-1 分別区分

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、その他ごみの5分別収集を行っており、さらに資源ごみは空き缶、空きびんなど8種類について分別収集を行っています。

表 3-4-1 分別区分と主なごみの種類(2018年度現在)

収集区分		詳細
可燃ごみ	紙類	紙くず、空箱、紙袋、ティッシュ、紙パック(アルミ内張を含む)
	生ごみ	料理くず、食べ残し、野菜・果物くず、貝殻、茶殻等
	布・衣類	服、ズボン、下着、ハンカチ、タオル、カーテン等
	木くず類	割りばし、小枝、木の葉、木箱等
	プラスチック類	バケツ、タッパ等、ナイロンやコンビニ弁当容器等
	発泡スチロール	汚れているカップ麺容器、食品トレイ、魚箱等
	その他	乾燥している草花類、汚物を取り除いた紙おむつ等
不燃ごみ	金属類	鍋、釜、煙突、針金、鉄くず等
	プラスチック類	塩素系洗剤の容器、金属のついているプラスチック容器
	ゴム・皮革類	ゴム製品、カバン、革製品、履物類
	ガラス類	ガラス、コップ、鏡、食用油のびん等
	陶磁器類	食器、土鍋、花瓶、ホーロー製品、植木鉢等
	危険ごみ	カミソリ、はさみ、包丁、ナイフ、カッター等
	乾電池・電球類	乾電池、電球、蛍光灯、体温計等
	スプレー・ライター類	殺虫剤、化粧品、卓上ガスボンベ、ライター等
その他	小型電気製品(ポット、アイロン、トースター等)、乾燥していない草花	
粗大ごみ		家具類、楽器類、布団類、その他
資源ごみ	空き缶	飲料缶、缶詰缶、菓子缶、ミルク缶、茶筒等でアルミ製又はスチール製のもの
	空きびん	酒類、ジュース類、調味料、コーヒー、ワンカップ等のガラス製のもの
	ペットボトル	ペットボトルの識別表示マークの付いているもの
	発泡スチロール	白色トレイ、白色の納豆容器、白色のカップ麺の容器等、魚箱等、緩衝材
	食用油	食用油の廃油
	プラスチック類	弁当容器等、卵パック、ペットボトルラベル、カップラーメン容器、柔軟剤・洗剤容器等、シャンプー・リンス容器等、乳酸菌飲料容器等、色つきトレイ
	新聞紙・雑誌・ダンボール類	新聞・チラシ等、雑誌・ノート等、牛乳パック等、ダンボール
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、パソコン、ゲーム機、電子ジャー、電気アイロン、プリンター、ミシン、扇風機、掃除機、ステレオ、ドライヤー等	
その他のごみ	クリーン作戦等で排出された汚泥、汚れたびん、缶等、使用されていない花火	



## 4-2 収集頻度

現在の計画収集ごみの収集頻度を表 3-4-2に示します。地区あたりの収集頻度は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月2回、資源ごみ月2～3回となっています。

表 3-4-2 収集地区ごとの収集頻度(2018年度現在)

収集地区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
近浦・笛舞・和里・大和・西えりも・本町・中央・沢町	毎週月・木 午前	毎月第1,3水 午前	毎月 2～3回 (自治会 地区ごと)
住吉・高見・新栄・みどり・旭ヶ丘・柏台・あけぼの・新浜	毎週月・木 午後	毎月第1,3水 午後	
歌別・東洋・えりも岬	毎週火・金 午前	毎月第2,4水 午前	
上歌別・苔別・庶野・目黒	毎週火・金 午後	毎月第2,4水 午後	

## 4-3 収集時排出方法

現在の計画収集ごみの排出方法を表 3-4-3に示します。可燃ごみは戸別収集、不燃ごみはごみステーションへの排出となっています。

粗大ごみは、事前にえりも町清掃センターに連絡の上、戸別収集となっています。

資源ごみのうち、紙類は可燃ごみの収集日に戸別収集、その他の資源ごみはごみステーションへの排出となっています。

表 3-4-3 ごみの排出方法(2018年度現在)

ごみ区分	排出方法	排出先	
可燃ごみ	収入証紙が印刷された薄赤色の指定袋で排出	戸別収集	
不燃ごみ	収入証紙が印刷された薄青色の指定袋で排出	ごみステーション	
粗大ごみ	廃棄物処理収入証紙を直接添付して、清掃センターに予約し排出	戸別収集	
資源 ごみ	空き缶	オレンジ文字の透明の指定袋で排出	ごみステーション
	空きびん	ごみステーションに設置した青いカゴへ排出	
	ペットボトル	紺色文字の透明の指定袋で排出	
	発泡スチロール	紫色文字の透明の指定袋で排出	
	食用油	ごみステーションに設置した青いカゴへ排出	
	プラスチック類	透明又は半透明の袋(買い物袋含む)で排出	
	新聞紙・雑誌・ダンボール類	それぞれひもなどで十文字に縛って排出	戸別収集
小型家電	町内に設置した回収ボックスに持ち込み	回収ボックス (町内3箇所設置)	

## 4-4 ごみの直接搬入

ごみを直接持ち込む場合、可燃ごみは透明又は半透明の袋に入れて清掃センターに搬入、不燃ごみ及び資源ごみは透明又は半透明の袋に入れてクリーンセンターに搬入、粗大ごみは清掃センターに搬入します(各ごみ処理手数料については次頁参照)。

4-5 ごみ処理手数料

2001年度より、ごみ処理の有料化を導入しています。可燃ごみ、不燃ごみについては、ごみ処理手数料を含めた値段で指定袋を商店等で販売しています。資源ごみのうち、空き缶、ペットボトル、発泡スチロールについては基本的に袋のみの料金であり、ごみ処理手数料は徴収していません。

直接搬入ごみは2002年度より証紙による受付を導入しています。可燃ごみ、不燃ごみは該当料金の証紙を購入し、各搬出先の受付で提出します。粗大ごみは該当料金の証紙を購入し、粗大ごみに直接添付して排出します。

表 3-4-4 ごみ処理手数料(2018年度現在)

区分		手数料		備考
計画収集	可燃ごみ	10Lにつき	50円	証紙が印刷された「指定ごみ袋」
		20Lにつき	100円	
		30Lにつき	150円	
45Lにつき		200円		
不燃ごみ	20Lにつき	100円		
	30Lにつき	150円		
資源ごみ	空き缶・ペットボトル・発泡スチロールの袋代		空き缶、ペットボトル、発泡スチロールは「指定ごみ袋」購入 ※上記以外の資源ごみは無料	
30Lにつき	10円			
45Lにつき	12円			
直接搬入	可燃ごみ(清掃センター)	10kgにつき	90円	事前に証紙を購入
	不燃ごみ(最終処分場)	10kgにつき	90円	事前に証紙を購入
	粗大ごみ(最終処分場)	縦、横、高さの和が		粗大ごみ用証紙を購入し添付
		150cm以下の物	500円	
	151cm以上の物	1,000円		
資源ごみ(リサイクルセンター)			無料	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共のごみ</li> <li>・ 町主催行事のごみ</li> <li>・ 災害ごみ</li> <li>・ 清掃及び美化活動で集めたごみ</li> </ul>				無料

4-6 収集運搬体制

ごみの収集運搬は収集業者に委託しています。現在、収集車両台数は4台となっています。

表 3-4-5 収集運搬車両(2018年度現在)

ごみ区分	車種	台数
可燃ごみ、不燃ごみ	4tバッカー車	3台
資源ごみ	4t平ボディ車	1台

## 5 中間処理・最終処分

### 5-1 清掃センター(焼却施設)

可燃ごみの焼却処理を行う清掃センターは、1991年3月に稼働し、稼働開始から約27年が経過しています。2001年にダイオキシン対策として改良工事が実施されています。

清掃センターから排出される焼却残渣は、日高中部環境センター(新ひだか町)で熔融処理し、熔融スラグは本町の最終処分場の覆土材として再利用します。

表 3-5-1 清掃センターの概要

①名称	えりも町清掃センター
②所在地	えりも町字歌別
③施設面積	6,550.115m <sup>2</sup>
④延床面積	562.703m <sup>2</sup>
⑤型式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
⑥処理能力	10 t /8h
⑦設備概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入供給：ピットアンドクレーン方式</li> <li>・燃焼方式：ストーカ式</li> <li>・ガス冷却方式：水噴射方式</li> <li>・集じん方式：電気集じん機</li> <li>・ダイオキシン類対策：空気予熱器前での酸化鉄噴霧 電気集じん機前での消石灰噴霧</li> <li>・排水処理：ごみピット汚水→高温酸化処理方式 プラント排水→再循環型放流方式</li> <li>・灰出し装置：コンベヤ+バンカ方式</li> </ul>
⑧竣工年月	1991年3月

表 3-5-2 清掃センターの処理実績

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
運転日数(日/年)	176	180	173	179	168
処理量(t/年)	1,267.0	1,346.6	1,225.4	1,199.1	1,187.2
焼却残渣(t/年)	208.99	205.01	175.41	156.65	161.86
熔融スラグ(t/年)	153.53	203.24	144.73	125.95	113.63
焼却残渣/処理量	16.5%	15.2%	14.3%	13.1%	13.6%
熔融スラグ/処理量	12.1%	15.1%	11.8%	10.5%	9.6%

※搬入と処理の計量の時差等の関係から可燃ごみ排出量と処理量は一致していません。

5-2 クリーンセンター

不燃・粗大ごみの破碎選別・埋立処分及び資源ごみの再資源化・保管を行うクリーンセンターは、2004年度から稼働を開始しています。クリーンセンターは、リサイクルセンターと最終処分場、閉鎖処分場、浸出水処理施設で構成されています。

クリーンセンターの概要を表 3-5-3に示します。

表 3-5-3 クリーンセンターの概要

①名称	えりも町クリーンセンター
②所在地	えりも町字本町613番地の1及び新浜338番地
③主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルセンター</li> <li>・最終処分場</li> <li>・閉鎖処分場</li> <li>・浸出水処理施設</li> <li>・計量設備(トラックスケール)</li> </ul>
④着工年月	2002年6月25日
⑤竣工年月	2004年9月30日

(1) リサイクルセンター

リサイクルセンターは、資源ごみの再資源化・保管を行う施設です。図 3-5-1のフローに示すように、集めた資源ごみは、選別作業や圧縮梱包処理を行い、ストックヤードで一時保管した後、指定法人、再生業者等に引き渡します。

表 3-5-4 リサイクルセンターの概要

①建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造 地上1階</li> <li>・敷地面積 5,567m<sup>2</sup></li> <li>・延床面積 738m<sup>2</sup></li> </ul>
②施設規模	1.30t/日
③主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量室(トラックスケール)</li> <li>・空缶選別圧縮機(アルミ、スチール)</li> <li>・段ボール圧縮機</li> <li>・ペットボトル圧縮梱包機</li> <li>・ストックヤード</li> </ul>

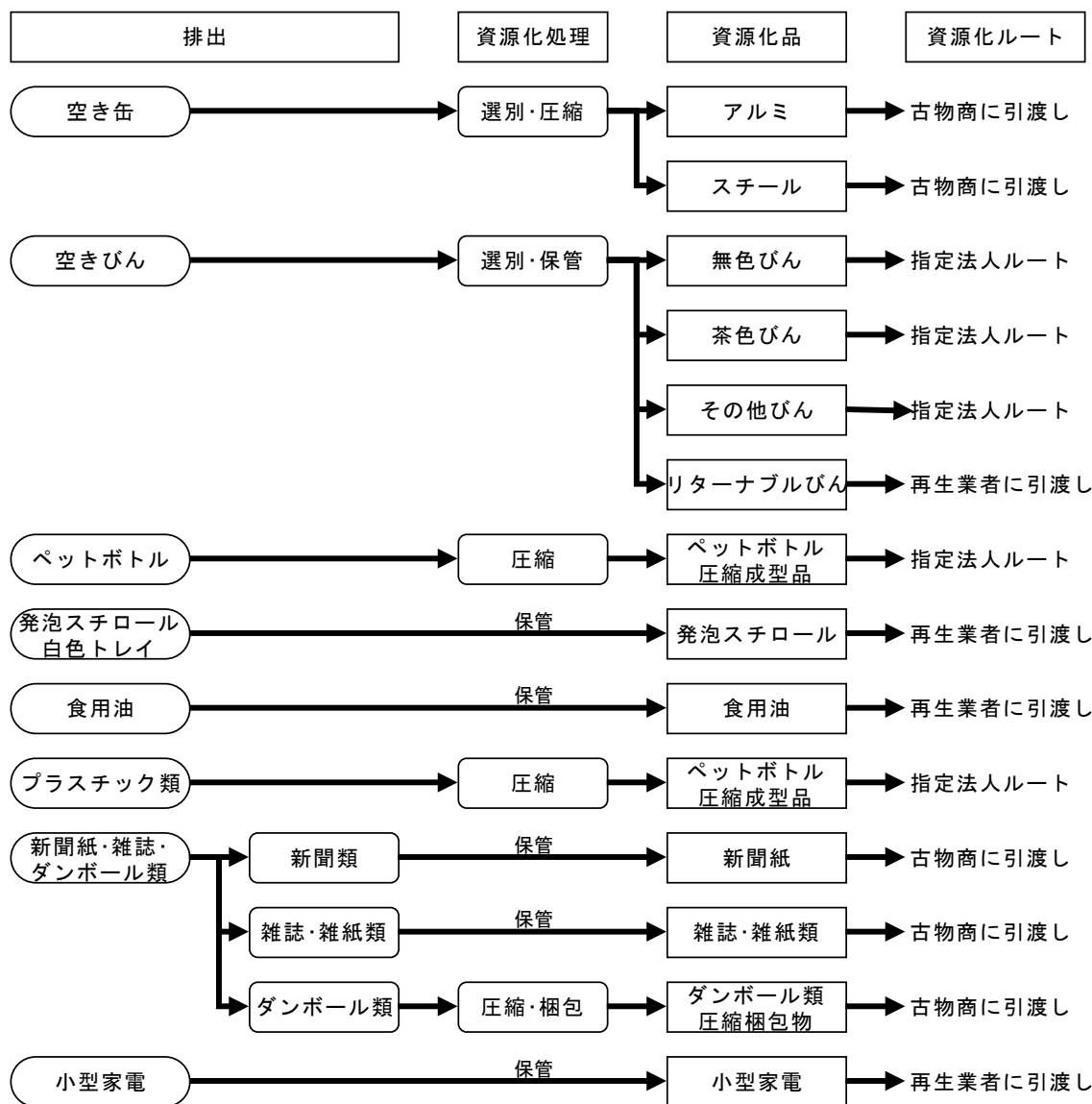


図 3-5-1 各資源ごみの資源化フロー(2018年度現在)

過去5年間のリサイクルセンターへの搬入量実績を表 3-5-5に示します。

2017年度における搬入量の内訳(重量比率)は、新聞・雑誌・ダンボールが約57%、空きびんが約19%、ペットボトルが約9%、空き缶が約5%、小型家電が約4%、プラスチックが約2%、食用油が約2%、発泡スチロールが約1%となっています。

表 3-5-5 過去5年間のリサイクルセンターへの搬入量実績

(単位：kg/年)

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
ペットボトル		20,341.6	19,640.0	19,759.6	18,978.0	18,236.2
プラスチック		4,693.3	5,266.2	5,100.0	4,950.4	4,749.4
発泡スチロール		1,211.6	1,125.2	1,093.4	1,137.7	1,109.9
廃油		4,021.0	4,740.0	4,364.5	4,481.6	3,843.0
空き缶	スチール缶	7,700.0	7,340.0	4,770.0	4,330.0	4,030.0
	アルミ缶	6,700.0	6,790.0	7,200.0	6,830.0	6,510.0
		14,400.0	14,130.0	11,970.0	11,160.0	10,540.0
空きびん	びん(無色、茶色、その他)	42,800.0	41,090.0	40,010.0	37,100.0	35,170.0
	再生びん	3,829.5	3,610.5	4,061.0	3,397.0	3,724.0
		46,629.5	44,700.5	44,071.0	40,497.0	38,894.0
新聞・雑誌・ダンボール	ダンボール	47,210.0	44,440.0	44,000.0	43,340.0	41,590.0
	新聞	44,160.0	47,890.0	46,800.0	46,040.0	40,770.0
	雑誌	45,660.0	44,060.0	37,730.0	35,580.0	33,250.0
		137,030.0	136,390.0	128,530.0	124,960.0	115,610.0
小型家電			8,310.0	6,910.0	9,096.0	8,637.0
搬入量合計		228,327.0	234,301.9	221,798.5	215,260.7	201,619.5

## (2) 最終処分場

埋立期間は15年間を計画しています。

搬入された不燃ごみ及び粗大ごみについては、まず、作業員が搬入ごみを可燃物と不燃物に選別した後、大型のごみを破砕機で細かくし、可燃物は清掃センターへ搬出、不燃物は埋立処分します。

表 3-5-6 最終処分場の概要

①最終処分場の概要	埋立面積：6,860m <sup>2</sup> 埋立容量：32,360m <sup>3</sup> 埋立計画期間：2004年10月～2019年9月 埋立構造：準好気性埋立 埋立方法：平地層状埋立(セルアンドサンドイッチ方式) 遮水方式：二重遮水シート(底面部に漏水検知システムを設置)
②閉鎖処分場の概要	閉鎖方法：鉛直遮水工(重力式+グラウト工)、覆土 面積：7,536m <sup>2</sup>

表 3-5-7 不燃・粗大ごみの破砕選別後の内訳

(単位：t/年)

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
搬入	計画収集	30.7	28.0	27.6	27.8	26.7
	直接搬入	132.5	118.7	156.4	147.5	129.1
		163.2	146.7	184.0	175.3	155.8
選別後	焼却処理	132.2	111.0	75.6	29.8	79.8
	埋立処分	31.0	35.7	108.4	145.5	76.0

## (3) 浸出水処理施設

浸出水処理施設は、最終処分場及び閉鎖処分場からの浸出水を、生物処理(接触ばつ気)、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、消毒の工程で処理し、排水基準を満足した処理水を河川へ放流します。

表 3-5-8 浸出水処理施設の概要

①建築構造	・鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建 ・敷地面積 891m <sup>2</sup> ・延床面積 700m <sup>2</sup>
②処理規模	55m <sup>3</sup> /日
③水処理方法	接触ばつ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒
④汚泥処理方法	濃縮+脱水後、埋立処理
⑤主な施設	PH..... 6.5～8.5 BOD..... 20mg/L以下 SS..... 10mg/L以下 ダイオキシン類..... 10pg-TEQ/L以下 大腸菌群数..... 3,000mL/個以下 T-N..... 30mg/L以下 T-P..... 4mg/L以下 透視度..... 30cm以上

## 6 ごみ処理の評価

### 6-1 ごみ総排出量原単位

表 3-6-1、図 3-6-1に過去5年間のごみ総排出量原単位の実績について、北海道と全国との値と併せて示します。

本町のごみ総排出量原単位は、2015年度から減少傾向にありましたが、2017年度に増加しています。北海道及び全国の最新の公表データである2016年度と比較すると、2016年度の本町のごみ総排出量原単位は、北海道より約1%低く、全国より約4%高くなっています。

表 3-6-1 過去5年間のごみ総排出量原単位の実績

(単位：g/人・日)

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
ごみ総排出量原単位	えりも町	1,022	1,051	1,030	964	983
	北海道	1,013	990	984	970	-
	全国	958	947	939	925	-

※ごみ総排出量原単位(g/人・日) = ごみ総排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 365日/年 × 10<sup>6</sup>

※ごみ総排出量 = 計画収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量

※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、2017年度は現時点で公表されていません。

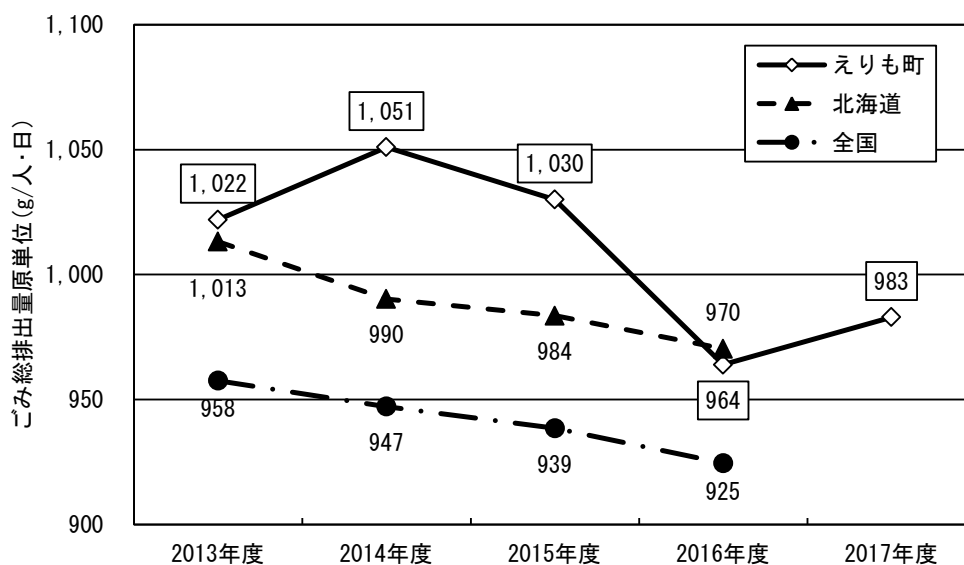


図 3-6-1 過去5年間のごみ総排出量原単位の実績



6-2 リサイクル率

表 3-6-2、図 3-6-2に過去5年間のリサイクル率の実績について、北海道と全国の値と併せて示します。

本町のリサイクル率は、2015年度から減少傾向にあり、2017年度においては26.8%となっています。北海道及び全国の最新の公表データである2016年度と比較すると、2016年度の本町のリサイクル率は北海道の約1.1倍、全国の約1.3倍となっており、廃棄物からの資源回収がより多く行われていると言えます。

表 3-6-2 過去5年間のリサイクル率の実績

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
リサイクル率	えりも町	32.0%	36.7%	31.3%	26.9%	26.8%
	北海道	24.0%	24.6%	24.3%	24.3%	-
	全国	20.6%	20.6%	20.4%	20.3%	-

※リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)

※ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、2017年度は現時点で公表されていません。

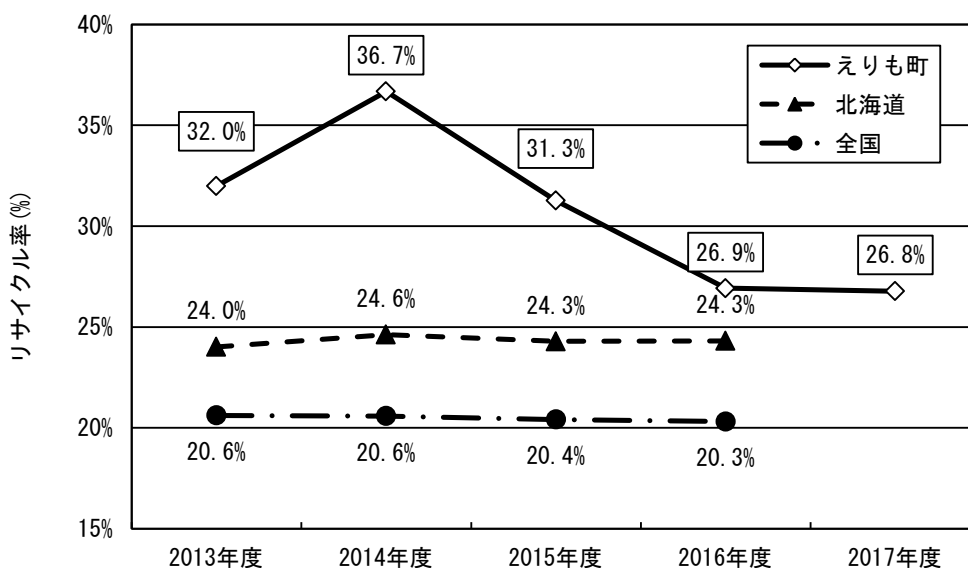


図 3-6-2 過去5年間のリサイクル率の実績

6-3 減量処理率

表 3-6-3、図 3-6-3に過去5年間の減量処理率の実績について、北海道と全国の値と併せて示します。

本町では、可燃ごみは焼却処理、資源ごみは資源化处理、不燃・粗大ごみは埋立前に破碎及び選別作業をおこなっていることから、減量処理率は基本的に100%といえます。北海道及び全国の最新の公表データである2016年度と比較すると、2016年度の本町の減量処理率は、北海道より約9ポイント、全国より約1ポイント上回っています。

表 3-6-3 過去5年間の減量処理率の実績

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
減量処理率	えりも町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	北海道	89.3%	90.2%	90.9%	90.8%	-
	全国	98.6%	98.7%	98.9%	99.0%	-

※減量処理率=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量

※ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、2017年度は現時点で公表されていません。

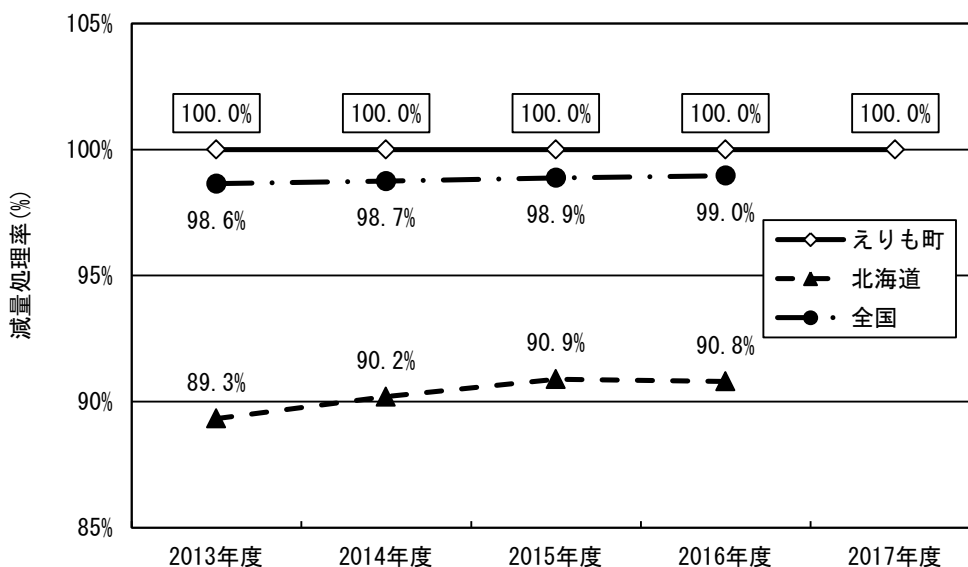


図 3-6-3 過去5年間の減量処理率の実績

6-4 最終処分率

表 3-6-3、図 3-6-3に過去5年間の最終処分率(ごみ総排出量に対して最終処分した割合)の実績について、北海道と全国の値と併せて示します。

最終処分場で埋立されるごみは、破碎選別作業後の不燃物だけのため、本町の最終処分率は北海道及び全国を下回っています。

表 3-6-4 過去5年間の最終処分率の実績

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
えりも町	1.6%	1.8%	5.8%	8.5%	4.5%
北海道	20.3%	18.2%	18.0%	18.3%	-
全国	10.1%	9.7%	9.5%	9.2%	-

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

※最終処分量=直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量

※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成、2017年度は現時点で公表されていません。

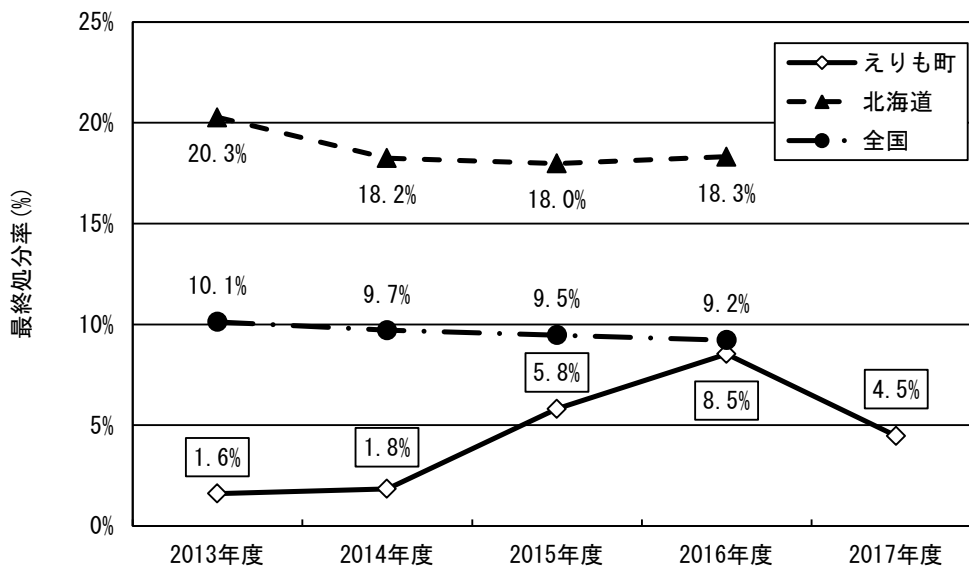


図 3-6-4 過去5年間の最終処分率の実績

6-5 温室効果ガス排出量の推定

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に基づいて、ごみ処理で消費する電力、化石燃料使用量等から2017年度の温室効果ガス排出量を試算しました。

本町においてごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で年間約1,002t-CO<sub>2</sub>、一人1日当たり約0.57kg-CO<sub>2</sub>と試算されます。区分別にみると、中間処理での廃プラスチックの焼却に伴う排出が多い状況です。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは2016年度で2,164万t-CO<sub>2</sub>\*と報告されており、これを国民一人1日当たりに換算すると0.46kg-CO<sub>2</sub>です。

本町の温室効果ガス排出量は全国平均を上回っています。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2018年4月)独立行政法人国立環境研究所

表 3-6-5 えりも町の温室効果ガス排出量(2018年度)

区分		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量(CO <sub>2</sub> 換算)
収集	燃料使用	CO <sub>2</sub>	41,566.2 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	41,566.2 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	自動車の走行	CH <sub>4</sub>	1.1 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	27.5 kg-CO <sub>2</sub> /年
	自動車の走行	N <sub>2</sub> O	1.0 kg-N <sub>2</sub> O/年	298	298.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	HFC使用エアコン	HFC	0.0 kg-HFC/年	1,430	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
中間処理	燃料使用	CO <sub>2</sub>	44,509.9 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	44,509.9 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	85,270.6 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	85,270.6 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両燃料使用	CO <sub>2</sub>	3,490.6 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	3,490.6 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	一般廃棄物の焼却	CH <sub>4</sub>	90.2 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	2,255.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	一般廃棄物の焼却	N <sub>2</sub> O	86.0 kg-N <sub>2</sub> O/年	298	25,628.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	廃プラスチックの焼却	CO <sub>2</sub>	440,822.7 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	440,822.7 kg-CO <sub>2</sub> /年
最終処分	燃料使用	CO <sub>2</sub>	26,313.8 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	26,313.8 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	209,944.5 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	209,944.5 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両燃料使用	CO <sub>2</sub>	7,985.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	7,985.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	直接埋立	CH <sub>4</sub>	0.0 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
					1,001,856.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
人口	計画収集人口	人			4,846 人
人口一人1日当たり温室効果ガス排出量				0.57 kg-CO <sub>2</sub> /人・日	
人口一人1年当たり温室効果ガス排出量				206.74 kg-CO <sub>2</sub> /人・年	

## 7 ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費の推移を表 3-7-1、図 3-7-1に示します。

ごみ処理経費は、2014年度の減少後、2016年度まで増加傾向にあったものの、2017年度には減少し、2017年度のごみ処理経費は年間約1.3億円となっています。

1人当たりの処理経費は、2016年度は減少していますが、概ね増加傾向にあり、2017年度では2013年度に対して約13%増加しています。

表 3-7-1 過去5年間のごみ処理経費の推移

区分	単位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
建設改良費	千円/年	34,650	0	1,134	13,990	1,923	
処理 及び 維持 管理費	人件費	千円/年	20,611	16,671	17,039	17,537	17,960
	処理費	千円/年	24,471	29,752	27,101	23,847	27,744
	車両等購入費	千円/年	4,811	4,773	4,740	6,494	985
	委託費	千円/年	71,834	75,109	81,692	75,392	76,264
	組合分担金	千円/年	0	0	0	0	0
調査研究費	千円/年	0	0	0	0	0	
その他	千円/年	1,639	2,334	3,105	2,652	2,120	
経費 計	千円/年	158,016	128,639	134,811	139,912	126,996	
行政区域内人口	人	5,151	5,048	4,959	4,842	4,744	
1人当たり経費*	円/人・年	22,698	24,075	25,374	24,117	25,710	
ごみ総排出量	t/年	1,921.4	1,936.9	1,863.8	1,704.2	1,701.7	
ごみ1t当たり経費	円/t	82,240	66,415	72,331	82,098	74,629	

※1人当たり経費算出における経費は環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(2013年4月改訂)」より、人件費、処理費、委託費、組合分担金、調査研究費の合計としています。

※行政区域内人口は年度末値とし、ごみ総排出量はごみ処理実績より作成しています。

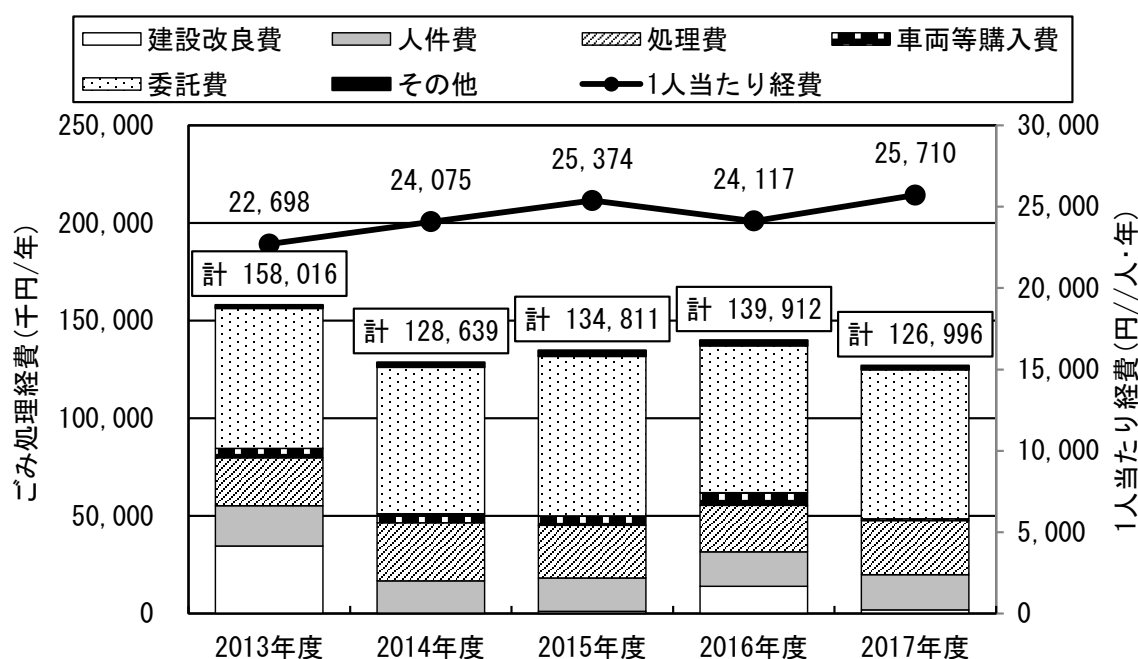


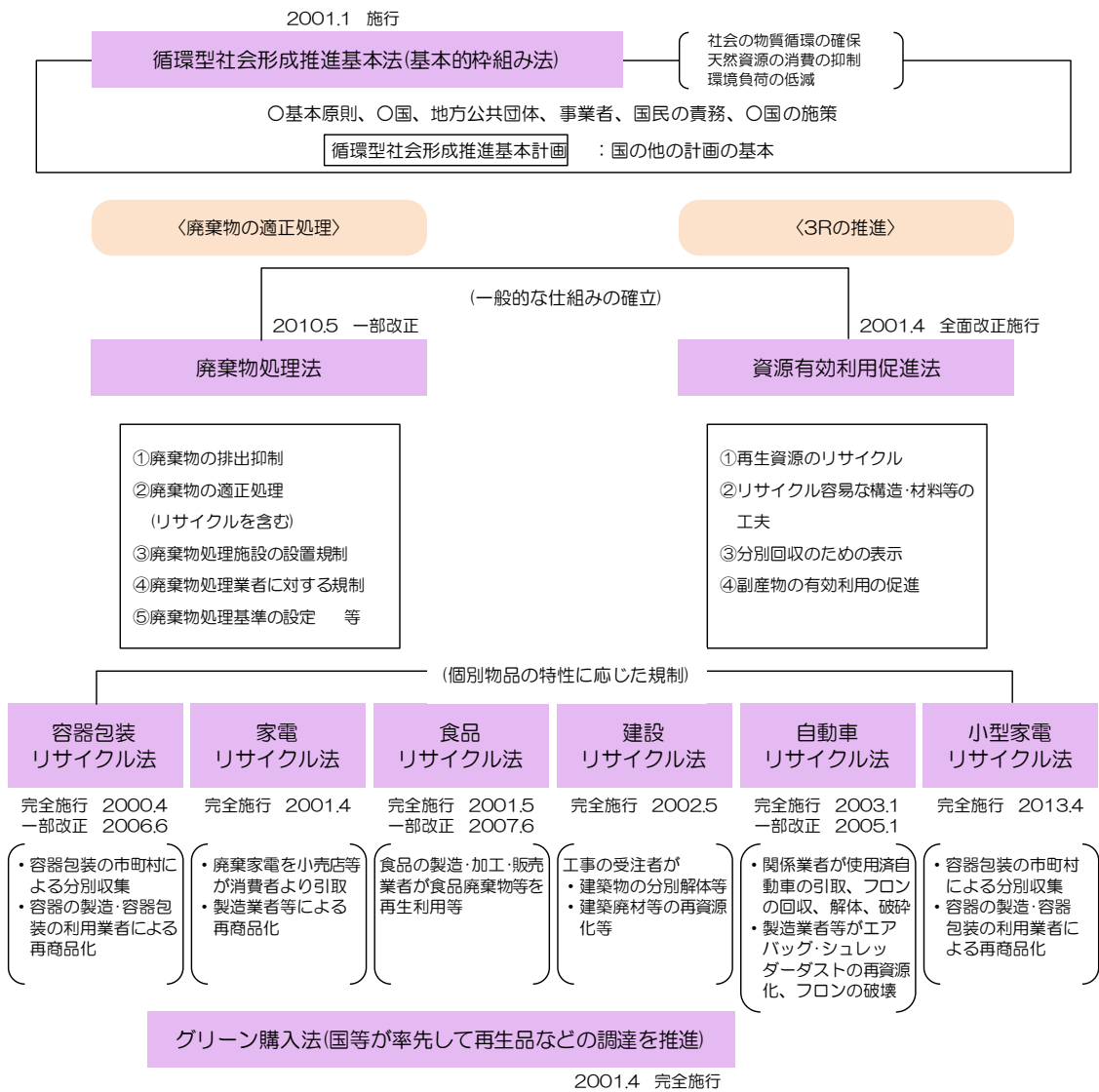
図 3-7-1 過去5年間のごみ処理経費の推移

## 8 関連法令の動向

### 8-1 関連法令の動向

#### (1) 循環型社会形成のための法体系

2000年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図 3-8-1に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。



資料：資源循環ハンドブック2017(経済産業省)

図 3-8-1 循環型社会の形成のための法体系

## (2) 循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、2000年6月に循環型社会形成推進基本法が公布され、2001年1月に完全施行されました。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環の形成を通じた、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的としており、循環型社会の形成に向けた基本原則、施策の基本事項など対策の枠組みが示されています。

また、廃棄物処理の優先順位を、①廃棄物等の発生抑制、②製品・部品としての再使用、③原材料としての再生利用、④熱回収、⑤適正な処分と初めて法定化しました。これにより、廃棄物・リサイクル対策が、廃棄物等の発生抑制から、循環的な利用、適正な処分まで、廃棄物になる前と廃棄物になった後の両方のものの流れ全体を見据えた施策へと転換し、循環型社会の構築への原動力となることが期待されています。

## (3) 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)は、1970年のいわゆる公害国会において、他の公害関係法令とともに成立した廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める法律で、廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物処理法は、制定以来、社会情勢に応じて頻繁に改正が行われており、最近では、2017年に「廃棄物の不適正処理への対応の強化」、「有害使用済機器の適正な保管等の義務付け」などの改正が行われました。

## (4) 資源有効利用促進法

廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)を総合的に推進するための枠組みを整備するため、再生資源の利用の促進に関する法律(1997年10月施行)を改正し、2000年6月に資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)として制定されました。

資源有効利用促進法では、①副産物の発生抑制などに取り組むことが求められる業種、②再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種、③原材料などの使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済み物品などの発生の抑制に取り組むことが求められる製品、④再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品、⑤分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品、⑥自主回収および再資源化に取り組むことが求められる製品、⑦再資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物の10業種・69品目を指定し、事業に対して3Rの取り組みを求めています。

## (5) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の中で容積比が大きな割合を占める容器包装廃棄物について、リサイクルを進めるために1995年に制定されました。1997年4月より缶、びん、ペットボトル及び紙パックが、2000年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及びダンボールが対象品目として分別収集及び再商品化が進められてきました。

2006年6月に、「容器包装廃棄物の排出抑制の促進」、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」、「再商品化義務を果たさない事業者への罰則強化」、「円滑な再商品化に向けた国の方針」等を規定した改正容器リサイクル法が公布されています。

2008年4月から施行された市町村への資金拠出制度では、リサイクルに実際かかった費用が、あらかじめかかるであろうと想定されていた額を下回った場合に、その差額の2分の1に相当する額を市町村による貢献として「再商品合理化拠出金」が支払われており、2017年度の再商品合理化拠出金は約3,500万円(2016年度は約25億円であり、そのうち約97%を占めていたプラスチック製容器包装について、2017年度では「現に要した費用」が「想定額」を上回り、拠出金がなかったため、再商品合理化拠出金が激減しています。)

また、国は、2R(リデュース、リユース)に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称：3R推進マイスター)による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を実施・推進しています。

## (6) 家電リサイクル法

廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り循環型社会を実現していくため、家電製品等の製造業者及び小売業者等に義務を課し、再商品化の仕組みづくりとして、家電リサイクル法が1998年6月に公布、2001年4月から施行されています。

現在、対象となる機器はエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶〔携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く〕等・プラズマ各テレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。

近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等をする違法行為が増加しています。これを踏まえ、2012年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。

また、製造業者等や小売業者、市町村、国、消費者が、積極的に廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、2015年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定し、2013年度の49%の回収率を2018年度までに56%以上とすることを目標としています。



## (7) 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、2001年5月に施行されました。

2007年には、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、再生利用等への「熟回収」の追加、多量の食品廃棄物を排出する事業者への定期報告の義務づけ、再生利用事業計画認定制度の見直し等の改正が行われました。

また、2014年には、「中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の下での合同会合」における意見具申及び答申を踏まえ、食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすること、新たにその他の畜産食料品製造業、食酢製造業、菓子製造業などの5業種の食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定、食品関連事業者の業種ごとの2019年度までの再生利用等実施率目標を設定(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)等の改正が行われました。

なお、2016年度における食品循環資源の再生利用等実施率は食品産業全体では85%となっておりますが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が65%、食品小売業が49%、外食産業が23%と格差があります。

## (8) 建設リサイクル法

2000年5月に公布された建設リサイクル法では、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを2002年5月から義務付けています。

さらに解体工事者の登録制度を設け、解体工事等を行う者は都道府県知事の登録を受けることを義務付けています。

不法投棄量に占める建設系廃棄物の割合は約55%(2016年度)、不適正処理量に占める建設系廃棄物の割合は約78%(2016年度)と2015年度と比較すると建設系廃棄物の割合は増加しています(2015年度不法投棄量：約67%、不適正処理量：約20%)。

(9) 自動車リサイクル法

2002年7月に制定、2005年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者(以降「製造業者等」と言います。)に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けています。自動車所有者、引取業者、フロン回収業者、解体業者に対しても、適正な引取及び引渡を行うためのシステム及びルールを定めています。製造業者等は、エアバッグ類は85%以上、シュレッダーダストは段階的に2009年度までは30%、2014年度までは50%、2015年度以降は70%以上のリサイクル率を達成すると共に、そのリサイクルの状況を毎年度公表する必要があります。2017年度におけるリサイクル率の実績は、シュレッダーダストは98.4%、エアバッグは94.0%と基準値を大きく上回っています。

(10) 小型家電リサイクル法

2013年4月1日から施行された(小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とします。

制度では、市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を、国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

再資源化量の目標は、2018年度までに14万t/年としており、2016年度の実績は、67,915t/年となっています。

## 8-2 国の方針・目標

## (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法(2000年法律第110号)に基づき、2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。計画概要を表 3-8-1、表 3-8-2に示します。

表 3-8-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要(国の取組)

区分	概要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏の形成</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用</li> <li>○廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進</li> <li>○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>
地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏形成による地域活性化</li> <li>○コンパクトで強靱なまちづくり</li> <li>○バイオマスの地域内での利活用</li> </ul>
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発設計段階での省資源化等の普及促進</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○素材別の取組等</li> </ul>
適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正処理</li> <li>○環境再生</li> <li>○東日本大震災からの環境再生</li> </ul>
災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体</li> <li>○地域</li> <li>○全国</li> </ul>
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際資源循環</li> <li>○海外展開</li> </ul>
循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子manifestoを含む情報の活用</li> <li>○技術開発棟(廃棄物分野のIT活用)</li> <li>○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)</li> </ul>

表 3-8-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要(指標・数値目標)

項目		指標の種類	指標
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約49万円/トン(2025年度)
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約18%(2025年度) 出口側の循環利用率：約47(2025年度)
	出口	物質フロー指標	最終処分量：約1,300万トン(2025年度)
持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：2000年度の約2倍(2025年度)
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：2000年度の半減(2030年度) 事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
	循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%(2022年度)
多種多様な地域循環共生圏の形成		項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日(2025年度)
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除く)：約440g/人・日(2025年度)
			事業系ごみ排出量：約1,100万トン(2025年度)
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	バイオマス(食品、木など)	項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%(2025年度)
		項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：2000年度の半減(2030年度) 事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
		項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%(2019年度)
		項目別取組指標	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率：100%(2020年度)
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(2022年度)
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持(2022年度)
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度(2020年度)
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%(2025年度)
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(2022年度)
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%(2025年度) 具体的な3R行動の実施率：2012年度の世論調査から約20%上昇(2025年度)

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋しています。

## (2) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・2001年5月環境省告示第34号)」(以降「廃棄物処理基本方針」と言います。)を定め、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等を定めており、2016年1月に一部変更しています。

表 3-8-3 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所の概要(2016年1月)(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。</li> <li>低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。</li> </ul>
廃棄物の適正な処理に関する目標(2020年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般廃棄物】2012年度比約12%削減</li> <li>【産業廃棄物】2012年度に対し増加を約3%に抑制</li> </ul>
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般廃棄物】約27%に増加</li> <li>【産業廃棄物】約56%に増加</li> </ul>
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> <li>【一般廃棄物】2012年度比約14%削減</li> <li>【産業廃棄物】2012年度比約1%削減</li> </ul>
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。</li> <li>自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。</li> <li>使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。</li> </ul>
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。</li> <li>民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。</li> <li>他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。</li> <li>災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。</li> </ul>
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。</li> <li>水銀廃棄物の適正な回収を促進する。</li> </ul>
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。</li> <li>地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。</li> </ul>
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。</li> <li>焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。</li> </ul>
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。</li> </ul>
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。</li> </ul>

表 3-8-4 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所の概要(2016年1月)(2)

区分	主な変更箇所
施策の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。</li> </ul>
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。</li> <li>・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。</li> <li>・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。</li> </ul>
都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。</li> <li>・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。</li> <li>・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。</li> </ul>
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。</li> <li>・地域ブロック間の連携を促進する。</li> <li>・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。</li> <li>・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。</li> </ul>
非常災害時における施策を実施するために必要な事項 事業者及び技術専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。</li> <li>・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。</li> </ul>
大学・研究機関等専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。</li> <li>・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。</li> </ul>
災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。</li> <li>・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。</li> <li>・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。</li> <li>・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。</li> <li>・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。</li> <li>・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。</li> </ul>
災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。</li> <li>・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。</li> <li>・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。</li> <li>・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。</li> </ul>

## (3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに国が策定するものです。2018年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、2018年度から2022年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策について定めています。

表 3-8-5 廃棄物処理施設整備計画の概要(1)

区分	計画概要
計画期間	■2018年度から2022年度の5年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本原則に基づいた3Rの推進</li> <li>■気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保</li> <li>■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備</li> </ul>
重点目標 (2017年度見込み 値からの2022年 度目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率：21% → 27%</li> <li>・最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持</li> </ul> </li> <li>■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21%</li> <li>・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46%</li> </ul> </li> <li>■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70%</li> <li>・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76%</li> <li>・省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量：5万トンCO<sub>2</sub> → 12万トンCO<sub>2</sub></li> </ul> </li> </ul>
廃棄物処理施設 整備及び運営の 重点的、効果的 かつ効率的な実 施のポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。</li> <li>・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。</li> </ul> </li> <li>(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の広域的な処理や施設集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。</li> <li>・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラと連携など、地域全体で安定化・効率を図っていく。</li> <li>・地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。</li> </ul> </li> <li>(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギー供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。</li> <li>・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。</li> <li>・家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。</li> </ul> </li> <li>(4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。</li> </ul> </li> </ol>

表 3-8-6 廃棄物処理施設整備計画の概要(2)

区分	計画概要
<p>廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント</p>	<p>(5)災害対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。</li> <li>・災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。</li> </ul> <p>(6)地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。</li> <li>・地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などと連携を進める。</li> </ul> <p>(7)地域住民等の理解と協力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。</li> <li>・日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。</li> </ul> <p>(8)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。</li> </ul>



(4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(1998年法律第117号)第8条に基づき、2016年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取り組みとして3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

表 3-8-7 地球温暖化対策計画の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		<b>【2020年度】</b> 2005年度比3.8%減 <b>【2030年度】</b> 2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制 ■地球温暖化防止活動への参加
温室効果ガスの排出削減対策・施策(廃棄物処理関連)		■廃棄物処理における取組(エネルギー起源二酸化炭素) ・温室効果ガスの排出削減にも資する3Rの推進 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制の推進 ■廃棄物焼却量の削減(非エネルギー起源二酸化炭素) ・3Rの取組を促進することにより、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量の削減(市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入や個別リサイクル法に基づく措置の実施等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進) ■廃棄物最終処分量の削減(メタン) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組の促進(市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等) ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(メタン) ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解の抑制 ■一般廃棄物焼却量の削減等(一酸化二窒素) ・3Rの取組の促進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

### 8-3 北海道の方針・目標

#### (1) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、1974年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、2001年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、2005年3月、2010年4月の改定を経て、2015年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されています。

新たな北海道廃棄物処理計画は、2015年度から2019年度までの5年間を計画期間とするもので、国の廃棄物処理基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、2019年度における目標値を以下のように定めています。

表 3-8-8 北海道廃棄物処理計画の目標値

目標区分	指標	基準年度 (2012年度)	目標年度 (2019年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	2,013千t	1,800千t以下 (約11%減)
	1人1日当たりごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量 (集団回収量を除く)	622g/人・日	590g/人・日以下
	※参考値 資源ごみを除いた国の目標値に 合わせた家庭ごみ排出量	478/人・日	450g/人・日以下
適正な循環的利用 に関する目標	リサイクル率	23.6%	30%以上
適正処分の確保に に関する目標	最終処分量	402千t	290千t以下 (約28%減)
バイオマスの利活 用に関する目標	廃棄物系バイオマス活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

## (2) 北海道災害廃棄物処理計画

道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物(災害廃棄物)の迅速かつ適正な処理を推進するため、2018年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定しています。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が「市町村災害廃棄物処理計画」を策定する際の参考として活用してもらうことも目的としています。

表 3-8-9 北海道災害廃棄物処理計画の概要

区分		計画概要
対象とする災害		■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	■一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去 等
	災害廃棄物	■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法(1947年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

## 9 ごみ処理に関する課題

### 9-1 現計画の達成状況

現状(2017年度)における現計画(2012年度～2026年度)の数値目標の達成状況を表 3-9-1に示します。

ごみ排出量原単位は、2010年度より減少しており、2021年度中間目標達成までに全体量で123g/人・日の減量、資源ごみを除いた量で146g/人・日の減量が必要となります。

リサイクル率は2010年度から増加していますが、2021年度中間目標の数値達成までに6.8ポイントの増加が必要です。

最終処分量は、2010年度から減少しており、中間目標ならびに目標年次の数値を既に達成している状況です。

表 3-9-1 現計画の数値目標達成状況

区分		単位	2017年度 (現状)	2016年度 現計画 中間目標	2021年度 現計画 中間目標	2026年度 現計画 目標年次
ごみ排出量	●ごみ排出量原単位	g/人・日	902	790 ×	779 ×	770 ×
	削減割合(対2010年度)	%	2.2%	14.3% ×	15.5% ×	16.5% ×
	●ごみ排出量原単位(資源除く)	g/人・日	785	655 ×	639 ×	625 ×
	削減割合(対2010年度)	%	1.8%	18.0% ×	20.0% ×	21.8% ×
リサイクル率	●総資源化量	t/年	456	487 ×	447 ○	409 ○
	●リサイクル率	%	26.8%	32.8% ×	33.6% ×	34.5% ×
最終処分量の削減	●最終処分量	t/年	76	98 ○	88 ○	79 ○
	削減割合(対2010年度)	%	70.8%	62.4% ○	66.2% ○	69.7% ○

## 9-2 現状の課題整理

本町のごみ処理の現状及び北海道・全国の動向を踏まえ、現状における課題を整理します。

### (1) ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

本町のごみ排出量を北海道や全国と比較した場合、ごみ総排出量原単位は、北海道及び全国に比べ、高くなっています。また、北海道廃棄物処理計画で定めている2019年度のごみ総排出量原単位の目標値940g/人・日に対し、本町の2017年度におけるごみ総排出量原単位は983g/人・日であり、達成していません。

以上を踏まえ、ごみの排出抑制・再使用を重点的に推進し、ごみ排出量を削減する必要があります。

### (2) リサイクル及び最終処分量の削減に向けた取組の推進

過去5年間のリサイクル率をみると、2015年度から減少傾向にありますが、北海道及び全国のリサイクル率を上回っています。

本町では、資源ごみの分別収集により、リサイクルを進めています。現在、アルミ、スチール、ペットボトルなど計14品目が資源化されていますが、紙製容器包装や、乾電池・蛍光管等の危険ごみが未実施となっていますので、今後これらの分別検討を継続する必要があります。

一方、最終処分率は、2016年度までは増加し、2017年度は減少しており、北海道及び全国に比べると低い割合で推移しているため、今後ごみ排出量の削減と中間処理による減量化及びリサイクルを継続していきます。

### (3) 現有施設の処理性能の維持及び新規処理施設の整備

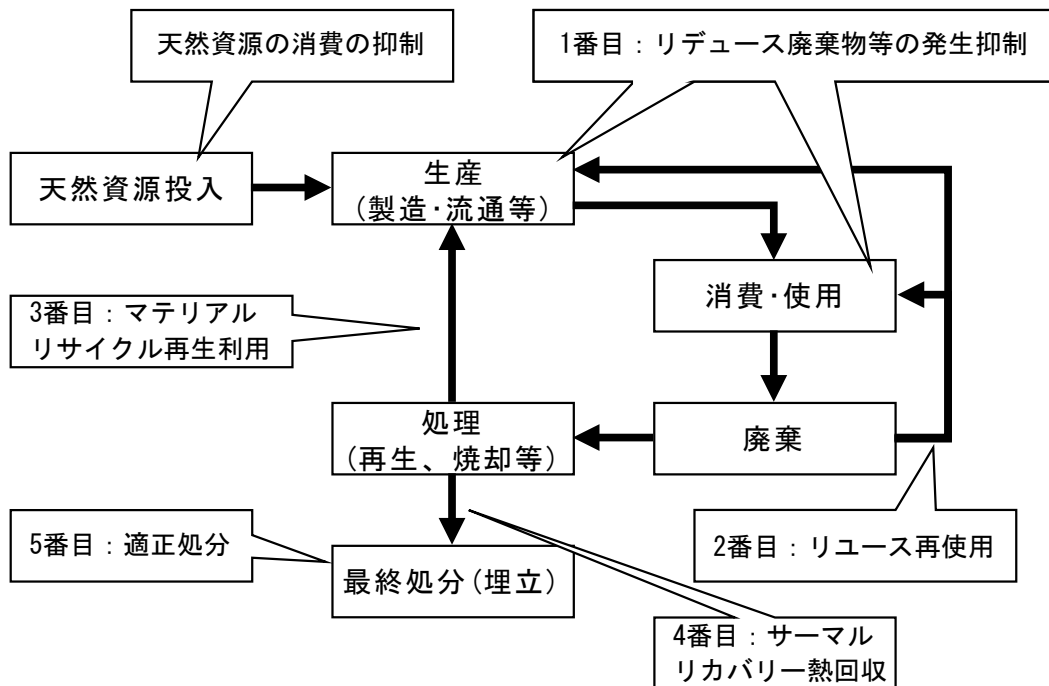
本町の清掃センターは稼働から約27年、クリーンセンターは稼働から約14年が経過しているため、今後、ごみ処理施設の設備更新等による延命化又は新ごみ処理施設整備等について検討する必要があります。

## 第4章 計画の基本方針

### 1 ごみ処理の基本的方向

循環型社会において、製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、図 4-1-1に示すように、第1に廃棄物等の発生を抑制する発生抑制(Reduce：リデュース)、第2に使い終わったものでも繰り返して使用する再利用(Reuse：リユース)によりごみの減量化を重点的に取り組み、第3に排出されるごみに対して、再使用できないものを資源として再利用する再生利用(Recycle：リサイクル)し、第4に排出されるごみに対して、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する熱回収、最後に、ごみの減量後、リサイクルが困難なごみに対して最終処分によりごみの適正処分とされています。

本町は、現計画において、循環型社会形成に向けたごみ処理の基本的方向をこの優先順位に従い、進めて行くものとしており、今後もこの基本的方向に従い、循環型社会形成を推進していきます。



## 2 計画の基本方針

本町は、現計画において、図 4-2-1に示す循環型社会形成のための基本方針を決定し、ごみの減量・リサイクル等を推進してきました。今後もこの基本方針を継続し、処理を行っていきます。

<b>基本方針1</b>	<b>住民・事業者・町が協働して、ごみを減量する。</b>
<b>基本方針2</b>	<b>住民・事業者・町が協働して、ごみのリサイクルを推進する。</b>
<b>基本方針3</b>	<b>自然にやさしく、安全な処理を行う。</b>

図 4-2-1 計画の基本方針

## 3 計画期間

ごみ処理基本計画の目標年次は、国が示す策定指針\*において計画策定時から10～15年後を目安とされています。したがって本計画においても策定指針に基づき、2019年度を計画の開始として、15年後にあたる2033年度までを計画期間とします。

また、5年毎に中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について(2008年6月19日付け環廃対発第080619001号：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
内容	計画策定年次	第1期					中間目標年次	第2期					中間目標年次	第3期					計画目標年次

図 4-3-1 本計画の期間

## 4 計画の対象区域

計画の対象区域は、廃棄物処理法に基づき、えりも町行政区域内とします。

## 第5章 ごみの排出量及び処理量の見込み

### 1 行政区域内人口の推計

本町の人口は1975年から漸減しており、都市への人口流出と少子化の進行により、人口の減少が今後も続くと考えられます。「えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2014年12月)」におけるえりも町人口ビジョン(以下「人口ビジョン」といいます。)では、地場産業の振興と担い手の育成、観光振興による交流人口の拡大、子育て支援と婚活支援などを進めることによって、人口減少対策に取り組み、2040年における目標人口を4,300人としています。

本計画における人口推計は、人口ビジョンと整合を図るものとし、人口ビジョンの目標値を用います。

なお、この推計値は10月1日時点の人口で推計されているため、本計画では、人口ビジョン目標値から年度末値に換算した人口を用います(過去10年間の実績平均より9月末人口に対する年度末人口の割合は約98.0%と設定しました。)

推計の結果、今後も人口減少が進む見込みとなります。

表 5-1-1 行政区域内人口の推計

(単位：人)

年度	人口	年度	人口
2018年度	4,721	2026年度	4,527
2019年度	4,697	2027年度	4,501
2020年度	4,674	2028年度	4,476
2021年度	4,650	2029年度	4,450
2022年度	4,626	2030年度	4,424
2023年度	4,601	2031年度	4,414
2024年度	4,577	2032年度	4,403
2025年度	4,553	2033年度	4,393

※人口ビジョンの目標人口(2020年度：4,769人、2025年度：4,646人、2030年度：4,514人、2035年度：4,461人)を年度末値に換算し、各年度間の人口は、直線補完で算定しました。



## 2 ごみ排出量の現状推計

ごみ減量や資源化を推進するための新たな施策を導入せずに、現状で将来推移した場合のごみの排出量と集団回収量を推計します。

排出量及び集団回収量は、分別区分ごとにごみ排出量原単位と行政区域内人口から推計します。

現状で将来推移した場合の排出原単位を過去5年間の推移から排出区分別に推定します。ごみ排出量、集団回収の原単位の推移を図 5-2-1に示します。

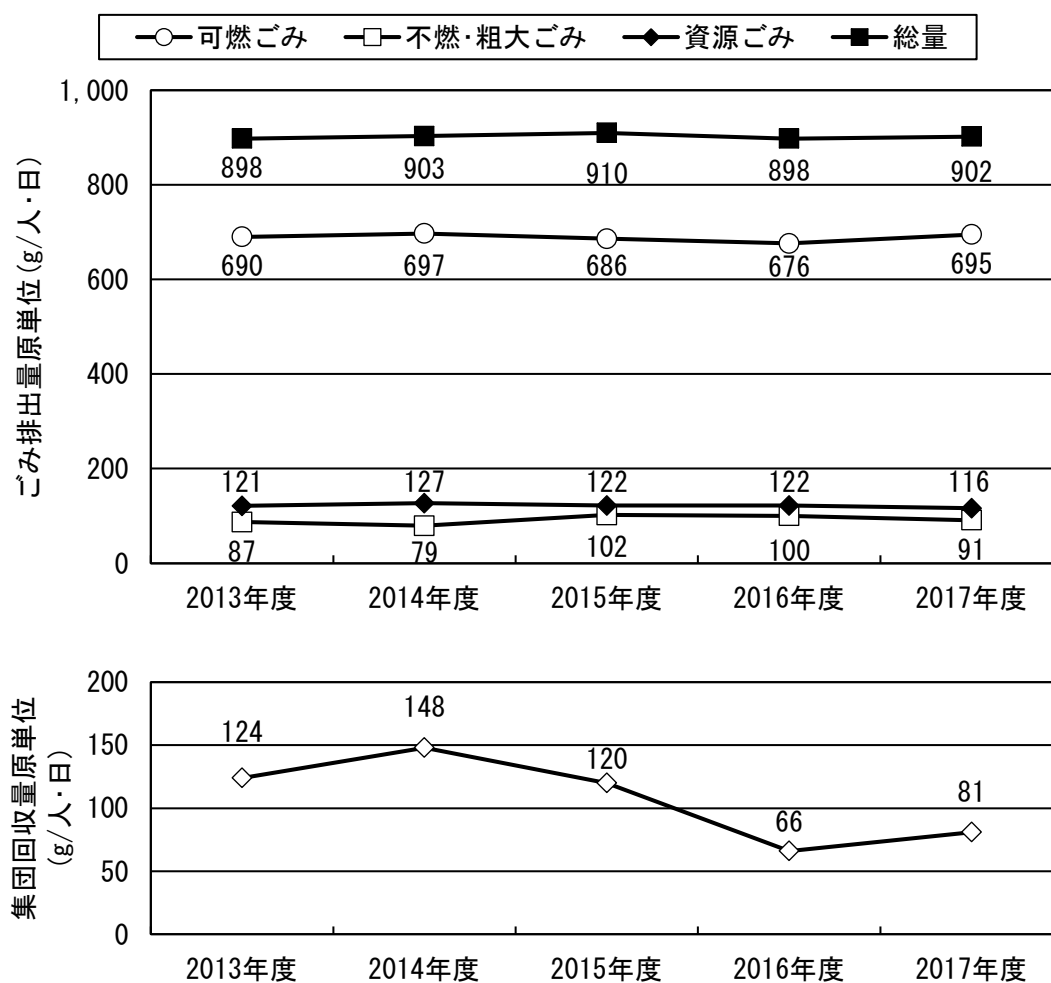


図 5-2-1 ごみ排出量及び集団回収量の原単位の推移

今後のごみ排出量原単位の見込みは、分別区分ごとの傾向から次の通り設定します。

[可燃ごみ]

過去5年間は増減しながらもほぼ一定に推移しているため、過去5年間の平均から689g/人・日に設定します。

[不燃・粗大ごみ]

過去5年間は増減しながらもほぼ一定に推移しているため、過去5年間の平均から92g/人・日に設定します。

[資源ごみ]

過去5年間は増減しながらもほぼ一定に推移しているため、過去5年間の平均から122g/人・日に設定します。

[集団回収量]

2016年度に大きく減少しています。よって過去2年間の平均である74g/人・日で設定します。

以上により、現状で将来推移した場合のごみ総排出量を表 5-2-2に示します。ごみ排出量は、2017年度実績に対して、2023年度で約4%減少、2033年度で約16%減少と見込まれます。

集団回収量は、2017年度実績に対して、2023年度で約27%増加、2033年度で約12%増加と見込まれます。

ごみ総排出量(ごみ排出量+集団回収量)は、2017年度実績に対して、2023年度で約2%減少、2033年度で約14%減少します。

表 5-2-1 分別区分ごとのごみ排出量原単位の見込み(現状推計)

年度	人口 (人)	ごみ排出量(g/人・日)				集団回収量 (g/人・日)	総量 (g/人・日)
		可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ	計		
2017年度	4,744	695	91	116	902	81	983
2018年度	4,721	689	92	122	903	74	977
2019年度	4,697	689	92	122	903	74	977
2020年度	4,674	689	92	122	903	74	977
2021年度	4,650	689	92	122	903	74	977
2022年度	4,626	689	92	122	903	74	977
2023年度	4,601	689	92	122	903	74	977
2024年度	4,577	689	92	122	903	74	977
2025年度	4,553	689	92	122	903	74	977
2026年度	4,527	689	92	122	903	74	977
2027年度	4,501	689	92	122	903	74	977
2028年度	4,476	689	92	122	903	74	977
2029年度	4,450	689	92	122	903	74	977
2030年度	4,424	689	92	122	903	74	977
2031年度	4,414	689	92	122	903	74	977
2032年度	4,403	689	92	122	903	74	977
2033年度	4,393	689	92	122	903	74	977

表 5-2-2 分別区分ごとのごみ排出量の見込み(現状推計)

年度	人口 (人)	ごみ排出量(t/年)				集団回収量 (t/年)	総量 (t/年)
		可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ	計		
2017年度	4,744	1,204	156	202	1,561	141	1,702
2018年度	4,721	1,187	159	210	1,556	128	1,684
2019年度	4,697	1,181	158	209	1,548	127	1,675
2020年度	4,674	1,175	157	208	1,540	126	1,666
2021年度	4,650	1,169	156	207	1,532	126	1,658
2022年度	4,626	1,163	155	206	1,524	125	1,649
2023年度	4,601	1,157	155	205	1,517	124	1,641
2024年度	4,577	1,151	154	204	1,509	124	1,633
2025年度	4,553	1,145	153	203	1,501	123	1,624
2026年度	4,527	1,138	152	202	1,492	122	1,614
2027年度	4,501	1,132	151	200	1,483	122	1,605
2028年度	4,476	1,126	150	199	1,475	121	1,596
2029年度	4,450	1,119	149	198	1,466	120	1,586
2030年度	4,424	1,113	149	197	1,459	119	1,578
2031年度	4,414	1,110	148	197	1,455	119	1,574
2032年度	4,403	1,107	148	196	1,451	119	1,570
2033年度	4,393	1,105	148	196	1,449	119	1,568

### 3 ごみの減量目標の設定

北海道廃棄物処理計画(2015年3月)で定めたごみ排出量の目標値は、11%減量(2012年度に対する2019年度のごみ排出量の減量率)するものとしており、本計画では、北海道廃棄物処理計画(2015年3月)の目標をベースに、ごみの減量目標を以下の通り設定します。

- 北海道廃棄物処理計画をベースとし、2033年度のごみ総排出量を2018年度ごみ総排出量の11%減とします。なお、2018年度のごみ総排出量は現状推計と同じとします。
- 本町の場合、2033年度の目標値は以下の通りとなります。  
2018年度ごみ総排出量 1,684t/年  
2033年度目標値  $1,684\text{t/年} \times 89\% \div 1,499\text{t/年}$
- ごみ総排出量は、2019年度から徐々に減少させるものとします。
- 2033年度におけるリサイクル率をの目標値は30%以上とします。

以上より、減量後のごみ排出量原単位及びごみ排出量の算定結果を表 5-3-1から表 5-3-2に示します。

表 5-3-1 分別区分ごとのごみ排出量原単位の見込み(減量目標)

年度	人口 (人)	ごみ排出量(g/人・日)				集団回収量 (g/人・日)	総量 (g/人・日)
		可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ	計		
2017年度	4,744	695	91	116	902	81	983
2018年度	4,721	689	92	122	903	74	977
2019年度	4,697	687	92	122	901	74	975
2020年度	4,674	683	91	122	896	74	970
2021年度	4,650	682	91	122	895	74	969
2022年度	4,626	678	90	122	890	74	964
2023年度	4,601	676	90	122	888	74	962
2024年度	4,577	674	90	122	886	74	960
2025年度	4,553	670	90	122	882	74	956
2026年度	4,527	666	89	122	877	74	951
2027年度	4,501	663	89	122	874	74	948
2028年度	4,476	660	89	122	871	74	945
2029年度	4,450	656	89	122	867	74	941
2030年度	4,424	654	89	122	865	74	939
2031年度	4,414	652	89	122	863	74	937
2032年度	4,403	650	89	122	861	74	935
2033年度	4,393	650	89	122	861	74	935

表 5-3-2 分別区分ごとのごみ排出量の見込み(減量目標)

年度	人口 (人)	ごみ排出量(t/年)				集団回収量 (t/年)	総量 (t/年)
		可燃ごみ	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみ	計		
2017年度	4,744	1,204	156	202	1,561	141	1,702
2018年度	4,721	1,187	159	210	1,556	128	1,684
2019年度	4,697	1,178	157	209	1,544	127	1,671
2020年度	4,674	1,165	155	208	1,528	126	1,654
2021年度	4,650	1,158	153	207	1,518	126	1,644
2022年度	4,626	1,145	152	206	1,503	125	1,628
2023年度	4,601	1,135	151	205	1,491	124	1,615
2024年度	4,577	1,126	149	204	1,479	124	1,603
2025年度	4,553	1,113	149	203	1,465	123	1,588
2026年度	4,527	1,100	147	202	1,449	122	1,571
2027年度	4,501	1,089	147	200	1,436	122	1,558
2028年度	4,476	1,078	146	199	1,423	121	1,544
2029年度	4,450	1,066	145	198	1,409	120	1,529
2030年度	4,424	1,056	144	197	1,397	119	1,516
2031年度	4,414	1,050	143	197	1,390	119	1,509
2032年度	4,403	1,045	142	196	1,383	119	1,502
2033年度	4,393	1,042	142	196	1,380	119	1,499

以上より、ごみ排出目標の推計結果を表 5-3-3に整理します。

ごみ排出量は、2017年度実績に対して、2023年度で約5%減少、2033年度で約13%減少と見込まれます。

集団回収量は、2017年度実績に対して、2023年度で約12%減少、2033年度で約15%減少します。

ごみ総排出量は、2017年度実績に対して、2023年度で約6%減少、2033年度で約13%減少します。

表 5-3-3 ごみ排出目標の整理

区分		2017年度 (最新実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (中間目標)	2033年度 (目標年次)
ごみ排出量	排出量 (t/年)	1,561.20	1,491 -4.5%	1,423 -8.9%	1,380 -11.6%
	原単位 (g/人・日)	902	888 -1.6%	871 -3.4%	861 -4.5%
集団回収	排出量 (t/年)	140.50	124 -11.7%	121 -13.9%	119 -15.3%
	原単位 (g/人・日)	81	74 -8.6%	74 -8.6%	74 -8.6%
ごみ 総排出量	排出量 (t/年)	1,701.70	1,615 -5.1%	1,544 -9.3%	1,499 -11.9%
	原単位 (g/人・日)	983	962 -2.1%	945 -3.9%	935 -4.9%

※パーセンテージは2017年度実績に対する増減率

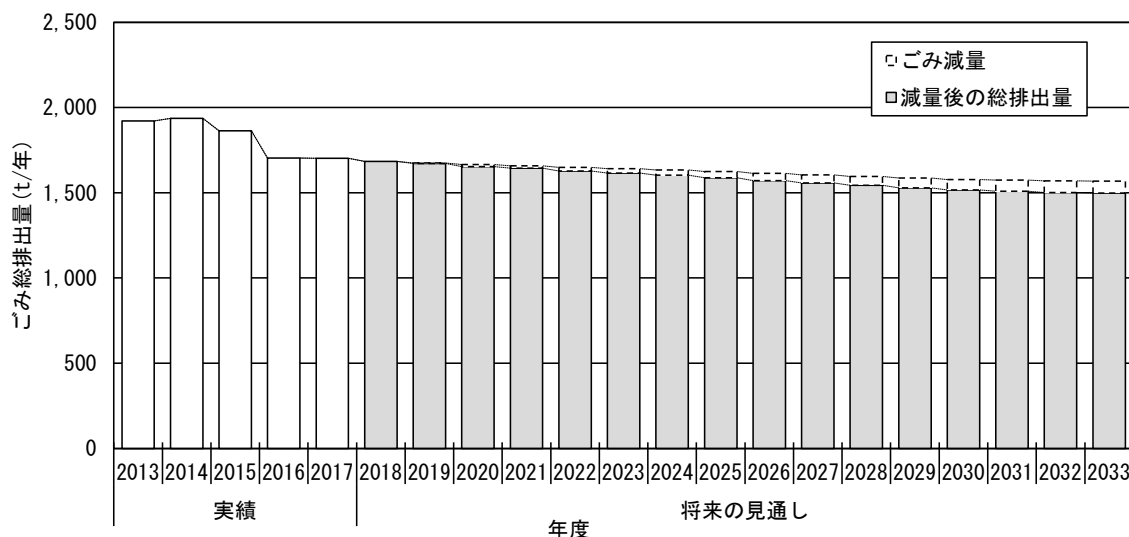


図 5-3-1 ごみ総排出量の推移

## 第6章 ごみ処理計画

### 1 ごみの発生抑制

本計画の基本方針を推進していくためには、住民、事業者及び町が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要です。以下に各主体に求められる役割と具体的な取り組みを示します。

#### 1-1 住民

住民は、買い物袋の持参によるレジ袋の削減や町内会等で実施する集団回収への参加などの取り組みを進めていますが、作りすぎ・食べ残しによる食品ロスの抑制など、日常生活における、発生抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進める必要があります。

表 6-1-1 住民の取り組み

基本方針	主な取り組み
住民・事業者・町が協働してごみを減量する。	<input type="checkbox"/> 再生品や再利用できる容器を使った商品(例えば、リターナルびんなど)を利用します。 <input type="checkbox"/> 長寿命製品、詰め替え可能な製品の積極利用等により使い捨て容器の使用を抑制します。 <input type="checkbox"/> 機械や道具の修理・修繕により、長期的使用に努めます。 <input type="checkbox"/> 生ごみ排出時の水切りの徹底や買い過ぎ・作り過ぎ等を食品ロスの削減に努めます。 <input type="checkbox"/> 買い物袋の再利用やマイバッグの持参や過剰包装の辞退により、レジ袋・紙袋などのごみを削減します。 <input type="checkbox"/> コンポスト容器、生ごみ処理機などの活用により、生ごみの自家処理に努めます。
住民・事業者・町が協働してごみのリサイクルを推進する。	<input type="checkbox"/> ごみの適正な分別・排出を徹底します。 <input type="checkbox"/> リサイクル活動団体などが行っている集団回収に積極的に参加・協力します。
自然にやさしく、安全な処理を行う。	<input type="checkbox"/> ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。 <input type="checkbox"/> ごみステーションを適正に管理します。 <input type="checkbox"/> ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 <input type="checkbox"/> 町や自治会などと連携・協力し、不法投棄防止と監視・通報に協力します。

1-2 事業者

事業者は、事業活動において発生するごみを自ら適正に処理し、資源の有効活用を進める排出者責任とともに、拡大生産者責任の考え方を踏まえて、ごみの発生抑制、再使用や再資源化が図りやすい製品づくりを推進する必要があります。

また、自ら使用済み製品・部品の再使用、簡易包装資材等の導入を実践するなど、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制するとともに、再使用や再生利用を考慮した商品の開発、不用になった商品や使い終わった後の容器などのリユース・リサイクルシステムの整備を進めるなどの取り組みが期待されます。

表 6-1-2 事業者の取り組み

基本方針	主な取り組み
住民・事業者・町が協働してごみを減量する。	<input type="checkbox"/> 使い捨て製品の製造や販売を自粛します。 <input type="checkbox"/> 過剰包装を自粛し、簡易包装を推進します。 <input type="checkbox"/> レジ袋の削減に努めます。 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品(リターナブルびんなど)、廃棄する割合の少ない商品を製造・販売します。 <input type="checkbox"/> 生ごみを排出する事業所では、生ごみ処理機などを導入し、生ごみの減量化を推進します。
住民・事業者・町が協働してごみのリサイクルを推進する。	<input type="checkbox"/> 循環資源を原材料とする製品を販売・利用します。 <input type="checkbox"/> 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品を開発・販売します。 <input type="checkbox"/> 使用済み製品や部品は、できる限り再使用します。 <input type="checkbox"/> スーパー等では、回収ボックスなどを設置します。 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法・食品リサイクル法など個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・再資源化を心がけます。 <input type="checkbox"/> 食品廃棄物や廃材等の事業に伴う廃棄物について、資源となるものは再生利用を図り、資源とならないものは適正に処理します。 <input type="checkbox"/> ごみの適正な分別・排出を徹底します。
自然にやさしく、安全な処理を行う。	<input type="checkbox"/> ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。 <input type="checkbox"/> ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 <input type="checkbox"/> 事業所周辺・所有地、特に空き地などは適正に管理し、不法投棄をされないよう常に清掃及び整理整頓を心がけ、パトロールの強化や通報などに協力します。



## 1-3 町

町は、住民や事業者の取組に対する必要な支援や情報提供などを行うとともに、住民や事業者と連携して、地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

また、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進のほか、ごみを適正に処理するための施策の推進等を実施します。

表 6-1-3 町の取組み

基本方針	主な取組み
住民・事業者・町が協働してごみを減量する。	<input type="checkbox"/> ごみの発生や排出を抑制するため、住民、事業者に対し、広報誌等による情報提供やごみの排出抑制や減量化に向けた取組みへの支援を行います。 <input type="checkbox"/> 小売業者への過剰包装や緩衝剤の使用の抑制や、住民への簡易包装の協力を啓発します。 <input type="checkbox"/> マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用削減を呼びかけます。 <input type="checkbox"/> 住民等による生ごみの自家処理を支援します。 <input type="checkbox"/> 自らが事業所としての役割を担います。
住民・事業者・町が協働してごみのリサイクルを推進する。	<input type="checkbox"/> 自治会、幼稚園PTA、スポーツ少年団等が取り組むリサイクル活動団体を支援します。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者の意識を啓発します。 <input type="checkbox"/> 分別収集した資源ごみを資源化します。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒を対象とした環境教育・学習の支援を行います。 <input type="checkbox"/> リサイクル施設見学会を開催し、リサイクルに関する意識啓発を推進します。
自然にやさしく、安全な処理を行う。	<input type="checkbox"/> 一般家庭から排出されるごみを収集・運搬します。 <input type="checkbox"/> 可燃ごみ、不燃ごみや粗大ごみを適正に処理します。 <input type="checkbox"/> 各ごみ処理施設の維持管理を徹底し、定期的に処理状況等の周知を行い、ごみの適正処理の啓発に努めます。 ・ごみの不適正排出・不法投棄などの対策の実施・啓発に努めます。 <input type="checkbox"/> 不法投棄監視パトロールの強化に努めます。 <input type="checkbox"/> 民有地、特に空き地などの適正な管理を呼びかけ、地域の環境保全や不法投棄の未然防止に努めます。

## 1-4 具体的な取り組み方策

### (1) 集団回収の促進

自治会や幼稚園PTA・スポーツ少年団等が行う資源回収活動は、処理ごみの減量化につながるとともに廃棄物の循環的利用の促進となり、さらに、その活動を通じて環境意識の向上が期待できます。このため、今後も、集団回収活動の推進を図るため、回収量に応じた助成金を継続して交付し、活動を支援します。

また、他の自治会・団体等に対する集団回収活動の広報・周知により、普及拡大に努めるとともに、公共施設等の資源回収拠点の拡大も検討します。

### (2) 生ごみの減量及び自家処理の推進

一般家庭において、生ごみの排出ごみに占める割合は大きく、ごみの発生・発生抑制策の一つとして各家庭での生ごみの減量化対策は有効となります。よって、冷蔵庫からの直接廃棄や食品の過剰切除、食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた啓発に取り組みます。さらに、生ごみの水切りによる減量効果を紹介し、生ごみの排出時に水切りを呼びかけ、ごみの発生抑制を図ります。

また、町が実施しているコンポスト容器や電動生ごみ処理機の購入助成制度の継続及び普及啓発により、家庭での生ごみ自家処理を更に推進します。

### (3) マイバック運動の支援

買い物時のマイバックの持参・使用により、廃棄するレジ袋の削減やそれに伴う温室効果ガスの削減、レジ袋の原料となる原油の節約等の環境負荷の低減に繋がります。

町内でこれらの運動の拡大のための普及啓発を継続していきます。

### (4) 教育・啓発活動

住民に対し、ごみの発生抑制・資源リサイクル等に関する勉強会や説明会の実施を検討し、普及啓発に努めます。

また、町のホームページや広報誌等でごみ処理に対する意識啓発に努めます。

## 2 収集・運搬

### 2-1 収集・運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は現行体制を継続する方針としますが、今後、ごみステーションの管理及び新たな中間処理方式や資源物の再生利用の検討のほか、社会情勢の変化により、収集体制の見直しが必要になった場合など、必要に応じて、適正な収集・運搬体制を検討します。

### 2-2 収集区域の範囲

現行通り、収集区域は、えりも町全域を対象とします。

### 2-3 収集・運搬するごみの種類

#### (1) 町が収集・運搬するごみの種類

原則、町が収集・運搬するごみは、主に日常生活に伴って家庭から排出されたごみとします。一部の事業系ごみについては、清掃センター又は最終処分場へ直接搬入してもらうこととします。

また、家庭から排出されるごみであっても、有害で危険なもの、処理が困難なもの、自宅治療で使用した医療器具、家電リサイクル対象品目(エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶(携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く)等・プラズマ各テレビ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)建設系産業廃棄物、漁業系産業廃棄物は収集・運搬しません。

#### (2) 分別区分

現行の分別区分である「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「その他」とします。

さらに資源ごみについては、「空き缶」、「空きびん」、「ペットボトル」、「発泡スチロール」、「食用油」、「プラスチック類(容器包装のもの)」、「新聞紙・雑誌・ダンボール類」、「小型家電」を対象とします。

現在、容器包装リサイクル法対象品目で分別収集を実施していない「その他の紙製容器包装」については、周辺自治体や広域処理の動向、清掃センターで焼却処理を行う場合のごみ質の安定性等を考慮し検討します。また、乾電池や蛍光灯などの危険ごみの分別についても周辺自治体の動向を踏まえて検討します

## 2-4 収集・運搬の方法

### (1) 収集主体

現行通り、町が委託する業者により実施します。

### (2) 収集人員・機材

現行の人員、機材を基本としながら、資源物の分別品目の拡大などの際には、適宜見直しを図ります。

### (3) 収集方式

基本的に、現行の収集方式を継続するものとし、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみのうち新聞紙・雑誌・ダンボール類は戸別収集方式、資源ごみのうち小型家電は、町内に設置している回収ボックスでの回収、不燃ごみ、その他の資源ごみはごみステーション方式とします。また、ごみステーションは分別収集をやすく、町並みの美観の維持に努めます。

## 2-5 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料の徴収方法及び料金体系は、基本的に現行の制度を継続する方針であり、今後の見直しについては収集・直接搬入の実態を勘案しながら検討します。

表 6-2-1 ごみの収集・運搬方法

ごみ区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
収集主体	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
収集方式	戸別収集	ごみステーション 収集	ごみステーション 収集(ただし、新聞 紙・雑誌・ダンボ ール類は戸別収集)	戸別収集
収集頻度	2回/週	2回/月	2～3回/月	1回/週(要予約)
収集車両	4tパッカー車 3台		平ボディ車 1台	平ボディ車 1台
手数料	有料(従量制) 指定袋	有料(従量制) 指定袋	無料 ただし、空き缶、 ペットボトル、発 泡スチロールは指 定袋を購入する。	有料(2段階) 証紙添付
手数料 (直接搬入の 場合)	有料(従量制) 証紙添付	有料(従量制) 証紙添付	無料	有料(2段階) 証紙添付

### 3 中間処理

#### 3-1 中間処理に関する基本方針

当面は現行の処理施設にて処理を行いますが、可燃ごみの焼却処理を行っている清掃センターは、稼働開始から約27年が経過しているおり、当面はごみ処理施設の維持補修を行いながら運転することとしていますが、周辺自治体との広域処理の動向を見据え、設備更新等による延命化又は新ごみ処理施設整備を検討します。なお、焼却処理で発生する残渣は、現行処理を継続するものとし、日高中部環境センターで熔融スラグ化し、覆土材として有効利用します。

#### 3-2 中間処理の方法

基本的に現行の処理方式を継続するものとし、可燃ごみは「焼却処理」、不燃ごみ及び粗大ごみは「破碎選別処理」、資源ごみは品目毎に「資源化处理」を行います。また、破碎選別後の焼却対象ごみは焼却処理します。焼却残渣は広域処理で熔融スラグ化して有効利用します。

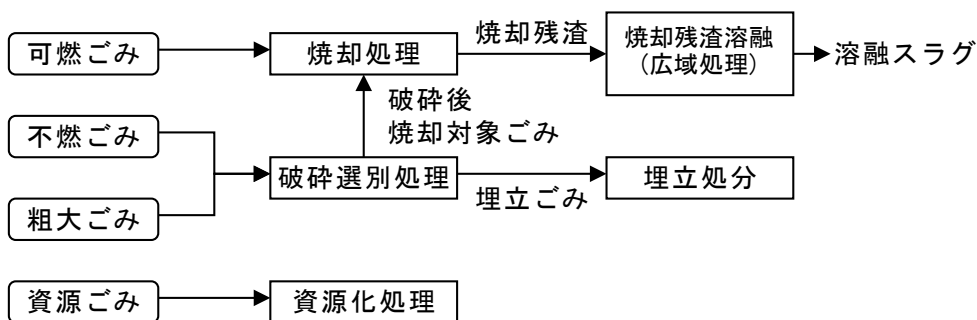


図 6-3-1 中間処理の方法

## 4 最終処分

### 4-1 最終処分に関する基本方針

現有最終処分場の計画埋立期間は2004年から15年間としていますが、ごみの再生利用の推進や埋立物の減量により、実際の埋立量は計画値よりも少なく、稼動から14年の間で埋立したごみは埋立容量全体の約2割程度であるため、埋立可能期間は15年を大きく上回り、現有最終処分場の更なる延命化が見込まれます。

よって、本計画の運用期間においては、現有最終処分場で埋立処分を行う計画とします。

また、様似町との広域処理を計画しており、2019年度から、様似町の破碎処理残渣及び埋立ごみについて、埋立処分を行う計画としています。

### 4-2 最終処分の方法

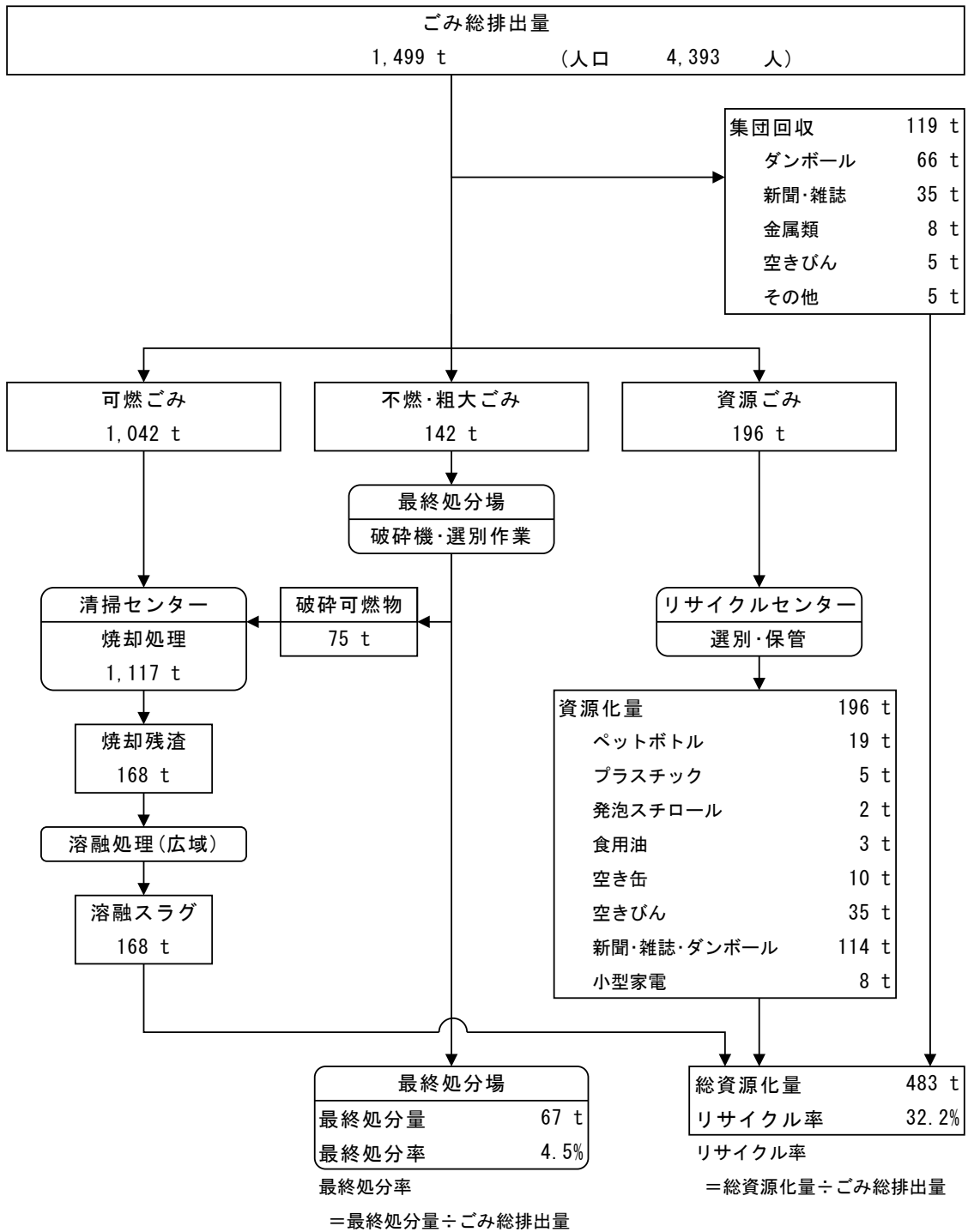
最終処分の方法は、埋立処分とします。埋立処分する主な廃棄物は、破碎・選別後の不燃物を対象とし、うち破碎処理が困難なごみは直接埋立します。

表 6-4-1 えりも町クリーンセンター\_最終処分場への最終処分計画

(単位：t/年)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
えりも町	選別後埋立	75	74	73	72	71	71	70	70
	えりも町計	75	74	73	72	71	71	70	70
様似町	直接埋立	0	25	24	24	23	23	22	21
	破碎残渣	0	55	55	53	52	50	49	47
	様似町計	0	80	79	77	75	73	71	68
合計		75	154	152	149	146	144	141	138
区分		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
えりも町	選別後埋立	69	69	69	68	68	67	67	67
	えりも町計	69	69	69	68	68	67	67	67
様似町	直接埋立	21	21	20	20	19	19	18	18
	破碎残渣	46	45	44	43	42	41	40	39
	様似町計	67	66	64	63	61	60	58	57
合計		136	135	133	131	129	127	125	124

以上より、目標年次におけるごみ処理フローを図 6-4-1に示します。本町のごみ処理において、リサイクル率は2017年度26.8%に対して目標年次は32.2%まで増加し、最終処分率は2017年度4.5%に対して目標年次は同程度の4.5%となります。



※処理量の算定方法は資料編資料2を参照

図 6-4-1 目標年次におけるごみ処理フロー(2033年度)

## 5 その他ごみ処理に関する事項

### 5-1 不法投棄の防止

現在、パトロールの実施によって、不法投棄防止に努めています。パトロールや通報などの監視連絡体制を強化などの地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。

### 5-2 災害廃棄物への対応

地震等の災害時に発生するごみ・し尿等の廃棄物については、本町が策定した「えりも町地域防災計画」に定める「廃棄物処理等計画」に基づき、えりも町防災会議に組織する町民生活部衛生班を中心に、収集運搬及び処理を実施します。

### 5-3 在宅医療廃棄物の処理

近年、高齢化が進み、自宅療養者の増加に伴い、在宅医療廃棄物(注射針、カテーテル、ガーゼ等)の増加が見込まれます。これらは廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があります。本町では、在宅医療で使用した注射針などの医療器具は町で収集・処理できないものとし、医療機関へ返却することとしています。

今後も、自宅治療で使用した医療器具は収集対象外とし、医療機関へ返却するよう指導していきます。

### 5-4 広域化計画

広域化計画に基づき、本町は日高中部環境センターの焼却灰の広域処理に参画しており、当面はこの方向を継続していきます。

また、2019年度より、えりも町クリーンセンターの最終処分場で本町と様似町の広域埋立処分を計画しています。



## 第2編

# 生活排水処理基本計画



---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の趣旨

生活排水対策は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から非常に重要な事業です。

また、全国の汚水処理施設整備率が約7割近くと高まっているなかで、中小市町村では、一般的に人口密度が低く、事業主体である市町村の財政規模も小さくなるなどの背景から、生活排水処理施設においては、より効率性・経済性の高い整備が求められています。住宅密集地域においては、下水道などの集合処理施設を整備し、住宅が分散している地域では浄化槽※を整備するなど、地域の実情に則した適正な処理方式を選定できるようになっています。

えりも町(以下「本町」といいます。)では、1996年より、大和の一部と本町・新浜・歌別の一部地区で下水道整備に着手し、2002年度より公共下水道終末処理場が供用開始しています。その他の地区については、生活排水対策を進めるため浄化槽の普及促進を図っています。

生活排水処理基本計画(以下「本計画」といいます。)については、浄化槽の助成制度による普及促進を図るため、2009年度に見直しを行っていますが、し尿・浄化槽汚泥の処理施設でもある日高東部衛生組合のし尿処理施設に関わる今後の処理方針について、2017年7月に日高東部衛生組合構成町(浦河町、様似町、えりも町)で協議をした結果、下水道事業とし尿処理場の双方を将来にわたって維持することが財政的に厳しく、汚水処理全般の効率化を図るために下水道と浄化槽汚泥等の処理の一元化を図り、下水道と共同で処理を行う必要があり、本計画を改定することにしました。

なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、生活排水処理に関する長期計画に位置付けられる計画です。

※浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から「単独処理浄化槽」が削除されたため、本計画では「浄化槽」と記している場合は、「合併処理浄化槽」をさしています。

## 第2章 生活排水の排出状況

### 1 生活排水処理体系の現状

#### 1-1 生活排水処理体系の現状

生活排水は、一般家庭から排出される汚水(し尿と生活雑排水)を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

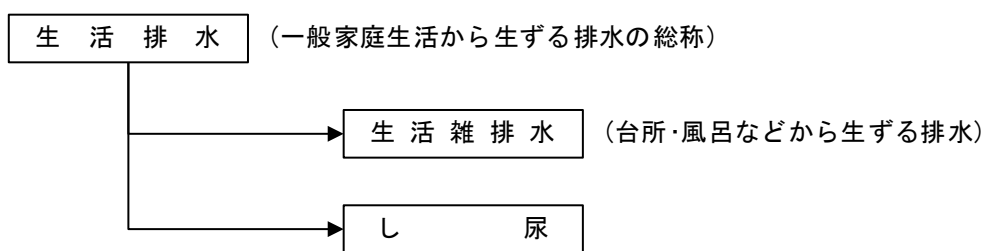


図 2-1-1 生活排水の定義

本町の生活排水は、下水道事業計画認可区域(以下「下水道認可区域」といいます。)で下水道の整備が完了した区域(以下「下水道処理区域」といいます。)では下水道により、また、下水道認可区域以外及び下水道の整備が完了していない地区では、合併処理浄化槽による処理を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、日高東部衛生組合のし尿処理施設で処理を行っています。

行政区域内の生活排水処理体系を図 2-1-2に示します。

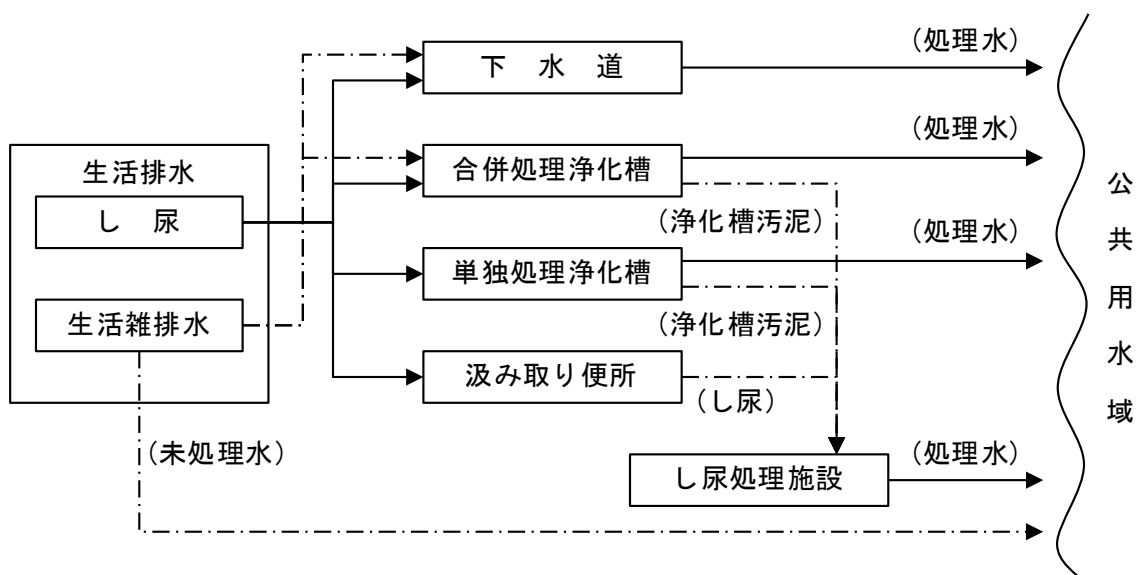


図 2-1-2 生活排水の処理体系

1-2 処理形態別人口

本町における生活排水の排出状況は、図 2-1-3で示す処理形態別人口で整理されます。

処理形態別人口とは、計画処理区域内、すなわち行政区域内の人口に対して下水道や漁業集落排水施設、浄化槽などの処理施設別の処理人口(水洗化人口)で整理したものです。処理形態別人口のうち、下水道や漁業集落排水施設、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

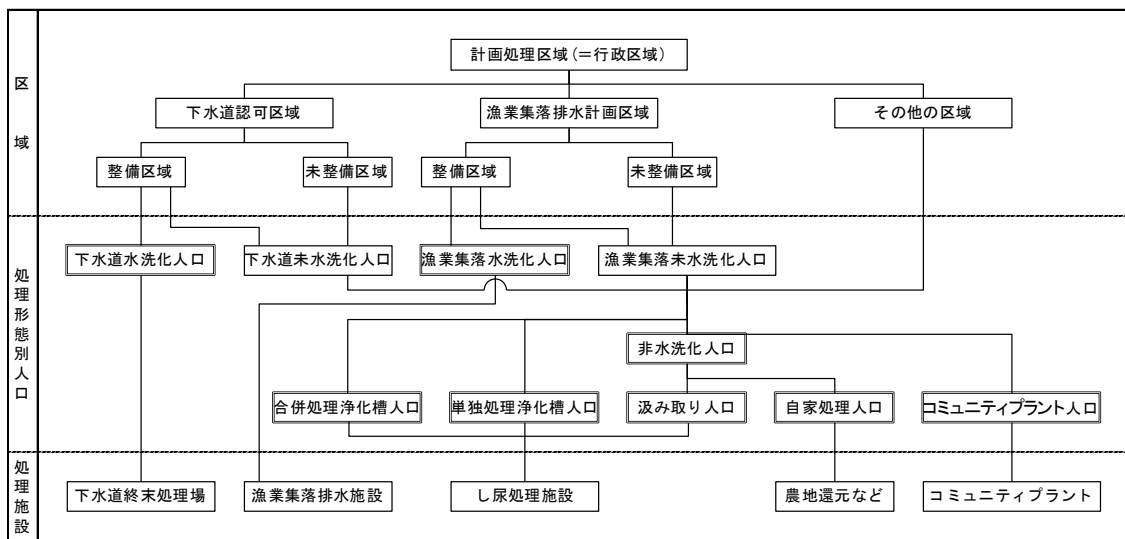


図 2-1-3 処理形態別人口

本町における生活排水の排出状況は、表 2-1-1のとおりであり、2017年度において、計画処理区域内人口4,744人のうち、1,853人については、公共下水道及び漁業集落排水施設により生活排水を処理しています。

また、合併処理浄化槽については、「合併処理浄化槽設置整備事業」により1990年度から普及促進に努めており、事業実施前に設置されている合併処理浄化槽や事業の対象となっていない合併処理浄化槽の使用人口を含め643人が生活排水を処理しています。

これらを合計した水洗化・生活雑排水処理人口は、2,496人であり、計画処理区域内人口4,744人に対して約53%を占めています。

表 2-1-1 過去5年間の処理形態別人口の実績

(単位：人)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
1. 計画処理区域内人口	5,151	5,048	4,959	4,842	4,744
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,492	2,530	2,552	2,560	2,496
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	587	602	618	637	643
(3) 下水道	1,840	1,861	1,867	1,856	1,786
(4) 漁業集落排水施設	65	67	67	67	67
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	57	33	33	31	31
4. 非水洗化人口	2,602	2,485	2,374	2,251	2,217
5. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	48.4%	50.1%	51.5%	52.9%	52.6%

※各人口は年度末値

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

## 2 集合処理の現状

本町の下水道事業は、1996年に大和の一部と本町・新浜・歌別の一部地区でえりも町特定環境保全公共下水道整備計画(全体計画1996年～2015年)に着手し、以降1998年、2002年に変更認可を取得し、2002年度に一部供用を開始し、現在に至っています。

下水道事業計画の概要を表 2-2-1に示します。

表 2-2-1 下水道事業計画の概要

区分	全体計画 (本町処理区)	認可計画 (本町処理区)
計画年次	2016年度～2026年度	2016年度～2021年度
計画区域面積	152.6ha 本町分区 93.3ha 大和分区 48.5ha 歌別分区 10.8ha	136.3ha 本町分区 87.5ha 大和分区 38.0ha 歌別分区 10.8ha
計画人口	2,800人	2,580人
計画水量	1,390m <sup>3</sup> /日(日最大)	1,320m <sup>3</sup> /日(日最大)
排除方式	分流式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

※下水道事業計画には、漁業集落排水事業区域である歌別分区10.8haの人口が含まれています。

一方、漁業集落排水施設は、2009年4月から供用開始となっており、これらの排水は公共下水道へ接続して処理しています。

表 2-2-2 漁業集落排水施設の概要

整備期間	2000年度～2008年度
区域面積	歌別地区 10.8ha
供用開始年度	2009年4月
処理方式	公共下水道へ接続(下水道事業では歌別分区として位置づけています。)

表 2-2-3に過去5年間の下水道及び漁業集落排水施設による水洗化人口等の推移を示します。2017年度において全町人口4,744人に対し、2,281人が処理できる環境(表中：処理区域内人口)にあり、そのうち1,786人が水洗化しています(表中：水洗化人口)。これを水洗化率で表すと約78%となります。

表 2-2-3 過去5年間の下水道及び漁業集落排水施設による水洗化人口等

(単位：人)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全町人口(A)	5,151	5,048	4,959	4,842	4,744
処理区域内人口(B)	2,450	2,418	2,383	2,368	2,281
処理人口普及率(B/A)	47.6%	47.9%	48.1%	48.9%	48.1%
水洗化人口(C)	1,905	1,928	1,934	1,923	1,853
水洗化率(C/B)	77.8%	79.7%	81.2%	81.2%	81.2%

※各人口は年度末値。

※処理区域内人口及び水洗化人口は、下水道・漁業集落排水施設の人口の合計。

集合処理で集められた汚水は、えりも町浄化センターで処理し、処理水は河川放流しています。

表 2-2-4 えりも町浄化センターの概要

①名称	えりも町浄化センター
②所在地	えりも町字大和664-1
③施設面積	15,085m <sup>2</sup>
④排除方式	分流式
⑤処理能力	2,020m <sup>3</sup> /日(日最大)
⑥汚水処理方式	オキシデーションディッチ法
⑦汚泥処理方式	濃縮・機械脱水
⑧設備概要	オキシデーションディッチ 幅4.0m×長さ114.1m×深さ2.5m×2池
	最終沈殿池 φ13.0m×深さ3.5m×2池
	塩素接触タンク 容量21.0m <sup>3</sup>
	汚泥濃縮槽 φ4.2m×深さ4.0m×1槽
	汚泥貯留槽 幅3.0m×長さ4.2m×深さ4.0m×2槽
	汚泥脱水機 遠心脱水機7.0m <sup>3</sup> /h ×1基 脱臭方式－活性炭吸着塔
⑨流入水質	BOD 270mg/L、SS 220mg/L
⑩放流水質	BOD 20mg/L以下、SS 40mg/L以下
⑪放流先	南部家川

## 3 浄化槽事業の概要

下水道事業による生活排水処理が困難な地域において、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、1990年度から合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。

表 2-3-1に事業の概要を、表 2-3-2に同事業による浄化槽の設置基数を示します。

表 2-3-1 浄化槽設置整備事業の概要

補助対象地域	下水道認可区域を除くえりも町全域
補助対象者	個人住宅、店舗共有住宅で10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者
補助限度額	設置に要する費用に相当する額(設置に伴う配管工事含む) 5人槽 450,000円 6～7人槽 600,000円 8～10人槽 950,000円

表 2-3-2 合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

年度	4人槽	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	合計
1990年度			4	6	10
1991年度			1	7	8
1992年度			2	6	8
1993年度		3	1	8	12
1994年度		5	4	9	18
1995年度		1	2	4	7
1996年度		2	1	3	6
1997年度			2	3	5
1998年度			2	1	3
1999年度		1		1	2
2000年度		1	1	1	3
2001年度		1	4	4	9
2002年度			3	1	4
2003年度		4	1	1	6
2004年度	1	2	4		7
2005年度		3	4		7
2006年度		2	1		3
2007年度			7		7
2008年度		3	3		6
2009年度		2	3	1	6
2010年度		1	3		4
2011年度		1	4	1	6
2012年度		2	5	0	7
2013年度		1	5	1	7
2014年度		1	6	0	7
2015年度		0	4	0	4
2016年度		2	5	0	7
2017年度		0	2	0	2
計	1	38	84	58	181



---

## 第3章 生活排水処理計画

---

### 1 生活排水処理に係る理念、目標

本町の生活排水は、公共施設や共同住宅の一部が浄化槽で処理されていますが、依然として、多くの生活雑排水が未処理のまま側溝へ排出されており、河川の水質汚濁、海への流出による昆布やウニなどの養殖育成礁等の汚染が問題視されています。漁業振興上、また社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきました。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対して生活排水対策の必要性について、啓発を行うとともに水質の改善、資源の保護、さらに町民が健康で文化的かつ快適な生活を送ることを目標とします。

### 2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理対策の基本として、快適な生活の実現を目標に汚水の処理、生活環境の保持、水の適正利用等に関する普及、啓発を行っていくとともに、2002年から供用開始している下水道、2009年から供用開始している漁業集落排水施設を、本町としての生活排水処理施設整備の柱として考え、地区ごとの諸条件を考慮しつつ整備方法を基本方針として進めていきます。

- ①特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業の地区については、処理施設への接続を進めます。
- ②近郊の集落等については、小型浄化槽により整備します。
- ③下水道・漁業集落排水施設の整備区域外で、家屋新築者に対して、規模に応じた小型浄化槽の検討と設置等を指導し、単独処理浄化槽を設置している家庭については、小型浄化槽への転換の指導も併せて行います。

### 3 目標年次

目標年次については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（1990年10月8日衛環第200号）を参考とします。

**目標年次**

本計画の目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

[解説]

計画目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度を図り、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに又は諸条件に大きな変動があった場合等においては基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

生活排水処理基本計画における目標年度は、策定指針に基づき、2019年度を計画の開始として、15年後にあたる2033年度までを計画期間とします。

また、5年毎に中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
内容	計画策定年次	第1期					中間目標年次	第2期					中間目標年次	第3期					計画目標年次

図 3-3-1 本計画の期間

#### 4 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、行政区域全域とします。

表 3-4-1 計画処理区域

区分	面積
行政区域面積	284.00 km <sup>2</sup>
計画処理区域	284.00 km <sup>2</sup>
計画外区域	0 km <sup>2</sup>

#### 5 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 3-5-1のとおりです。

表 3-5-1 生活排水の処理主体

【現況】

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	えりも町
(2) 漁業集落排水事業	し尿及び生活雑排水	えりも町
(3) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	日高東部衛生組合

【将来】

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 特定環境保全公共下水道 (下水道広域化推進総合事業)	し尿、生活雑排水 及び浄化槽汚泥	日高東部衛生組合
(2) 漁業集落排水事業	し尿及び生活雑排水	えりも町
(3) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等

※生活雑排水の処理を促進するため、単独処理浄化槽は、廃止するよう指導していく。

## 6 生活排水の処理計画

### 6-1 生活排水の処理の目標

「生活排水処理に係る理念、目標」を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とします。

表 3-6-1 生活排水の処理の目標

区分	現在 2017年度	目標年次 2033年度
1. 行政区域内人口	4,744 人	4,393 人
2. 計画処理区域内人口	4,744 人	4,393 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,496 人	4,024 人
4. 生活排水処理率	52.6%	91.6%

表 3-6-2 生活排水の処理の目標の内訳

(単位：人)

区分	現在 2017年度	目標年次 2033年度
1. 計画処理区域内人口	4,744	4,393
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,496	4,024
(1) コミュニティプラント	-	-
(2) 合併処理浄化槽	643	1,787
(3) 下水道	1,786	2,162
(4) 漁業集落排水施設	67	75
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	31	0
4. 非水洗化人口	2,217	369
5. 計画処理区域外人口	-	-

## 6-2 生活排水を処理する区域及び人口等

## (1) 処理区域

集合処理区域では、既に整備を行っている特定環境保全公共下水道及び漁業集落排水施設への接続を進めていきます。

集合処理区域以外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することとし、「えりも町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により浄化槽の設置促進を図ります。

以上、生活排水を処理する区域について、資料編「えりも町生活排水処理計画図」で示します。

## (2) 行政区域内人口(計画処理区域内人口)

本町の人口は1975年から漸減しており、都市への人口流出と少子化の進行により、人口の減少が今後も続くと考えられます。「えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2014年12月)」におけるえりも町人口ビジョン(以下「人口ビジョン」といいます。)では、地場産業の振興と担い手の育成、観光振興による交流人口の拡大、子育て支援と婚活支援などを進めることによって、人口減少対策に取り組み、2040年における目標人口を4,300人としています。

本計画における人口推計は、人口ビジョンと整合を図るものとし、人口ビジョンの目標値を用います。

なお、この推計値は10月1日時点の人口で推計されているため、本計画では、人口ビジョン目標値から年度末値に換算した人口を用います(過去10年間の実績平均より9月末人口に対する年度末人口の割合は約98.0%と設定しました。)

表 3-6-3 行政区域内人口の推計

(単位：人)

年度	人口	年度	人口
2018年度	4,721	2026年度	4,527
2019年度	4,697	2027年度	4,501
2020年度	4,674	2028年度	4,476
2021年度	4,650	2029年度	4,450
2022年度	4,626	2030年度	4,424
2023年度	4,601	2031年度	4,414
2024年度	4,577	2032年度	4,403
2025年度	4,553	2033年度	4,393

※人口ビジョンの目標人口(2020年度：4,769人、2025年度：4,646人、2030年度：4,514人、2035年度：4,461人)を年度末値に換算し、各年度間の人口は、直線補完で算定しました。

生活排水処理における人口区分を以下に示す。

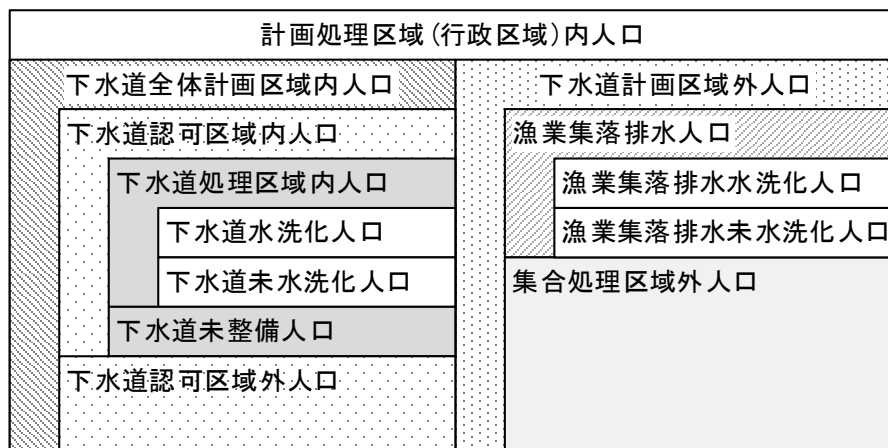


図 3-6-1 生活排水処理の人口区分

(3) 下水道人口(特定環境保全公共下水道(大和地区、本町地区、新浜地区))

下水道人口の推計に当たり、まず、下水道全体計画区域(以下「下水道計画区域」といいます。)内人口を設定します。下水道計画区域内人口は、行政区域内人口に下水道計画区域内人口の行政区域内人口に対する割合を乗じて算出します。

$$\text{下水道計画区域内人口(人)} = \text{行政区域内人口(人)} \times \text{下水道計画区域内人口の行政区域内人口に対する割合}$$

下水道計画区域内人口の行政区域内人口に対する割合の実績は、過去10年間(2008年度～2017年度)<sup>\*</sup>で上昇しており、えりも町の人口は、下水道計画区域内に集中すると考えられるため、増加傾向を示す近似式を用いて将来値を設定します。

<sup>\*</sup>過去5年間(2013年度～2017年度)における実績では、減少していますが、えりも町の人口は、下水道計画区域内に集中すると考えられるため、増加傾向となる過去10年間(2008年度～2017年度)の実績を用いました。

表 3-6-4 下水道計画区域内人口の推計

(単位：人)								
区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
行政区域内人口	4,721	4,697	4,674	4,650	4,626	4,601	4,577	4,553
下水道計画区域内人口の行政区域内人口に対する割合	48.9%	49.0%	49.1%	49.1%	49.2%	49.2%	49.3%	49.3%
下水道計画区域内人口	2,309	2,302	2,295	2,283	2,276	2,264	2,256	2,245
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
行政区域内人口	4,527	4,501	4,476	4,450	4,424	4,414	4,403	4,393
下水道計画区域内人口の行政区域内人口に対する割合	49.3%	49.4%	49.4%	49.5%	49.5%	49.5%	49.6%	49.6%
下水道計画区域内人口	2,232	2,223	2,211	2,203	2,190	2,185	2,184	2,179

次に下水道認可区域内人口を設定します。下水道認可区域内人口は、下水道計画区域内人口に下水道認可区域内人口の下水道計画区域内人口に対する割合を乗じて設定します。

$$\text{下水道計画区域内人口(人)} = \text{下水道認可区域内人口の下水道計画区域内人口に対する割合}$$

2022年度から下水道広域化推進総合事業を開始するものとしているため、開始15年後の2037年度の非水洗化人口が0人となるように、2037年度の下水道認可区域内人口の下水道計画区域内人口に対する割合が直線的に100%となるように将来値を設定します。

表 3-6-5 下水道認可区域内人口の推計

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
下水道計画区域内人口	2,309	2,302	2,295	2,283	2,276	2,264	2,256	2,245
下水道認可区域内人口の下水道計画区域内人口に対する割合	96.3%	96.5%	96.7%	96.9%	97.1%	97.3%	97.5%	97.7%
下水道認可区域内人口	2,224	2,221	2,219	2,212	2,210	2,203	2,200	2,193
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
下水道計画区域内人口	2,232	2,223	2,211	2,203	2,190	2,185	2,184	2,179
下水道認可区域内人口の下水道計画区域内人口に対する割合	97.9%	98.1%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%
下水道認可区域内人口	2,185	2,181	2,171	2,168	2,159	2,159	2,162	2,162

下水道処理区域内人口は、下水道未整備人口を下水道認可区域内人口から差し引き、算出します。

また、下水道未整備人口は、2025年度において、0人となるように直線的に減少すると設定します。

$$\text{下水道処理区域内人口(人)} = \text{下水道認可区域内人口(人)} - \text{下水道未整備人口(人)}$$

表 3-6-6 下水道処理区域内人口の推計

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
下水道認可区域内人口	2,224	2,221	2,219	2,212	2,210	2,203	2,200	2,193
下水道未整備人口	9	8	6	5	4	3	1	0
下水道処理区域内人口	2,215	2,213	2,213	2,207	2,206	2,200	2,199	2,193
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
下水道認可区域内人口	2,185	2,181	2,171	2,168	2,159	2,159	2,162	2,162
下水道未整備人口	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道処理区域内人口	2,185	2,181	2,171	2,168	2,159	2,159	2,162	2,162

下水道水洗化人口は、下水道処理区域内人口に下水道水洗化率を乗じて設定します。

$$\text{下水道水洗化人口(人)} = \text{下水道処理区域内人口(人)} \times \text{下水道水洗化率}$$

下水道水洗化率は、過去5年間(2013年度～2017年度)で上昇しており、えりも町の下水道事業では、今後も下水道接続に関する啓蒙活動を継続していくため、同様に上昇していくと考えられます。よって、増加傾向を示す近似式を用いて下水道水洗化率の将来値を設定します。

表 3-6-7 下水道水洗化人口の推計

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
下水道処理区域内人口	2,215	2,213	2,213	2,207	2,206	2,200	2,199	2,193
下水道水洗化率	87.8%	88.8%	89.8%	90.7%	91.7%	92.7%	93.8%	94.8%
下水道水洗化人口	1,945	1,965	1,987	2,002	2,023	2,039	2,063	2,079
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
下水道処理区域内人口	2,185	2,181	2,171	2,168	2,159	2,159	2,162	2,162
下水道水洗化率	95.8%	96.9%	97.9%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
下水道水洗化人口	2,093	2,113	2,125	2,146	2,159	2,159	2,162	2,162



## (4) 漁業集落排水人口(歌別地区)

漁業集落排水人口は、行政区域内人口に対する漁業集落排水人口の割合を用いて算出します。

漁業集落排水人口(人)

=行政区域内人口(人)×行政区域内人口に対する漁業集落排水人口の割合

過去5年間(2013年度～2017年度)の行政区域内人口に対する漁業集落排水人口の割合の実績は、ほぼ一定であるため、過去5年間の平均値1.8%で推移することとし、漁業集落排水人口を算出します。

表 3-6-8 漁業集落排水人口の推計

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
行政区域内人口	4,721	4,697	4,674	4,650	4,626	4,601	4,577	4,553
行政区域内人口に対する漁業集落排水人口の割合	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
漁業集落排水人口	85	85	84	84	83	83	82	82
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
行政区域内人口	4,527	4,501	4,476	4,450	4,424	4,414	4,403	4,393
行政区域内人口に対する漁業集落排水人口の割合	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
漁業集落排水人口	81	81	81	80	80	79	79	79

漁業集落排水水洗化人口は、漁業集落排水人口に漁業集落排水水洗化率を乗じて算出します。

漁業集落排水水洗化人口(人) = 漁業集落排水人口(人) × 漁業集落排水水洗化率

下水道広域化推進総合事業開始15年後の2037年度の非水洗化人口が0人となるように、2037年度の漁業集落排水水洗化率が直線的に100%となるように将来値を設定します。

表 3-6-9 漁業集落排水水洗化人口の推計

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
漁業集落排水人口	85	85	84	84	83	83	82	82
漁業集落排水水洗化率	74.9%	76.2%	77.6%	78.9%	80.2%	81.5%	82.8%	84.2%
漁業集落排水水洗化人口	64	65	65	66	67	68	68	69
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
漁業集落排水人口	81	81	81	80	80	79	79	79
漁業集落排水水洗化率	85.5%	86.8%	88.1%	89.4%	90.8%	92.1%	93.4%	94.7%
漁業集落排水水洗化人口	69	70	71	72	73	73	74	75

(5) 合併処理浄化槽人口

2025年度において、下水道未水洗化人口及び下水道認可区域外人口のうち、合併処理区域内人口が直線的に0人となるよう設定します。

また、集合処理区域外人口のうち合併処理浄化槽人口の将来値は、集合処理区域外人口から後述する集合処理区域外人口のうち単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口を差し引いて算出します。

集合処理区域外人口のうち合併処理浄化槽人口(人) =集合処理区域外人口(人)－集合処理区域外人口のうち単独処理浄化槽人口(人) －集合処理区域外人口のうち非水洗化人口(人) 集合処理区域外人口(人) =下水道計画区域外人口(人)－漁業集落排水人口(人) 下水道計画区域外人口(人) =行政区域内人口(人)－下水道計画区域内人口(人)
--

表 3-6-10 合併処理浄化槽人口の推計

(単位：人)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合併処理 浄化槽 人口	下水道未水洗化人口	18	15	13	10	8	5	3	0
	下水道認可区域外人口	11	9	8	6	5	3	2	0
	集合処理区域外人口	663	735	809	886	959	1,035	1,107	1,181
	計	692	759	830	902	972	1,043	1,112	1,181
区分		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
合併処理 浄化槽 人口	下水道未水洗化人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道認可区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	集合処理区域外人口	1,256	1,326	1,401	1,471	1,545	1,628	1,705	1,787
	計	1,256	1,326	1,401	1,471	1,545	1,628	1,705	1,787

## (6) 単独処理浄化槽人口

2025年度において、下水道未水洗化人口及び下水道認可区域外人口のうち、単独処理区域内人口が直線的に0人となるよう設定します。

また、集合処理区域外人口のうち単独処理浄化槽人口について、過去5年間(2013年度～2017年度)の実績より、減少傾向にあるため、減少傾向を示す近似式を用いて集合処理区域外における単独処理浄化槽人口を設定します。

なお、下水道処理区域外人口及び漁業集落排水未水洗化人口のうち単独処理浄化槽人口は0人となっています。

表 3-6-11 単独処理浄化槽人口の推計

(単位：人)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
単独処理 浄化槽 人口	下水道未水洗化人口	9	8	6	5	4	3	1	0
	下水道認可区域外人口	8	7	6	5	3	2	1	0
	集合処理区域外人口	10	8	6	4	2	0	0	0
	計	27	23	18	14	9	5	2	0
区分		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
単独処理 浄化槽 人口	下水道未水洗化人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道認可区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	集合処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

(7) 非水洗化人口

下水道未水洗化人口、下水道未整備人口、下水道認可区域外人口、漁業集落排水未水洗化人口のうち非水洗化人口は、各人口から各人口のうち合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口を差し引いて算出します。

また、下水道広域化推進総合事業開始15年後の2037年度の集合処理区域外人口のうち非水洗化人口が直線的に0人となるように設定します。

なお、下水道未水洗化人口、下水道認可区域外人口、漁業集落排水未水洗化人口についてはそれぞれ以下の式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{下水道未水洗化人口(人)} &= \text{下水道処理区域内人口(人)} - \text{下水道水洗化人口(人)} \\ \text{下水道認可区域外人口(人)} &= \text{下水道計画区域内人口(人)} - \text{下水道認可区域内人口(人)} \\ \text{漁業集落排水未水洗化人口(人)} &= \text{漁業集落排水人口(人)} - \text{漁業集落排水水洗化人口(人)} \end{aligned}$$

表 3-6-12 非水洗化人口の推計

(単位：人)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
非水洗化人口	下水道未水洗化人口	243	225	207	190	171	153	132	114
	下水道未整備人口	9	8	6	5	4	3	1	0
	下水道認可区域外人口	66	65	62	60	58	56	53	52
	漁業集落排水未水洗化人口	21	20	19	18	16	15	14	13
	集合処理区域外人口	1,654	1,567	1,480	1,393	1,306	1,219	1,132	1,045
	計	1,993	1,885	1,774	1,666	1,555	1,446	1,332	1,224
区分		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
非水洗化人口	下水道未水洗化人口	92	68	46	22	0	0	0	0
	下水道未整備人口	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道認可区域外人口	47	42	40	35	31	26	22	17
	漁業集落排水未水洗化人口	12	11	10	8	7	6	5	4
	集合処理区域外人口	958	871	783	696	609	522	435	348
	計	1,109	992	879	761	647	554	462	369

(8) 処理形態別人口

以上より、処理形態別人口の年度別推移を図 2-1-1、表 3-6-13に示します。

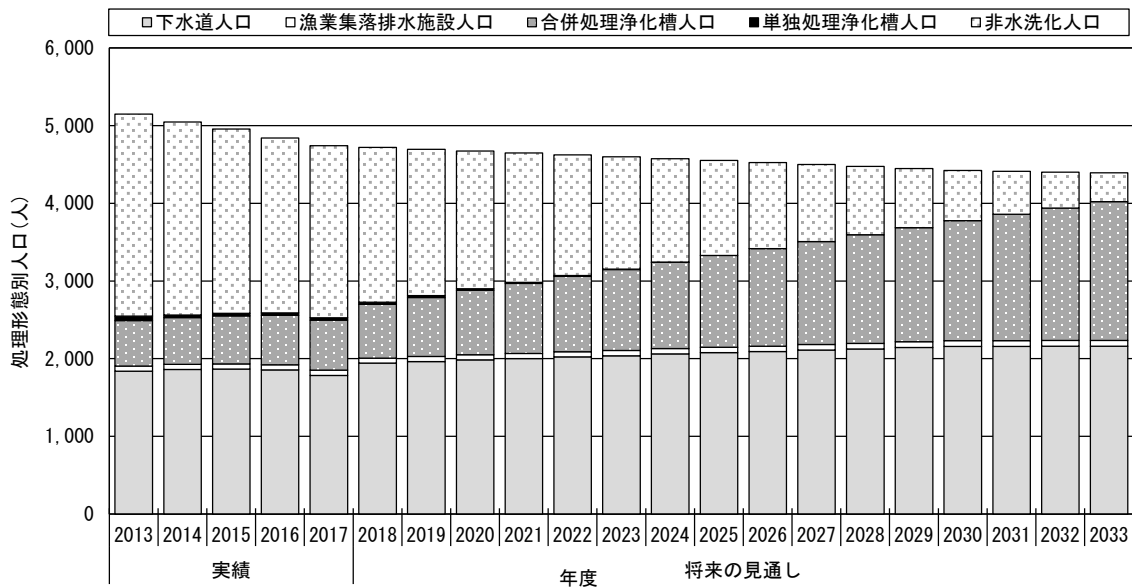


図 3-6-2 処理形態別人口の推移

表 3-6-13 処理形態別人口の見通し

(単位：人)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1. 計画処理区域内人口	4,721	4,697	4,674	4,650	4,626	4,601
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,701	2,789	2,882	2,970	3,062	3,150
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	692	759	830	902	972	1,043
(3) 下水道	1,945	1,965	1,987	2,002	2,023	2,039
(4) 漁業集落排水施設	64	65	65	66	67	68
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	27	23	18	14	9	5
4. 非水洗化人口	1,993	1,885	1,774	1,666	1,555	1,446
5. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	57.2%	59.4%	61.7%	63.9%	66.2%	68.5%

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1. 計画処理区域内人口	4,577	4,553	4,527	4,501	4,476
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,243	3,329	3,418	3,509	3,597
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	1,112	1,181	1,256	1,326	1,401
(3) 下水道	2,063	2,079	2,093	2,113	2,125
(4) 漁業集落排水施設	68	69	69	70	71
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	1,332	1,224	1,109	992	879
5. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	70.9%	73.1%	75.5%	78.0%	80.4%

区分	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
1. 計画処理区域内人口	4,450	4,424	4,414	4,403	4,393
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,689	3,777	3,860	3,941	4,024
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽	1,471	1,545	1,628	1,705	1,787
(3) 下水道	2,146	2,159	2,159	2,162	2,162
(4) 漁業集落排水施設	72	73	73	74	75
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	761	647	554	462	369
5. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	82.9%	85.4%	87.4%	89.5%	91.6%

## 第4章 し尿・汚泥の処理計画

### 1 し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

本町のし尿の収集・運搬は、許可業者に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を日高東部衛生組合(えりも町、様似町、浦河町の一部事務組合)のし尿処理施設で処理しています。

この施設は、1967年5月竣工の好気性消化方式による54kL/日の施設ですが、施設の老朽化が進んでいることと、浄化槽汚泥が投入量の20%以上を占め、今後も増加する見込みであることから、現有施設における処理が難しくなっています。

表 4-1-1 し尿処理施設の概要

施設名	日高東部衛生センター	設置主体	日高東部衛生組合
施設所在地	浦河町字西幌別276番地		
公称能力	54 kL/日	対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	好気性消化	放流水質	BOD 30 mg/L SS 70 mg/L

## 2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表 4-2-1、図 4-2-1に示します。

し尿・浄化槽汚泥ともに、2015年度は増加していますが、以降は減少傾向にあります。

表 4-2-1 過去5年間のし尿・浄化槽汚泥の排出実績

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
し尿処理量(kL/年)	3,042.25	2,887.00	2,986.65	2,966.55	2,877.20
浄化槽汚泥量(kL/年)	467.60	446.20	512.71	479.40	428.81
処理量計(kL/年)	3,509.85	3,333.20	3,499.36	3,445.95	3,306.01
1人1日平均し尿排出量(L/人・日)	3.20	3.18	3.44	3.61	3.56
1人1日平均浄化槽汚泥排出量(L/人・日)	1.99	1.93	2.15	1.97	1.74

※1人1日平均し尿排出量＝し尿処理量÷し尿処理人口÷365日×1,000

※1人1日平均浄化槽汚泥排出量＝浄化槽汚泥量÷(合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口)÷365日×1,000

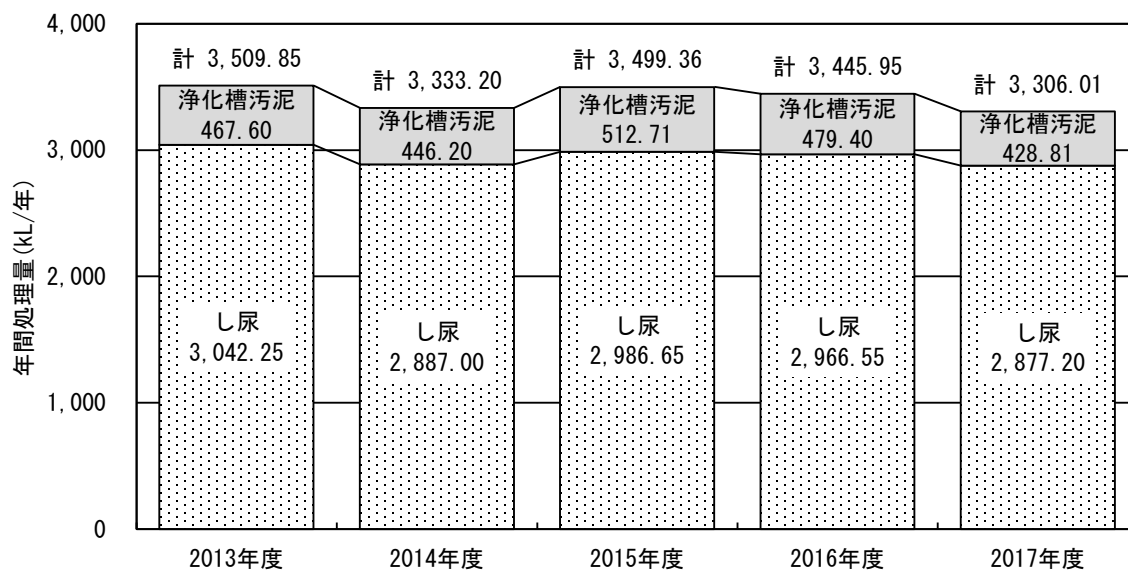


図 4-2-1 過去5年間のし尿・浄化槽汚泥の排出実績



### 3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、表 3-6-13で示した処理形態別人口の推移に基づき推計します。

#### 3-1 し尿排出量の推定

し尿は、非水洗化人口にし尿原単位を乗じて算出します。

表 4-2-1に示したように、1人1日平均し尿排出量は増加傾向にあります。これは簡易水洗などの普及によるものと考えられますが、今後は直近値にて推移するものとし、2018年度以降の1人1日平均し尿排出量は、2017年度の実績より3.55L/人・日で一定とします。

$$\text{し尿量 (kL/年)} = \text{非水洗化人口 (人)} \times 3.55 (\text{L/人} \cdot \text{日}) \times 365 (\text{日/年}) \times 10^{-3}$$

#### 3-2 浄化槽汚泥の推定

浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽人口に合併処理浄化槽汚泥の原単位を乗じたものと単独処理浄化槽人口に単独処理浄化槽汚泥の原単位を乗じたものを合計して算出します。各原単位は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)」より合併処理浄化槽汚泥原単位は1.80L/人・日、単独処理浄化槽汚泥原単位は0.85L/人・日とします。

$$\text{浄化槽汚泥量 (kL/年)} = \text{合併処理浄化槽汚泥量 (kL/年)} + \text{単独処理浄化槽汚泥量 (kL/年)}$$

$$\text{合併処理浄化槽汚泥量 (kL/年)}$$

$$= \text{合併処理浄化槽人口 (人)} \times 1.80 (\text{L/人} \cdot \text{日}) \times 365 (\text{日/年}) \times 10^{-3}$$

$$\text{単独処理浄化槽汚泥量 (kL/年)}$$

$$= \text{単独処理浄化槽人口 (人)} \times 0.85 (\text{L/人} \cdot \text{日}) \times 365 (\text{日/年}) \times 10^{-3}$$

以上から、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表4-3-1に示します。し尿量は大きく減少する一方、浄化槽汚泥量は徐々に増加する結果となっています。

表 4-3-1 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
し尿量(kL/年)	2,579	2,440	2,296	2,156	2,018	1,871
合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)	455	499	545	593	640	685
単独処理浄化槽汚泥量(kL/年)	8	7	6	4	3	2
合計(kL/年)	3,042	2,946	2,847	2,753	2,661	2,558
1日当たり処理量(kL/日)	8.3	8.1	7.8	7.5	7.3	7.0

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
し尿量(kL/年)	1,724	1,584	1,435	1,284	1,141
合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)	731	776	825	871	923
単独処理浄化槽汚泥量(kL/年)	1	0	0	0	0
合計(kL/年)	2,456	2,360	2,260	2,155	2,064
1日当たり処理量(kL/日)	6.7	6.5	6.2	5.9	5.6

区分	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
し尿量(kL/年)	985	837	717	598	479
合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)	966	1,015	1,070	1,120	1,177
単独処理浄化槽汚泥量(kL/年)	0	0	0	0	0
合計(kL/年)	1,951	1,852	1,787	1,718	1,656
1日当たり処理量(kL/日)	5.3	5.1	4.9	4.7	4.5

## 4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 4-1 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、当面は、日高東部衛生組合が指定する委託業者が行う体制とし、以下の業務内容が実施できる事業者へ委託します。

以下の施設・設備から発生するし尿、浄化槽汚泥、スカム、洗浄水等の収集を行うこと

- ・浄化槽及びこれに付属する施設(土壌浄化トレンチ方式など)
- ・非水洗化施設及びこれに付属する附属施設(升・配管など)

### 4-2 し尿・浄化槽汚泥の処理方針

日高東部衛生組合構成町(浦河町、様子町、えりも町)の協議において、し尿・浄化槽汚泥を処理する日高東部衛生組合のし尿処理施設は、施設の老朽化が進行し、施設構造体の躯体の耐久性が限界を迎えており、また、汚水処理全般の効率化を図るため、現在浦河町の下水処理を行っている浦河浄化センターにて下水道と浄化槽汚泥等の処理の一元化を図り、下水道と協働で処理を行う「下水道広域化推進総合事業」により施設整備を行う方針としました。

設計業務等の期間を見込み、2022年度から供用開始の計画としています。

---

## 第5章 その他の計画

---

### 1 住民への普及啓発

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知を図るものとします。

また、広報等を通じて合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。

### 2 災害時の対応

台風や津波等の災害発生に伴い、浸水した住宅・事業所等では、便槽が満水状態になる可能性が高く、速やかなし尿の収集が必要です。

今後は、災害時におけるし尿の収集方法を検討し、地域防災計画等に反映していきます。また、し尿の収集業者と協定を取り交わし、円滑に収集が行われるよう体制を構築します。



# 資料編

資料1 ごみ処理システムの評価

資料2 ごみ処理量の推計

資料3 生活排水処理計画図



## 資料1 ごみ処理システムの評価





---

## 第1章 目的

---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が改正され、市町村、都道府県、国の役割が以下の通り定められた。

市町村の役割： 分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際に、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努める。

都道府県の役割： 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的助言を与えるよう努める。

国の役割： 一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を通じて、技術的な支援に努める。

このことから環境省では、2007年6月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以下「システム指針」という。)を公表し、基本方針に則し、一般廃棄物の標準的な分別収集区分、適正な循環的利用や適正処理の考え方を示した。さらに、2013年4月に見直しを行った。

本検討では、このシステム指針にえりも町の一般廃棄物処理の実状を照らし合わせるとともに、一般廃棄物処理に係る指標を算出し、北海道及び全国と比較することによって、えりも町の一般廃棄物処理と標準的なシステムや北海道及び全国との差異を明らかにし、今後システムを変更する際の参考とするものである。

## 第2章 標準的な分別収集区分、循環的利用・適正処分

### 1 分別収集区分

#### 1-1 えりも町における分別収集区分

えりも町では、現在燃やせるごみ(以下「可燃ごみ」という。)、燃やせないごみ(以下「不燃ごみ」という。)、粗大ごみ、資源ごみ、その他のごみの5分別収集を行っており、さらに資源ごみは、空きびん類、ペットボトル類など8種類に分別している。

表 2-1-1 分別区分と主なごみの種類(2018年度現在)

収集区分		詳細
可燃ごみ	紙類	紙くず、空箱、紙袋、ティッシュ、紙パック(アルミ内張を含む)
	生ごみ	料理くず、食べ残し、野菜・果物くず、貝殻、茶殻等
	布・衣類	服、ズボン、下着、ハンカチ、タオル、カーテン等
	木くず類	割りばし、小枝、木の葉、木箱等
	プラスチック類	バケツ、タッパ等、ナイロンやコンビニ弁当容器等
	発泡スチロール	汚れているカップ麺容器、食品トレイ、魚箱等
	その他	乾燥している草花類、汚物を取り除いた紙おむつ等
不燃ごみ	金属類	鍋、釜、煙突、針金、鉄くず等
	プラスチック類	塩素系洗剤の容器、金属のついているプラスチック容器
	ゴム・皮革類	ゴム製品、カバン、革製品、履物類
	ガラス類	ガラス、コップ、鏡、食用油のびん等
	陶磁器類	食器、土鍋、花瓶、ホーロー製品、植木鉢等
	危険ごみ	カミソリ、はさみ、包丁、ナイフ、カッター等
	乾電池・電球類	乾電池、電球、蛍光灯、体温計等
	スプレー・ライター類	殺虫剤、化粧品、卓上ガスボンベ、ライター等
	その他	小型電気製品(ポット、アイロン、トースター等)、乾燥していない草花
粗大ごみ		家具類、楽器類、布団類、その他
資源ごみ	空き缶	飲料缶、缶詰缶、菓子缶、ミルク缶、茶筒等でアルミ製又はスチール製のもの
	空きびん	酒類、ジュース類、調味料、コーヒー、ワンカップ等のガラス製のもの
	ペットボトル	ペットボトルの識別表示マークの付いているもの
	発泡スチロール	白色トレイ、白色の納豆容器、白色のカップ麺の容器等、魚箱等、緩衝材
	食用油	食用油の廃油
	プラスチック類	弁当容器等、卵パック、ペットボトルラベル、カップラーメン容器、柔軟剤・洗剤容器等、シャンプー・リンス容器等、乳酸菌飲料容器等、色つきトレイ
	新聞紙・雑誌・ダンボール類	新聞・チラシ等、雑誌・ノート等、牛乳パック等、ダンボール
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、パソコン、ゲーム機、電子ジャー、電気アイロン、プリンター、ミシン、扇風機、掃除機、ステレオ、ドライヤー等	
その他のごみ		クリーン作戦等で排出された汚泥、汚れたびん、缶等、使用されていない花火

## 1-2 標準的な分別収集区分

表 2-1-2にシステム指針による一般廃棄物の標準的な分別収集区分を示す。

標準的な分別収集区分は、類型Ⅰから類型Ⅲに示されており、数字の順に分別区分の種類が多くなっている。システム指針では、「基本計画の見直しに当たって、分別収集区分が類型Ⅰに達していない市町村にあつては、類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては、類型Ⅱを分別収集区分の目安にする。」とされている。さらに、「類型Ⅱ又は類型Ⅲに準じる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、バイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には、類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。」とされている。

表 2-1-2 一般廃棄物の標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分			えりも町	
類型Ⅰ	①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する	○	
		①-2 ガラスびん		○	
		①-3 ペットボトル		○	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)				○
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				○
	⑥燃やさないごみ				○
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ				×
	⑧粗大ごみ				○
類型Ⅱ	①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)	○	
		①-2 ガラスびん		○	
		①-3 ペットボトル		○	
		①-4 プラスチック製容器包装		○	
		①-5 紙製容器包装		×	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)				○
	④小型家電				○
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				○
⑥燃やさないごみ				○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ				×	
⑧粗大ごみ				○	
類型Ⅲ	①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)	○	
		①-2 ガラスびん		○	
		①-3 ペットボトル		○	
		①-4 プラスチック製容器包装		○	
		①-5 紙製容器包装		×	
	②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)				○
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				△
	④小型家電				○
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)				○	
⑥燃やさないごみ				○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ				×	
⑧粗大ごみ				○	

※システム指針に示されている表の抜粋であるため、ごみ区分名称はえりも町の区分名称とは一致しない場合がある。

えりも町の現在の分別収集区分を照らし合わせてみると、類型Ⅰについては、乾電池や蛍光管等が該当する「その他専用の処理のために分別するごみ」が分別されず、不燃ごみとして処理されている。

類型Ⅱについては、紙製容器包装が分別されていない。

類型Ⅲについては、廃食用油の分別収集は実施されているものの、生ごみの分別収集が行われていない。

また、廃プラスチック類については、容器包装や燃えやすい製品以外のプラスチックを不燃ごみとして収集している。

プラスチック類については、2005年5月に改正された基本方針において「廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」とされている。

この基本方針に則すと、えりも町は、今後、類型Ⅰまたは類型Ⅱを分別収集区分の目安にすることとなる。そのためには、紙製容器包装と乾電池・蛍光管等の分別収集の検討が必要である。さらに、廃プラスチック類の区分については、可能な限り容器包装を資源ごみとして回収し、残ったものを可燃ごみとして取り扱うことが検討事項として挙げられる。

## 2 循環的利用・適正処分

表 2-2-1にシステム指針における分別収集区分ごとの適正な循環的利用・適正処分の方法を示す。えりも町の現状処理方法がこれら指針に適合しているかどうか確認する。

### 2-1 資源回収する容器包装

アルミ缶、スチール缶については、回収業者へ引渡しており、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック容器包装については、容器包装リサイクル法のシステムに基づき再商品化しており、システム指針に合致する。

紙製容器包装の分別収集は実施していない。

### 2-2 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ

新聞紙、雑誌、ダンボール類などの古紙類は、回収業者へ引渡しており、システム指針に合致する。

### 2-3 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス

廃食用油は、ストックヤードで保管後、再利用業者へ無料で引渡している。

生ごみの分別収集は、実施していない。

### 2-4 小型家電

小型電化製品は、町内に設置した回収ボックスで回収し、再利用業者へ無料で引渡している。

### 2-5 燃やすごみ

可燃ごみは、ストーカ式焼却炉(バッチ燃焼式)で焼却処理している。焼却残渣は、広域施設である日高中部環境センターで熔融処理し、発生した飛灰は薬剤処理後埋立処分されている。生成したスラグは、えりも町の最終処分場の覆土材として再利用している。よって、システム指針に合致する。

### 2-6 燃やさないごみ、粗大ごみ

不燃・粗大ごみは、可燃物と不燃物に選別した後、最終処分場の破砕機で大型のごみや嵩張るごみを破砕し、可燃物を焼却、不燃物を埋立処分している。

なお、金属等の回収は実施されていない。

### 2-7 その他専用の処理のために分別するごみ

乾電池や蛍光灯が該当するが、これらは現在、不燃ごみとして処分している。

表 2-2-1 適正な循環的利用・適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		えりも町	
①資源回収する 容器包装	①-1アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。		○アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用	○
	①-2ガラスびん			○容器包装リサイクル協会の引き取り等による再商品化	○
	①-3ペットボトル			○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	○
	①-4プラスチック製容器包装				○
	①-5紙製容器包装				×
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ	排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却		○回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	○	
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	排出源で分別する		○回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用 ○回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	△	
	生ごみ	・堆肥化 ・飼料化 ・メタン化(生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある)			×
	廃食用油	・バイオディーゼル燃料化(メチルエステル化する)			×
	剪定枝等木質ごみ	・堆肥化・チップ化			×
排出源で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別		・メタン化		×	
④小型家電	排出源で分別するか、又は、他の区分と混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)		○認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化	○	
⑤燃やすごみ	ストーカー方式等による従来型の焼却方式(灰溶融方式併設を含む)	焼却灰	最終処分場で適正処分	○焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給(発電と熱供給の組み合わせを含む)をできるだけ行うこととする。	-
			セメント原料化		-
			灰溶融しスラグ化		○
			薬剤等により安定化処理し最終処分		○
			セメント原料化		-
山元還元		-			
⑥燃やさないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	△	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ	性状に見合った処理及び保管		○性状に見合った再生利用又は適正処分	×	
⑧粗大ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		○修理等して再使用 ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	△	

資料：システム指針を基に加筆

## 第3章 一般廃棄物処理のシステム評価

### 1 一般廃棄物処理システムの評価項目

システム指針では、各市町村の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済性等から客観的な評価を行うための標準的な評価項目を示している(表 3-1-1参照)。このうちの一部の評価指標について試算する。

これらの結果は本編(ごみ処理基本計画 第3章 6 ごみ処理の評価)に示しており、以降は、地球温暖化評価の計算の詳細を示す。

表 3-1-1 標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	試算
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	○
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	%	○
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	該当なし
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	%	○
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人1日当たり排出量	kg/人・日	○
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	-
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	○
		資源回収に要する費用	円/t	-
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	該当なし
		最終処分減量に要する費用	円/t	-

資料：システム指針を基に加筆

## 2 地球温暖化防止に係わる評価値

廃棄物処理に伴う温室効果ガスの算定については、システム指針、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に基づいて算出を行う。対象とする年度は2018年度とした。

算出する温室効果ガスとその過程は、以下の通りとする。

- i 収集過程における温室効果ガスの排出量
  - ①収集車両の燃料使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ②収集車両の電気使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ③自動車の走行に伴う温室効果ガス(CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O)
  - ④HFC封入カーエアコンの使用台数(HFC-134a)
- ii 中間処理過程における温室効果ガスの排出量
  - ⑤中間処理における燃料使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑥中間処理における電気使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑦中間処理の作業用車両の燃料使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑧中間処理の作業用車両の電気使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑨一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス(CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O)
  - ⑩廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
- iii 最終処分過程における温室効果ガスの排出量
  - ⑪最終処分における燃料使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑫最終処分における電気使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑬最終処分の埋立作業用車両の燃料使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑭最終処分の埋立作業用車両の電気使用に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)
  - ⑮廃棄物の直接埋立処分による温室効果ガス(CH<sub>4</sub>)

以上の温室効果ガス排出過程において、②、④、⑧、⑭、⑮の活動量は0となった。

※以下の温室効果ガス排出量の算出における排出係数について、電気使用に伴う排出係数は、2018年度実績に対する北海道電力株式会社の実排出係数を用いており、その他の排出係数は、環境省 温室効果ガス排出量算定・報告公表制度 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧の値を用いている。



## 2-1 収集過程における温室効果ガス

### (1) 収集車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

当該年度の収集車両の使用燃料量を調査し、下式により算出する。

$$\text{燃料使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

表 3-2-1 収集車両の燃料消費に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
燃料の種類	軽油
燃料使用量	16,080 L/年
燃料の発熱量	37.7 MJ/L
排出係数	0.0187 kg-C/MJ
CO <sub>2</sub> 排出量	41,566.2 kg-CO <sub>2</sub> /年

### (2) 自動車の走行に伴うCH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>O排出量

収集車両を燃料の種類及び車両の大きさ毎に区分し、それぞれの年間走行距離を調査し、下式により算出する。

$$\text{収集車の走行に伴うCH}_4\text{排出量(kg-CH}_4\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

$$\text{収集車の走行に伴うN}_2\text{O排出量(kg-N}_2\text{O/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※収集車両の大きさの区分は、普通貨物車：積載量2,000kg以上、小型貨物車：積載量2,000kg未満、軽貨物車：軽自動車としている。

表 3-2-2 自動車の走行に伴うCH<sub>4</sub>排出量

項目	内容
車両の種類	普通貨物車
車両の大きさ	積載量 2,000kg以上
走行距離	64,320 km/年
排出係数	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km
CH <sub>4</sub> 排出量	1.0 kg-CH <sub>4</sub> /年

表 3-2-3 自動車の走行に伴うN<sub>2</sub>O排出量

項目	内容
車両の種類	普通貨物車
車両の大きさ	積載量 2,000kg以上
走行距離	64,320 km/年
排出係数	0.000014 kg-N <sub>2</sub> O/km
N <sub>2</sub> O排出量	0.9 kg-N <sub>2</sub> O/年

## 2-2 中間処理過程における温室効果ガス

### (1) 中間処理における燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

当該年度の中間処理施設における使用燃料量を調査し、下式により算出する。

$$\text{燃料使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

表 3-2-4 中間処理における燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容	内容	内容
燃料の種類	灯油	A重油	LPG
燃料使用量	3,056 L/年	13,600 L/年	17 kg/年
燃料の発熱量	36.7 MJ/L	39.1 MJ/L	50.8 MJ/kg
排出係数	0.0185 kg-C/MJ	0.0189 kg-C/MJ	0.0161 kg-C/MJ
CO <sub>2</sub> 排出量	7,607.9 kg-CO <sub>2</sub> /年	36,851.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	51.0 kg-CO <sub>2</sub> /年

### (2) 中間処理における電気使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

中間処理施設において電力会社(北海道電力株式会社)からの購入電力を調査し、下式により算出する。

$$\text{電気使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

表 3-2-5 中間処理における電気使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
電気使用量	128,034 kwh/年
排出係数	0.666 kg-CO <sub>2</sub> /kWh
CO <sub>2</sub> 排出量	85,270.6 kg-CO <sub>2</sub> /年

### (3) 中間処理の作業用車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

当該年度の中間処理施設の作業用車両の使用燃料量を調査し、下式により算出する。

$$\text{燃料使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

表 3-2-6 中間処理の作業用車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
燃料の種類	ガソリン
燃料使用量	1,504 L/年
燃料の発熱量	34.6 MJ/L
排出係数	0.0183 kg-C/MJ
CO <sub>2</sub> 排出量	3,490.6 kg-CO <sub>2</sub> /年

(4) 一般廃棄物の焼却に伴うCH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>O排出量

焼却処理量を調査し、下式により算出する。

$\text{一般廃棄物の焼却に伴うCH}_4\text{排出量 (kg-CH}_4\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$
$\text{一般廃棄物の焼却に伴うN}_2\text{O排出量 (kg-N}_2\text{O/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$

表 3-2-7 一般廃棄物の焼却に伴うCH<sub>4</sub>排出量

項目	内容
焼却処理量	1,187 t/年
排出係数	0.076 kg-CH <sub>4</sub> /t
CH <sub>4</sub> 排出量	90.2 kg-CH <sub>4</sub> /年

表 3-2-8 一般廃棄物の焼却に伴うN<sub>2</sub>O排出量

項目	内容
焼却処理量	1,187 t/年
排出係数	0.0724 kg-N <sub>2</sub> O/t
N <sub>2</sub> O排出量	86.0 kg-N <sub>2</sub> O/年

(5) 廃プラスチックの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量

焼却対象ごみのごみ質調査結果から廃プラスチック類の焼却量を算出し、これをもとに下式により算出する。

$\text{廃プラスチック焼却量 (乾燥ベース)} =$ $\text{焼却量} \times (100\% - \text{廃プラスチック水分割合}(\%)) \times \text{廃プラスチック類組成割合}(\%)$
$\text{廃プラスチックの焼却に伴うCO}_2\text{排出量 (kg-CO}_2\text{/年)} = \text{廃プラスチック焼却量} \times \text{排出係数}$

表 3-2-9 廃プラスチックの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
焼却処理量	1,187 t/年
ごみ含水率	43.2%
廃プラ組成割合	23.6%
廃プラ焼却量	159.1 t/年
排出係数	2,770 kg-CO <sub>2</sub> /t
CO <sub>2</sub> 排出量	440,822.7 kg-CO <sub>2</sub> /年

## 2-3 最終処分過程における温室効果ガス

### (1) 最終処分における燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

当該年度最終処分場における使用燃料量を調査し、下式により算出する。

$$\text{燃料使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

表 3-2-10 最終処分過程における燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
燃料の種類	灯油
燃料使用量	10,570 L/年
燃料の発熱量	36.7 MJ/L
排出係数	0.0185 kg-C/MJ
CO <sub>2</sub> 排出量	26,313.8 kg-CO <sub>2</sub> /年

### (2) 最終処分における電気使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

最終処分場において電力会社からの購入電力を調査し、下式により算出する。

$$\text{電気使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

表 3-2-11 最終処分過程における燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
電気使用量	317,773 kWh
排出係数	0.666 kg-CO <sub>2</sub> /kWh
CO <sub>2</sub> 排出量	211,636.8 kg-CO <sub>2</sub> /年

### (3) 最終処分の埋立作業用車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

当該年度最終処分場における埋立作業用車両の使用燃料量を調査し、下式により算出する。

$$\text{燃料使用に伴うCO}_2\text{排出量(kg-CO}_2\text{/年)} = \text{活動量} \times \text{発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

表 3-2-12 最終処分の埋立作業用車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

項目	内容
燃料の種類	軽油
燃料使用量	3,089 L/年
燃料の発熱量	37.7 MJ/L
排出係数	0.0187 kg-C/MJ
CO <sub>2</sub> 排出量	7,985.0 kg-CO <sub>2</sub> /年

## 2-4 温暖化係数

以下の温暖化係数を用い、CO<sub>2</sub>換算する。

kg-CO <sub>2</sub> /年	×	1	=	kgCO <sub>2</sub> /年
kg-CH <sub>4</sub> /年	×	25	=	kgCO <sub>2</sub> /年
kg-N <sub>2</sub> O/年	×	298	=	kgCO <sub>2</sub> /年
kg-HFC-134a/年	×	1,430	=	kgCO <sub>2</sub> /年

## 2-5 まとめ

表 3-2-13 廃棄物処理事業における温室効果ガス排出量(2018年度)

区分		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量(CO <sub>2</sub> 換算)
収集	燃料使用	CO <sub>2</sub>	41,566.2 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	41,566.2 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	自動車の走行	CH <sub>4</sub>	1.1 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	27.5 kg-CO <sub>2</sub> /年
	自動車の走行	N <sub>2</sub> O	1.0 kg-N <sub>2</sub> O/年	298	298.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	HFC使用エアコン	HFC	0.0 kg-HFC/年	1,430	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
中間処理	燃料使用	CO <sub>2</sub>	44,509.9 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	44,509.9 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	85,270.6 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	85,270.6 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両燃料使用	CO <sub>2</sub>	3,490.6 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	3,490.6 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	一般廃棄物の焼却	CH <sub>4</sub>	90.2 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	2,255.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	一般廃棄物の焼却	N <sub>2</sub> O	86.0 kg-N <sub>2</sub> O/年	298	25,628.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	廃プラスチックの焼却	CO <sub>2</sub>	440,822.7 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	440,822.7 kg-CO <sub>2</sub> /年
最終処分	燃料使用	CO <sub>2</sub>	26,313.8 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	26,313.8 kg-CO <sub>2</sub> /年
	電気使用	CO <sub>2</sub>	209,944.5 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	209,944.5 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両燃料使用	CO <sub>2</sub>	7,985.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	7,985.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	作業用車両電気使用	CO <sub>2</sub>	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年	1	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
	直接埋立	CH <sub>4</sub>	0.0 kg-CH <sub>4</sub> /年	25	0.0 kg-CO <sub>2</sub> /年
人口	計画収集人口	人			4,846 人
	人口一人1日当たり温室効果ガス排出量				0.57 kg-CO <sub>2</sub> /人・日
	人口一人1年当たり温室効果ガス排出量				206.74 kg-CO <sub>2</sub> /人・年

以上のとおり、えりも町において廃棄物の処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で一人1日当たり約0.57kg-CO<sub>2</sub>と試算される。このうち、中間処理での廃プラスチックの焼却に伴う排出が多くを占めている。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは2016年度で2,164万t-CO<sub>2</sub>\*と報告されており、これを国民一人1日当たりに換算すると0.46kg-CO<sub>2</sub>である。えりも町の温室効果ガス排出量は全国を上回っている。

\*日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2018年4月)独立行政法人国立環境研究所



## 資料2 ごみ処理量の推計





# 第1章 ごみ処理量の推計

計画期間において、ごみ処理システムが現行体制を継続した場合の処理量を推計する。処理フローを以下に示す。

可燃ごみと破碎処理後の可燃物は焼却処理し、焼却残渣は広域処理で溶融スラグとして再利用する。最終処分場での埋立処分量は、直接埋立はなく、破碎選別後の埋立物のみとした。

なお、災害に伴い発生するがれき・木くず等の量は見込んでいない。

以降、各設定方法を示す。

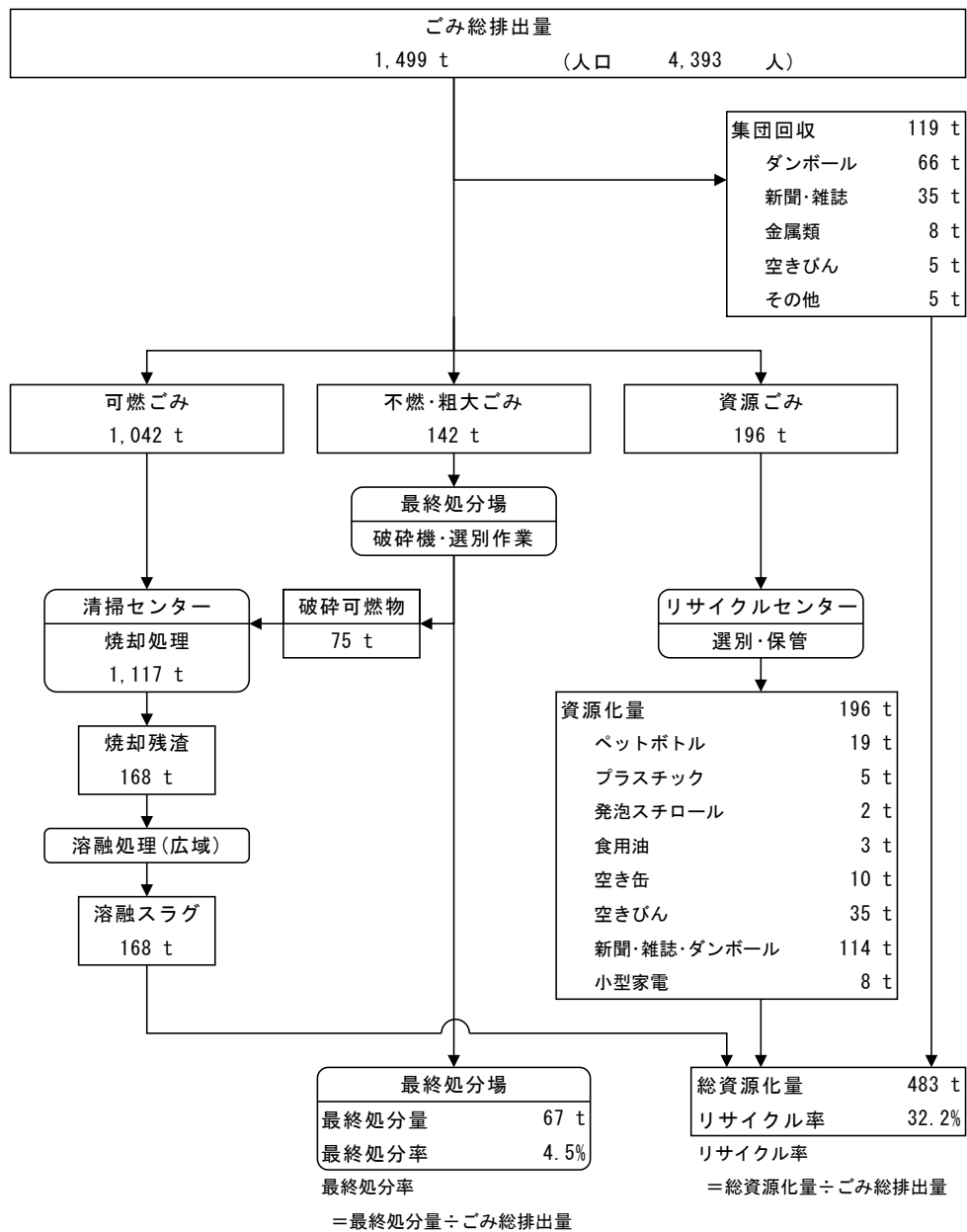


図 1-2-1 目標年次におけるごみ処理フロー(2033年度)

## 1 破碎選別処理

不燃・粗大ごみを、破碎後焼却されるごみと最終処分場で埋立処分されるごみに配分する。配分比率は、過去5年間の処理平均より、処理量の53%が焼却施設へ搬出されるものとし、残りの量は最終処分量とした。

表 1-1-1 過去5年間の破碎選別実績

(単位：t/年)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
搬入量	163	147	184	175	156
焼却量	132	111	76	30	80
埋立量	31	36	108	146	76
焼却比率	81.0%	75.7%	41.1%	17.0%	51.2%

以上より、焼却施設への搬出量、最終処分量を算定した結果を表 1-1-2に示す。

表 1-1-2 破碎選別処理量の推計

(単位：t/年)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
処理量(不燃・粗大)	159	157	155	153	152	151	149	149
焼却比率	53%	53%	53%	53%	53%	53%	53%	53%
焼却施設への搬出	84	83	82	81	81	80	79	79
最終処分場への搬出	75	74	73	72	71	71	70	70
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
処理量(不燃・粗大)	147	147	146	145	144	143	142	142
焼却比率	53%	53%	53%	53%	53%	53%	53%	53%
焼却施設への搬出	78	78	77	77	76	76	75	75
最終処分場への搬出	69	69	69	68	68	67	67	67

※不燃・粗大ごみ量の算出方法は本編参照

## 2 焼却処理量の設定

可燃ごみと破碎後焼却施設へ搬入された破碎物を焼却処理する。焼却残渣の発生量は過去5年間の処理実績の平均から焼却処理量の15%とする。また、焼却残渣は全量溶融スラグとして再生利用されるとする。

表 1-2-1 過去5年間の破碎選別実績

(単位：t/年)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
処理量	1,267	1,347	1,225	1,199	1,187
焼却残渣	209	205	175	157	162
残渣比率	16.5%	15.2%	14.3%	13.1%	13.6%

以上より、焼却処理量及び焼却残渣量を試算した結果を表 1-2-2に示す。

表 1-2-2 焼却処理量の推計

(単位：t/年)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
処理量	可燃ごみ	1,187	1,178	1,165	1,158	1,145	1,135	1,126
	破碎可燃	84	83	82	81	81	80	79
	計	1,271	1,261	1,247	1,239	1,226	1,215	1,205
焼却残渣の発生率	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
焼却残渣量	191	189	187	186	184	182	181	179
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
処理量	可燃ごみ	1,100	1,089	1,078	1,066	1,056	1,050	1,045
	破碎可燃	78	78	77	77	76	76	75
	計	1,178	1,167	1,155	1,143	1,132	1,126	1,120
焼却残渣の発生率	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
焼却残渣量	177	175	173	171	170	169	168	168

※可燃ごみ量の算出方法は本編参照

### 3 総資源化量の整理

総資源化量は、集団回収量、処理後再生利用量としてリサイクルセンターでの資源ごみ、溶融スラグの合計で算出する。

表 1-3-1 総資源化量の整理

(単位：t/年)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
集団回収量	128	127	126	126	125	124	124	123
処理後	資源ごみ	210	209	208	207	206	205	204
再生	溶融スラグ	191	189	187	186	184	182	181
利用量	小計	401	398	395	393	390	387	385
合計		529	525	521	519	515	511	505
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
集団回収量	122	122	121	120	119	119	119	119
処理後	資源ごみ	202	200	199	198	197	197	196
再生	溶融スラグ	177	175	173	171	170	169	168
利用量	小計	379	375	372	369	367	366	364
合計		501	497	493	489	486	485	483

### 4 最終処分量の整理

最終処分量は破碎処理後の埋立物のみである。計画期間における合計埋立量は、15年間で1,120tとなる。

表 1-4-1 最終処分量の整理

(単位：t)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
最終処分量	75	74	73	72	71	71	70	70
2018年度からの累積	75	149	222	294	365	436	506	576
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
最終処分量	69	69	69	68	68	67	67	67
2018年度からの累積	645	714	783	851	919	986	1,053	1,120

## 5 処理システムにおけるリサイクル率・最終処分率

以上より、計画期間における算定結果を表 1-5-1に示す。リサイクル率は2017年度26.8%に対して目標年次は32.2%まで増加、最終処分率は2017年度4.5%に対して目標年次は4.5%と同程度となっている。。

表 1-5-1 処理システムのリサイクル率・最終処分率

(単位：t/年)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ごみ総排出量	1,684	1,671	1,654	1,644	1,628	1,615	1,603	1,588
総資源化量	529	525	521	519	515	511	509	505
最終処分量	75	74	73	72	71	71	70	70
リサイクル率	31.4%	31.4%	31.5%	31.6%	31.6%	31.6%	31.8%	31.8%
最終処分率	4.5%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
区分	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
ごみ総排出量	1,571	1,558	1,544	1,529	1,516	1,509	1,502	1,499
総資源化量	501	497	493	489	486	485	483	483
最終処分量	69	69	69	68	68	67	67	67
リサイクル率	31.9%	31.9%	31.9%	32.0%	32.1%	32.1%	32.2%	32.2%
最終処分率	4.4%	4.4%	4.5%	4.4%	4.5%	4.4%	4.5%	4.5%

※ごみ総排出量の算出方法は本編参照

※総資源化量は表2-3-1、最終処分量は表2-4-1を参照

※リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量



### **資料3 生活排水処理計画図**





# えりも町生活排水処理計画図



特定環境保全下水道事業  
本町処理区

凡 例	
行政区域界	----
公共下水道	—
その他の地域 (合併処理浄化槽)	—